

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書
 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(第3章)

令和5年度の達成度(1~5の5段階評価で入力)
 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障できるよう、支援します。	(6) 親等による子どもの権利保障の支援 親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行います。	⑫ 親等の子どもの権利への関心と理解が深まるよう、条例や子どもの権利について、さまざまな場で広報し、研修や講演会等の学習機会を提供します。	17条		108		保育園だより	■目的・目標 ：保育園を利用する保護者や市民グループ等へ子どもの権利についての意識の向上を図ります。 ■事業概要 ：保育園を利用する保護者や市民グループ等へ子どもの権利についての意識の向上を図るため、各種情報提供を行います。	保育園での人権を尊重した保育の取組や子どもの権利についての情報を園だよりや掲示で伝えました。	保護者や地域の方に向け、子どもの権利に対する各種情報提供や保育の取組を伝えることで、関心や理解が深まり、子どもにとっての権利保障についての意識の向上や理解の促進を図りました。	引き続き、おたよりやパンフレット等を活用した発信を通して情報提供および周知を推進します。	3	こども未来局	保育・子育て推進部
					109		保育園における子どもの権利の意識を高めるための機会づくり	■目的・目標 ：利用者（保護者）に対して保育方針や子どもの権利保障への取組等について説明を行い、意見を出せる機会を持ち、利用者の意見を取り入れた保育運営を推進します。 ■事業概要 ：保護者に対しては懇談会を通じて、子どもの権利の啓発を行い、保育園職員については、研修を通じて啓発を行います。	懇談会等の場で、保護者等にこども未来局青少年支援室が作成するパンフレット等の配布・説明などを行いました。また、入所時等の保育内容説明会の際に、保育方針や子どもの権利保障の取組等に関する説明を行いました。 各保育園で保育所の自己評価に伴う保護者アンケートの実施や保護者からの意見について、口頭によるほか意見箱の設置による書面の受付を行い、意見申出の機会確保に努めました。 保育園職員については、各職場で園内研修等を通して保育の中の人権をテーマに話し合う機会を積極的に設けました。	保護者に対して保育方針および子どもの権利保障への取組等について説明を行うと共に、保育運営に対するアンケート実施や個別に意見を出せる機会を持ち、意見を取り入れた保育運営を行いました。また、保育園職員については、園内研修等を通して身近な事例から学ぶ機会をつくることで、意識啓発へとつながりました。	引き続き、運営の柱として子どもの権利保障を位置づけ、保護者からの意見を取り入れながら保育運営を行う必要があります。また、職員の意識啓発にむけた取組みについて継続して実施することが必要です。	3	こども未来局	保育・子育て推進部
					110	2	子どもの権利に関する条例のパンフレットやパネル等による広報（再掲）	■目的・目標 ：条例パンフレット等の配布を通じて、市内小学校の生徒や子育て施設の児童及び職員に川崎市子どもの権利条例を周知し、理解を深めます。 ■事業概要 ：条例理解のためのパンフレット等の小学校、中学校、高校を通じた児童生徒への配布や、各種親子向けイベントで条例説明等でのパネルの出展などにより、子どもやその保護者に子どもの権利についての認識を深めてもらいます。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童生徒に147,900部一斉配布しました。市内全小学校117校の新1年生向け学校説明会の際に15,691部配布しました。 また、条例パンフレットを、市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び保育園、子育て関連施設の職員に向けて3,289部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。 またフロンターレとの連携事業では13,200部の配布を行いました。	毎年同時期に配布することで「かわさき子どもの権利の日」を意識する良い機会となっています。また小学校就学のタイミングでも配布するようにすることで保護者に対して改めて子どもの権利を知らせることにもつながり、認知度が高まっています。	子どもだけでなく大人向けにも広く子どもの権利について関心を持ってもらうための効果的な広報の仕方を検討する必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
					111	41	子どもの権利に関する学習等への支援（再掲）	■目的・目標 ：川崎市子どもの権利に関する条例の第7条「市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする」と定められた条文を具現化するために、学習等への支援を実施します。 ■事業概要 ：市民や市民グループ等による学習会・研修会等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めます。	17か所約4,500名に向けて、子どもの権利について広報・研修を実施したり、イベントや研修等で使用するため、パンフレット・リーフレットなどを配布または提供しました。	多くのイベントや研修等で「子どもの権利」について、見聞きする機会を増やすことができました。12月に開催した「子どもの権利の日のつどい」でのアンケートにも「配布資料を見たことがある」「他のイベントで説明を聞いた」などの意見があったことから、子どもの権利に関する意識を広めるきっかけとなっています。	昨年度より、多くのイベント等に参加させてもらうことができたことで、多くの人に見聞きする機会になったが、今後もさらに多くの機会での子どもの権利の意識を広められるように、他部署との連携をしていく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
					112	7	家庭教育支援事業（再掲）	■目的・目標 ：地域や家庭における「教育力」の向上を図り、大人と子どもが、互いに学び合い、育ち合う中で、地域の一員として活動していく力を培えるようにします。 ■事業概要 ：子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学級」の開催に向けた支援を行い、108校で開催しました。また、企業や地域団体等との連携による家庭教育支援講座を実施しました。	PTA家庭教育学級の開催をとおして、子どもの理解が深まり、親や家庭の役割を考えるきっかけになりました。 子どもを理解するに当たり、子どもがもつ権利を知ってもらうことを心がけました。	家庭教育はすべての教育の出発点であることから、既存事業に参加できない家庭へのアプローチを続ける必要があります。	3	教育委員会事務局	生涯学習推進課
					113	8 106	社会教育振興事業（再掲）	■目的・目標 ：民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざします。 ■事業概要 ：教育文化会館や市民館において、平和・人権・男女平等推進学習や青少年教室事業、子育て・共育学習活動、家庭教育推進事業などをとおして、共に生きる地域社会の創造をめざす学習事業を実施します。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活力のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、436事業を実施し、延べ69,152名が参加しました。	平和や人権の尊重に関する学習等を行い、共に生きる地域社会の創造に努めました。子どもの権利について考えるような学習プログラムを設けました。 【青少年教室事業】 事業数 12事業 延べ参加者数 679人 (例)教育文化会館 「自由研究してみなイカ!おもしろ選挙体験」延べ21人参加 高津市民館 「小学生のための絵本づくり講座」延べ91人参加 【その他子どもに関わる講座】 事業数 25事業 延べ参加者数 1,304人 (例)宮前市民館平和・人権・男女平等推進学習「生きにくい社会の中で子育てと働き方を考える」延べ参加者数121人 日吉分館地域コミュニティ交流・学習事業「日吉あそびっ子クラブ2023」延べ参加者数76人	多様化する課題を横断的に学べるように、引き続き、平和、人権や男女平等に関する様々なテーマを取り上げていく必要があります。	3	教育委員会事務局	生涯学習推進課
					114	10	子どもの権利に関する週間（再掲）	■目的・目標 ：学校における子どもの権利学習を推進するとともに子どもの権利の理解を地域に広めていきます。 ■事業概要 ：「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、学校においては権利の学習を推進します。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開していきます。	各学校においては「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました(年4回、延べ716人参加)。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生*共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもへの権利についての理解を深めました。	各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生*共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施し、授業参観や学校公開等を通して保護者、地域住民も子どもの権利についての理解を深めることができました。	各学校において、取組状況に違いがあるため、今後情報共有を行い、さらに取組やすくするための検討が必要です。	3	教育委員会事務局	教育政策室
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域にお	(7) 子どもの養育の支援 親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	⑬ さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。	18条		115		かわさき子育てガイドブック	■目的・目標 ：親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。 ■事業概要 ：妊産期から子どもが青少年期に至るまでの様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系つけた子育てガイドブックを作成、配布することにより、子育てに関する情報を提供し、各事業の利用促進を図ります。	子ども・若者に関する様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系つけた子育てガイドブックを、19,000部作成しました。	母子手帳交付時等に市民に配布することで、子育てに関する情報を提供し、各事業の利用促進を図りました。 広く市民に子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行い各事業の利用促進につなげました。	市民の方にとってより分かりやすく読みやすい子育てガイドブックの構成や、より多くの方に知ってもらうための広報等について今後も検討していきます。	3	こども未来局	企画課

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅱ 川崎市において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。					116		子育て情報誌の発行(川崎区)	■目的・目標:区内の保護者等に、子育て情報を提供し、安心して子育てができるよう支援を行います。子育て情報誌により、子育て情報を提供することで、親子の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう支援します。 ■事業概要:川崎区の子育てに関する情報誌「さんぼみち」の発行を行います。	現行の川崎区の子育て情報誌「さんぼみち」の情報を更新し、増刷の形で3,500冊発行しました。また「さんぼみち」の広報と、HP上のデジタル版にアクセスするための啓発を兼ねたチラシ3,000枚、ウェットティッシュ700個を作成しました。また、かわさき子育てアプリのプッシュ通知を使った広報を行いました。	川崎区の子育て情報誌「さんぼみち」を発行し、母子手帳交付時を中心として配布したに加え、「さんぼみち」の広報と、HP上のデジタル版にアクセスするための啓発を兼ねた啓発物を作成し、子育て世帯や子育て支援者等に配布することで、子育てに関する制度等の子育て情報の提供を効果的に行うことができました。また、かわさき子育てアプリでの広報を行い、さんぼみちの活用を促しました。	子育て情報誌「さんぼみち」の冊子の作成・配布には限りがあります。相談先や遊び場など区内の子育て情報を集約した「さんぼみち」を活用してもらうために、子育て情報誌「さんぼみち」デジタル版へのアクセスを含めて、子育て世代に加え、区内の子育て支援者にもより一層活用してもらうための広報をしていく必要があります。	3	川崎区役所	地域ケア推進課
					117		川崎区こども情報発信事業	■目的・目標:ホームページにより、身近な子育て情報を速やかに発信し、子育て情報入手の利便性を高めます。子育てに関する多様な情報を速やかに提供することで、親子の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう支援します。 ■事業概要:相談事業、イベントなど区内の子育て・子育てに関する身近な情報を発信します。	ホームページの更新による情報発信(随時更新)をしました。また、事業やイベントなど区内の子育てと子育てに関わる身近な情報を速やかに発信し、子育て世帯が子育て情報を円滑に入手できるようにしました。	ホームページ、子育てアプリ、YouTube等による情報発信(随時更新)により、事業やイベントをはじめ、区内の子育てと子育てに関わる身近な情報を速やかに発信し、子育て中の区民が必要とする情報を提供することが出来ました。また、民生委員児童委員が中心となって運営している遊び場である「子育てサロン」を紹介する動画を8言語(日本語、中国語、ベトナム語、英語、韓国語、朝鮮語、ミャンマー語、ネパール語、フィリピン語(タガログ語))で作成し、ホームページからもクリックすると川崎市川崎区YouTubeチャンネルに移動できる形で配信しました。	子育て情報が溢れる中で、子育て中の区民が必要とする情報を効果的に届け、必要な情報を手にしてもらうための情報発信の仕方について、より工夫していく必要があります。	3	川崎区役所	地域ケア推進課
					118		子育て情報誌「おこさまっぶさいわい」の発行	■目的・目標:子育て中の世帯が孤立することなく、安心して子育てができるよう、幸区内を中心とした地域の子育て情報を掲載した情報誌「おこさまっぶさいわい」を発行します。 ■事業概要:子育て中の保護者等の区民からなる編集会議を開催し、「こんなあったらいいな」という子育てに役立つ情報をまとめ冊子にし、年1回発行します。	編集会議(子育てグループや関係団体(計16名)の編集委員)での意見を踏まえ、2023年度版を8月に発行しました。2024年度版の発行に向け、現役子育てママなどが委員となる編集会議を2回開催しました。	区民から構成される編集会議を経て、子育て世帯にとって必要な情報誌となるよう工夫して発行したことで、発行部数の在庫が品薄になるほど多くの区民の手に取ってもらうことができ、効果的な情報発信につながったものと考えられます。	区内で大型マンションが建設されることにより子育て世帯の転入者が増加していることから、子育て世帯が地域で孤立することのないよう、区内の子育てスポットの情報を継続的に提供していく必要があります。	3	幸区役所	地域ケア推進課
					119		こども情報ネットさいわい	■目的・目標:子育て支援団体が連携し、地域全体で子育てを応援するため、子どもや保護者が地域とのかかわりを持てる場や機会等を提供する「こども情報ネットさいわい」を発行します。 ■事業概要:子育て支援機関、団体が編集会議を行い、地域でのイベント情報や、取組の紹介等主に学齢期の子どもに関する情報をひとつにまとめ、年3回発行、配布します。	子育て支援機関・団体9団体で編集会議を行い、子どもや保護者が地域とのかかわりを持てるイベントや情報等掲載内容を検討し、7月、10月、2月に発行しました。また、小学生によるキッズリポーターが地域で活躍する方に取材した記事を掲載する企画を展開しました。	子育て支援機関・団体が連携し、子どもや保護者が地域とのかかわりを持てる場や機会等を提供する情報誌を発行することで、学齢児童等に地域に関心を持ってもらうための情報を提供することができました。また、小学生によるキッズリポーターの記事の作成等、子どもの参加の機会を創出することができました。	子どもを取り巻く環境の変化に応じて、子ども・子育て支援に必要な情報を今後も引き続き提供していく必要があります。	3	幸区役所	地域ケア推進課
					120		子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね!」の発行	■目的・目標:区内のイベント情報を定期的にカレンダー形式にして、地域の親子がイベントに参加しやすい情報を提供します。 ■事業概要:区内の子育て関連施設の情報をまとめて月1回発行する。また、同時にホームページにも掲載し、子育てに関する情報を広く提供します。	地域の親子が参加しやすい区内のイベント情報を月1回カレンダー形式にして発行しました。毎月500部の印刷、配架の他、市のホームページ、アプリ他、関係機関75施設へのメールでの周知依頼等幅広く周知に努め、地域の親子が子育ての情報を得やすくなりました。	子育て中の家庭に向けて区内の子育て支援情報を広報し、活用し繋げてもらうことで、子育ての孤立化や悩みを解消するとともに、子どもにとって多様な経験ができることにつながりました。	コロナが5類になり、地域の子育て支援も戻りつつある中でだれ一人取りこぼすことなく支援を進めるために、今までの以上の広報の工夫や内容の精査を行っていく必要があります。	3	幸区役所	幸区保育所等・地域連携
					121		子育て情報誌の作成事業(中原区)	■目的・目標:中原区は子育て世帯の転入が多く、地域に馴染みがない中で子育てしている方が増加しています。こうした方が地域で孤立すること無く、子育てを円滑かつ充実したものにしていただくため、子育て中の世帯に向けて多様な子育て関連情報を効果的に提供します。 ■事業概要:子育て情報誌「このゆびと〜まれ!」の改訂版を9,000部、子ネット通信を年6回各10,000部発行したほか、子育て情報案内リーフレットを9,000部発行し、出生届受理や新生児訪問等の機会を通して多くの親子に情報を届けました。その他、区子育てガイドブックの改訂に合わせ、ホームページの情報更新を行うとともに、グランツリー武蔵小杉をはじめとした商業施設や地域の小売店舗等と連携し、店舗の授乳室・おむつ交換スペース等において中原区の子育て支援情報広報コーナーを設置するなどとして、様々な媒体での広報を行いました。	子育て情報の提供として、区子育てガイドブック「このゆびと〜まれ!」の改訂版を9,000部、子ネット通信を年6回各10,000部発行したほか、子育て情報案内リーフレットを9,000部発行し、出生届受理や新生児訪問等の機会を通して多くの親子に情報を届けました。その他、区子育てガイドブックの改訂に合わせ、ホームページの情報更新を行うとともに、グランツリー武蔵小杉をはじめとした商業施設や地域の小売店舗等と連携し、店舗の授乳室・おむつ交換スペース等において中原区の子育て支援情報広報コーナーを設置するなどとして、様々な媒体での広報を行いました。	地域に馴染みがないまま出産・子育てを行う区民が多い当区において、区役所や公共施設だけでなく、商業施設や病院などの身近な場所で子育て支援に関する情報にアクセスできるように対応しました。また、紙媒体に加えウェブサイトでスマホアプリによる広報を積極的に実施しました。	ペーパーレスの観点から、紙媒体の広報だけでなく、デジタルと併用しながら、より効果的に、情報を届けることが必要です。子育てをしている方に幅広い情報を届けることで、お子さんの健全な成長に寄与できるよう、引き続き広報に努めてまいります。	3	中原区役所	地域ケア推進課
					122		子育て支援情報の提供(中原区)	■目的・目標:区民に向けて子育て支援情報を効果的に発信し、活用してもらうことで子育ての不安軽減や育児力の向上、地域とのつながり作りにつなげます。 ■事業概要:子育て支援事業の案内や情報をチラシ、ホームページ、子育てアプリ等の様々な手段で発信する。転入が多く近隣との交流が少ない傾向のある親子の孤立化を防ぎ、育児の不安軽減、子どもの健やかな育ちを支援します。また子育て世帯以外にも保育園が実施している地域支援事業を広く知ってもらい、地域作りにつなげます。	コロナが第5類になり子育て支援事業が再開したことによりチラシ発行を増加させ、HPや子育てアプリ等を活用して参加できる事業情報を発信しました。	事業を実施しホームページ閲覧者が増加し、参加者が増えました。対話や聞き取りを行う機会が増え、さらに支援者は参加者の悩みや相談内容に適した事業や地域子育て支援センターやサロン等を紹介するなどちらしやホームページの情報をコーディネートして伝え、子育ての不安軽減や育児力の向上、地域とのつながり作りにつながりました。	ホームページ情報やアプリの情報収集ができない方やチラシが届かない家庭や要支援家庭に役立つ情報を網羅できる方法を検討します。	3	こども未来局	中原区保育・子育て支援センター
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(7)子どもの養育の支援	⑬ さまざまな機会を通して子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。	18条		123		子育て情報発信事業	■目的・目標:子育てしやすいまちづくりを推進します。 ■事業概要:子育て中の親の立場に立った、より身近な子育て情報を発信・提供して、子育てしやすいまちづくりを推進します。「ホットこそだて・たかつ」の充実や、「かわさき子育てアプリ」などSNSを活用した子育て情報の発信を行います。	子育て情報ガイドブック「ホットこそだて・たかつ」の情報を更新し、7月に7,000部発行しました。高津区子ども・子育てネットワーク会議の意見を取り入れて、より分かりやすい記載となるよう改訂しました。高津区へ転入する方に対し、「ホットこそだて・たかつ」のお知らせのチラシを区民課で配布しました。	高津区子ども・子育てネットワーク会議子育て支援部会において、意見やアイデアを共有、検討した結果を反映して、区民が必要とする身近な子育て情報をより分かりやすく発信・提供することができました。区民課でのお知らせのチラシを配布することで、転入した方に子育て情報を届けることができました。	情報を求めている方により効果的な情報提供ができるよう、情報内容について、検討を進める必要があります。	3	高津区役所	地域ケア推進課

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
及地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。					124		地域子育て支援情報発信事業(ひろばノート・ひろばカレンダー等の発行)	<p>■目的・目標:区内保育施設の子育て支援情報を効果的に発信し、子育ての不安の軽減や育児力の向上、地域とのつながり作り等、健全な親子関係や豊かな心の育成を目指します。</p> <p>■事業概要:区内保育施設の子育て支援事業の情報を集約し「ひろばノート」として年1回発行するとともに、毎月の情報を「ひろばカレンダー」として発行し、同時に、転入が多く近隣との交流が少ない親子の孤立化を防止、育児の不安の軽減、子どもの健やかな育ちを支援します。</p>	区内認可保育施設で実施されている地域子育て支援事業の情報を発信するために「ひろばノート」年1回2000部発行し、毎月の詳細な情報を「ひろばカレンダー」として発行しホームページに掲載したり、紙媒体として区役所他関係機関で配架したり、子育てアプリ等も活用し複数の媒体を使い情報発信を行いました。	広報により区内保育施設他各事業への参加に繋がりを、子育ての不安軽減や地域との交流のきっかけとなり育児力の向上に繋がっています。事業等での参加者アンケートにより、ホームページでの情報提供の効果が高いことが分かります。少数ではあるが、紙媒体や他アプリを見て参加をされたことに応える参加者もあり、複数の媒体を活用することで広報の成果が上がっています。	支援の情報を必要としている方が必要な情報を得られる工夫についての検討が必要です。	3	こども未来局	高津区保育総合支援担当
					125		子育て情報発信事業(宮前区)	<p>■目的・目標:子育て世代の育児の孤立化の防止や育児不安についての軽減を図るために、様々な広報媒体を活用して、必要な情報を分かりやすく提供することにより、安心して子育てができる環境につなげます。</p> <p>■事業概要:子育て当事者が参加して作成する子育て情報誌「みやまえ子育てガイド とことこ」を発行し、より身近で実用的な子育て情報の提供を実施します。また、ホームページでも同様の情報発信を実施します。</p>	子育て情報誌「みやまえ子育てガイド とことこ」を公募区民の意見を取り入れながら改訂を行い、レイアウトやデザインを変更し情報を更新して6,000部の発行を行いました。Facebook及びX等を活用し、随時子ども・子育て情報の発信を行いました。	子育て情報誌「みやまえ子育てガイド とことこ」をより子育て当事者に必要な情報を提供できるよう区民意見を取り入れながら改訂し、6,000部作成しました。Facebook及びX等を活用し、随時子ども・子育て情報の発信を行いました。	来年度の子育て情報誌情報の更新に向けて引き続き情報を収集するとともに、随時SNSや市ホームページ等を活用し、子ども・子育て情報の発信を行って行く必要があります。	3	宮前区役所	地域ケア推進課
					126		こども・子育て情報収集・発信事業(多摩区)	<p>■目的・目標:多摩区内で安心して子育てができるよう子育てに係る基本的な情報を提供します。</p> <p>■事業概要:子育て支援情報を掲載した「多摩区地域子育て情報BOOK」を作成・配布するほか、子ども・子育てに係る支援制度や相談窓口、関連団体、催し、地域情報等を体系的に紹介した「多摩区こそでweb」を運営します。</p>	「多摩区地域子育て情報BOOK」を4,000部作成し、母子健康手帳交付者や乳幼児期の子育て中の転入者等に配布しました。そのほか、区内子育て支援施設等での配布やホームページへの掲載など、必要な方に広く情報を提供しました。「多摩区こそでweb」を随時更新しました。	スケジュールが滞ることなく「多摩区子育て情報BOOK」の発行ができました。掲載内容については、委託先と協議しながら地域の実情に応じた情報提供ができるよう検討し、決定しました。	多様なライフスタイルがある中で、今後も継続して、地域の実情及び子育て家庭のニーズを考慮した情報の提供を検討する必要があります。	3	多摩区役所	地域ケア推進課
					127		宮前区子育て支援事業	<p>■目的・目標:子育て世代に有益な情報を提供することで、育児の孤立化の防止や育児不安の軽減を図り、子育て支援につなげます。</p> <p>■事業概要:子育て支援に関わる施設情報や育児支援につながる広報物を作成し、地域の子育て支援を推進します。</p>	宮前区内の乳幼児を持つ家庭に対して、地域子育て支援センターを保護者同士の交流の場として広く地域へ広報するために作成し、新生児訪問時及び区内にある地域子育て支援センター等にて配布するほか、区役所等で配架しました。男性(父親)の子育て意識の向上と育児参加促進、また母親の育児負担解消のため、保護者が共に楽しく子育てに向かうためのきっかけとなるリーフレットを作成し、区役所に配架するほか、区内保育所・地域子育て支援センター・こども文化センターなどの子育て関連施設にて配布するとともに、みやまえ子育てフェスタにおいて、作成したリーフレットを活用した父親向け育児支援事業を実施しました。	子育て親子の交流の場の提供だけでなく、子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談支援につなげることで、子育てへの不安の軽減と育児力の向上の一端を担うことができました。年齢発達に応じた子どもに対する理解と関わり方、男性(父親)の強みを活かした親子で楽しむふれあい遊びなどの紹介の他、みやまえ子育てフェスタや男性(父親)の子育て体験講座を実施することで、父親同士の交流と仲間づくりにつなげることができました。	今後も、必要な人に必要な子育て支援情報が届くよう発信し活用に繋げることで、子育ての孤立化や悩みを解消していくとともに、市民に子育て情報が理解できる情報を発信することで、支援者の輪を広げ、地域づくりに繋げていく必要があります。	3	宮前区役所	保育所等・地域連携担当
					128		子育て支援情報の提供(麻生区)	<p>■目的・目標:区内の保護者等に、子育て支援関連の施設や制度などの情報を提供します。</p> <p>■事業概要:「ちびっこカレンダー」や子育て情報誌「きゅっとハグあさお」「ちびっこおでかけMAP」などの作成・配布、「こども情報コーナー」の設置により、子育て情報の発信を行います。</p>	子育て情報誌「きゅっとハグあさお」を5,600部、「ちびっこおでかけMAP」を11,000部作成し配布しました。	子育て情報誌「きゅっとハグあさお」「ちびっこおでかけMAP」の設置により、区民に子育て情報を発信した。	子育て支援情報の提供手法について、紙媒体とネットの両方から検討する必要があります。	3	麻生区役所	地域ケア推進課
					129		子育て支援情報はばだけあさおっこ	<p>■目的:区内各保育園・幼稚園・認定こども園が実施している育児相談や遊びの場の提供等の地域子育て支援事業について、事業の広報や、地域の親子とのつながり役として、事業を支援し、子育ての不安感・孤立感・負担感の軽減を図ります。</p> <p>■事業概要:案内ちらし及び月たよりの作成・配架。保育園・幼稚園・認定こども園の地域支援広報誌の作成配布を行います。</p>	区内保育所等、認定こども園、幼稚園から地域子育て支援の情報を集約して月1回広報紙を作成し、区内の親子が利用する地域子育て支援センターや区役所等施設へ配架依頼しました。	5月にコロナが5類へ移行したことで地域子育て支援を再開する園が増えました。イベント等のアンケートの結果、「はばだけあさおっこ」をみて参加された方も多かったです。	イベント情報が増えてきたことで、紙面を見やすくすよう工夫が必要です。	3	こども未来局	麻生区保育総合支援担当
					130		公立保育園 遊びの会	<p>■目的:区内公立保育園が、近隣在住の親子に、身近な場所で一緒に遊べる場を提供するとともに、保育園児とともに過ごすことにより、在園児からの刺激や成長の見通しの獲得、不安感・孤立感の解消、地域で子育てを行う親子の仲間づくりにつなげる。</p> <p>■事業概要:園庭開放、水遊び開放・体験保育・ふれあい遊びや体をを使った遊び、園庭あそび、音楽に合わせた遊び等を親子で楽しむ「遊びの会」・絵本貸出しを実施します。</p>	年度初めはコロナの感染対策を行いながら、またオンラインを活用して全園で遊びの会を実施しました。コロナが5類に移行した5月以降は水遊び開放や体験保育など全て再開し実施しました。	5月以降は外出する家庭も増えたことで、徐々に参加者が多くなっています。実施後アンケートでは、同年齢の子もたちと一緒に遊べたことが楽しくて、貴重な経験になったという声が多くありました。	参加者同士がつながるような動きかけや会の運営の工夫が必要です。	3	こども未来局	麻生区保育総合支援担当
					131		教育広報誌「教育だよりかわさき」	<p>■目的・目標:教育委員会広報誌として「教育だよりかわさき」を発行することにより、児童生徒、保護者及び市民活動団体等に対して、本市教育行政施策の紹介、教育行政の重要事項の解説、その他教育に関する情報をわかりやすく提供し、開かれた教育委員会として市民サービスの向上を図ります。</p> <p>■事業概要:児童生徒、保護者及び市民等に対して、本市教育行政施策の紹介、その他教育に関する情報をわかりやすく提供するため、「教育だよりかわさき」を年3回発行します。</p>	教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」を年3回発行し、児童生徒、保護者及び市民等に対して、本市教育行政施策の紹介、その他教育に関する情報をわかりやすく提供しました。2月号に関しては、子どもの権利について理解を深めるための記事を掲載しました。	教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」を年3回発行し、本市教育行政施策の紹介、その他教育に関する取組を掲載することで、児童生徒、保護者及び市民等に対して、効果的に情報を提供することができました。	引き続き、教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」を発行し、児童生徒、保護者及び市民等に対して、効果的に情報を提供します。	3	教育委員会事務局	教育政策室
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(7)子どもの養育の支援	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度	18条		132		保育所を活用した子育て支援事業	<p>■目的:区内公立保育園が、近隣在住の親子に、身近な場所で一緒に遊べる場を提供するとともに、気軽に子育て相談ができる関係性の築き、保護者の不安や孤立感の軽減を目指します。</p> <p>■事業概要:園庭開放、室内開放(一部)、ふれあい遊びや体を使った遊び、園庭あそび等、親子で楽しむ「あそびの広場」・「ベビーカースルーで貸出絵本」を実施します。</p>	コロナが第5類となり子育て支援事業(園庭開放、室内開放や子育て支援事業等)を再開しました。新たにオンライン「おしゃべり広場」を開催し、気軽にあそびやおしゃべりを楽しめ保護者の関係を築けるようになりました。絵本貸出直接貸出ができるようになり「ベビーカースルーで貸出絵本」は停止しましたが、誰でも気軽に絵本の貸出ができるようLogoフォームで申し込み借りられるよう再開しました。	事業を実施し参加者が増えたことで対話や聞き取りを行うことができ、気軽に保護者同士の仲間づくりや参加者の悩みや相談内容に適した事業を紹介することができました。オンライン「おしゃべり広場」は、保護者が気軽に自宅で参加ができ、お子さんがお昼寝していても保護者だけおしゃべりに参加ができました。「ベビーカースルーで貸出絵本」は、数は少ないものの一定数利用がありました。	公立3園で、近隣在住親子に、遊べる場を提供するとともに、気軽に相談できる場とすべての事業に誰もが参加できるオンライン事業の回数を増加します。	3	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
かすこもの権利を保障するよう、支援します。		各状況に応じた必要な支援を行います。	18条		133	75	地域療育センター等における相談事業(再掲)	<p>■目的・目標: 0歳から18歳未満の障害及び障害の疑いのある児童とその家族から相談を受け、専門スタッフの診察・評価に基づく支援(療育)を行います。</p> <p>■事業概要: 障害等に係る個別の相談に対応するとともに、地域の関係機関と連携をとりながら、相談・評価・診察等に基づく支援を展開し、児童一人ひとりに対する支援を総合的に進めます。</p> <p>なお、児童の発達に関する相談につきましては、住居地の区に設置した子ども発達・相談センターで、まずはお受けします。子ども発達・相談センター未設置区につきましては、住居地の区を担当する地域療育センターで相談をお受けします。</p>	市内4か所の地域療育センターにおいて、障害及び障害の疑いのある児童への適切な評価や総合的な療育・支援など、引き続き実施しました。また、令和3年度から設置を進めている子ども発達・相談センターについては、川崎区・幸区・宮前区・多摩区に次いで、麻生区に新たに設置しました。	地域療育センターにおいては、0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのある児童とその家族に対して、専門的かつ総合的な支援を行いました。また、子ども発達・相談センター開設区においては、地域療育センターと子ども発達・相談センターが連携しながら、発達に心配のある児童が早期に発達支援を受けられるような体制を構築し、適時適切な相談支援を実施しました。	子ども発達・相談センター未設置区においては、地域療育センターへの相談数の増加により、相談や発達支援までの待機期間等が課題となっています。子ども発達・相談センターは市内5区に設置しますが、引き続き未設置区への設置を進め、相談支援体制の強化を図ります。	3	健康福祉局	障害計画課 障害者施設指導課
					134	72	思春期精神保健相談(再掲)	<p>■目的・目標: 思春期の精神保健に関する相談、親支援、関係機関支援を行います。</p> <p>■事業概要: 概ね16歳以上の思春期の精神保健に関する電話相談を行います。また事例検討会の開催を通して、多くの思春期相談機関との連携強化を図ります。</p>	思春期精神保健電話相談を通年で実施しました。思春期精神保健電話相談のスーパーバイズを隔月で年6回開催しました。担当職員の思春期精神保健電話相談のスキルアップとともに、関係機関にも周知し、事例検討や研修会を開催しました。	思春期精神保健電話相談スーパーバイズを実施し、相談を受ける職員のスキルを向上させながら、子どもの状況や保護者の状況に応じた電話相談を実施することができました。事例検討にて思春期相談に対応する各関係機関のスキルの向上につながりました。また、事例検討を行う中で把握したニーズを元に研修会を行い、約50名の関係機関の職員の参加があり、知識技術の向上につながりました。	複雑困難化する思春期相談に対し、子どもやその保護者の相談に的確に対応するために、スキル向上とともに関係機関同士の相互理解、連携をより強化する必要があります。	3	健康福祉局	こころの健康課
					135		地域子育て支援センター事業	<p>■目的・目標: 子育て親子の交流の場の提供や、相談支援などを実施し、保護者の子育ての不安感等の緩和を目指します。</p> <p>■事業概要: 地域における子育て支援を行う拠点として地域子育て支援センターを運営し、子育て環境の向上を図ります。</p>	市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てで役立つ地域情報などの提供を実施し、保護者の仲間づくりや子育ての不安感等の緩和につなげました。市政だよりの特集ページや予約管理アプリを活用した広報を強化し、利用者増につなげました。	子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てで役立つ地域情報などの提供を実施し、保護者の仲間づくりや子育ての不安感等の緩和につなげました。市政だよりの特集ページや予約管理アプリを活用した広報を強化し、利用者増につなげました。	新型コロナウイルスの影響は回復傾向にあり、利用者数等はコロナ禍前の水準に戻りつつありますが、より一層の利用者増のため、引き続き広報等の強化を図る必要があります。	3	こども未来局	保育・子育て推進部 運営管理・子育て支援担当
					136		体験保育等	<p>■目的・目標: 地域の子育て家庭が、保育園の生活や遊びの体験を通して、子育てにゆとりと自信を持ち、子育ての不安感を軽減し、育児力の向上を図ります。支援が必要なケースは、関係機関との連携を図り継続支援に繋がります。</p> <p>■事業概要: 同年齢のクラスに入り、交流しながら子どもの育ちの理解や子育ての楽しさを体験します。育児不安や発達支援等が必要な親子には継続的に体験保育を行います。</p>	対面での事業を再開し、体験保育に加えて給食を一緒に親子で食べる「親子でランチ」を9月~3月に21園で全288回開催し、680名の保護者と子どもの参加がありました。その他にも遊びの会や園庭開放を再開し、多くの参加者がありました。	同年齢の子ども等と交流する中で、発育・発達の特徴を知り、成長の見通しを持つことができるとともに、保育園の専門職が相談に応じることで、孤立感や子育てに対する不安感を軽減に繋がりました。	保育園を活用しての体験保育や園庭開放等を活用した支援を通して、子育てに自信を持ち、不安を軽減できるような支援を推進する必要があります。	3	こども未来局	保育・子育て推進部
					137		父親の子育て体験講座	<p>■目的・目標: 男性の子育ての意識の向上を図り、育児参加促進及び、啓発を行います。</p> <p>■事業概要: 年齢の発達に応じた子どもに対する理解と関わり方や親子で楽しむふれあい遊びなどを知らせ、子育てへの関心、理解を深めます。</p>	対面での事業を再開し公立保育所での親子での遊びの会の実施や地域子育て支援センターの土曜日開所やパパの育児リーフレットの配布等を実施しました。	年齢の発達に応じた子どもに対する理解と関わり方を、親子で楽しむふれあい遊びなどで知らせながら、男性の子育ての意識の向上を図りました。	父親が育児参加に関心を持てるよう、保育園を活用した支援を通して、父親の育児参加を促進する必要があります。	3	こども未来局	保育・子育て推進部
					138		保育連続講座	<p>■目的・目標: 同じ保護者が連続して講座に参加することで、保護者間で子育ての楽しさを共有し、交流を深め仲間づくりに繋がります。子どもの育ちや関わり方、健康・食育に関する知識や情報を伝え、育児力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要: 保育士による年齢発達に応じた遊びや栄養士・看護師による食育・健康講座を実施し、子育ての悩みや不安を解消し、育児力の向上を図ります。親子の交流と仲間づくりを推進します。</p>	対面での事業を再開し、専門職(保育士・栄養士・看護師)からの子育てに関する助言等を実施し、参加者同士の交流を図りました。講座は、連続して参加することに抵抗がある家庭もあるため単発でも参加できるようにしました。また、地域の親子の交流の充実を図るためアフターフォローを実施しました。	連続講座参加者同士の交流を深め、保護者間で子育ての楽しさを共有し、仲間づくりにつなげるとともに、子育ての悩みや不安を解消し育児力の向上を図りました。	他課、地域の事業を踏まえたうえで講座を実施し、子育てに自信を持ち、不安を軽減できるような支援を推進する必要があります。	3	こども未来局	保育・子育て推進部
					139		ひとり親家庭への相談支援事業	<p>■目的・目標: ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、生活・就業にかかわる相談に応じ、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への繋ぎ等を行います。</p> <p>■事業概要: ひとり親家庭がその状況に応じた必要な支援を受けることができるよう、児童扶養手当、保育所入所等の受付・相談を通して状況を把握し、必要に応じて、健康や子育て相談等、保健師や社会福祉職等の専門職による総合的な支援や関係機関への繋ぎを行います。</p>	区役所及び母子・父子福祉センターサン・ライブにおいて、各種手続き等のため来庁した機会等においても必要に応じて適切な支援につなげるよう取り組みました。また、ひとり親家庭の支援者となりうる関係機関や事業者を対象とした研修の実施やeラーニングの公開による関係者のスキルアップを図りました。さらに、サポートガイドブックをリニューアルし、当事者・支援者ともに使いやすいものに改善を行いました。	ひとり親家庭の支援者向けの研修や機会をとらえた制度周知等を行うことで、関係機関での案内をきっかけに各種制度に繋がっています。また、サポートガイドブックのリニューアルにより、紙面・ホームページの両方において支援制度が見つけやすくなりました。	引き続き、各機関においてひとり親家庭に寄り添った相談対応を行うとともに、支援者向けの研修内容も見直しを図りながら、当事者に支援制度が届けられるよう改善を進めていきます。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(家庭支援担当)
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(7)子どもの養育の支援	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		140		母子・父子福祉センターサン・ライブ事業	<p>■目的・目標: ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するとともに、ひとり親家庭への支援を総合的に進め、母子父子寡婦福祉の増進を図ります。</p> <p>■事業概要: ひとり親家庭が抱えている様々な問題について、各種相談に応じるとともに、情報の提供、生活・就業支援講座等を行います。</p>	サン・ライブにおけるひとり親家庭への生活相談延べ1,190件、就労相談延2,517件を実施しました。自立支援プログラムの策定により、給付金や貸付制度を活用し資格取得等を目指す利用者に対し、修学後の生活や資格取得の難易度、取得後の就職等を踏まえた自立支援プログラムの策定を行い、さらに修学中・修了後の状況確認によるフォローアップも丁寧に行い、就労のステップアップを目指すひとり親を支援しました。食料支援を行っているNPO法人と連携し、市内の新たな配布場所としてサン・ライブを活用してもらうことで、来場者へのサン・ライブの周知を図りました。	サン・ライブにおいて多くの相談対応を行っており、ひとり親家庭の困りごとの解消に一定程度繋がっています。特に就労支援においては、各種講座等の実施は意欲のある方への支援に直結しています。また、自立支援プログラムの策定とその後のフォローアップにより、給付金等を活用した資格取得を目指す方にとって大きな支援に繋がっています。	生活支援・就労支援ともに、今後もニーズは継続するものと考えられるため、サン・ライブ事業の安定した実施に向けて、職員の資質向上や、運営体制の強化にも取り組んでいきます。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(家庭支援担当)
					141	80	発達相談支援教室(再掲)	<p>■目的・目標: 発達上の課題を有すると思われる幼児等に助言・相談等を行うとともにグループワーク等を通して乳幼児の健やかな成長について学ぶ機会を提供します。</p> <p>■事業概要: 発達上の課題を有すると思われる概ね1歳6か月以上の幼児及び生活リズム等の養育環境の改善が必要な家庭の保護者等に対して、集団での親子遊びや保護者同士の交流、学習等を通じて、幼児の健全な発育発達を促す動きかけを行えるよう、養育を支援します。</p>	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体験や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。参加者数延べ1,625人。	幼児の健全な発育発達を促すため、臨床心理士等専門職による事業を展開し、継続的な支援を実施しました。発育発達に不安を持つ親子が増えていることや対象年齢の幅が広がってきているため、参加対象、内容について検討しつつ、今後も遊びや食生活、生活リズム等の大切さを学習する発達相談支援教室の充実を図っていく必要があります。	発達発達に不安を持つ親子が増えていることや対象年齢の幅が広がってきているため、参加対象、内容について検討しつつ、今後も遊びや食生活、生活リズム等の大切さを学習する発達相談支援教室の充実を図っていく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(母子保健担当)

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年の 達成度	所管局	所管課
					142		小児慢性特定疾病医療等給付事業	<p>■目的・目標：慢性的な疾病にかかり、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図ります。</p> <p>■事業概要：児童福祉法第19条の2に規定する、慢性的な疾病にかかり、一定の基準に該当する児童等が、指定小児慢性特定疾病医療機関で健康保険の対象となる治療を受けるときの費用の一部を市が負担します。</p>	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象医療費の一部を市が負担しました。児童福祉法等の一部改正に伴い、医療費助成の有効期間開始日の遡り等について周知を行いました。	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象の医療費の一部を市が負担することで、児童等の健全育成の観点から、医療費の負担軽減に繋がりました。	引き続き適正に医療費の給付を行っていく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
					143		里親同士の交流促進	<p>■目的・目標：里親同士が相互交流、情報を交換することで、里親の資質の向上、養育技術の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：フォスタリング機関や里親会などが里親同士の相互交流の場（里親サロン）を定期的に設けることにより、情報交換や養育技術の向上を図るなど、子どもが健やかに成長できる環境を整備します。</p>	フォスタリング機関にて、サロンやイベントを定期的に開催し、養育に関する情報交換、知識や経験を育める場を整備しました。	里親同士の相互交流の機会を設けることで、養育技術の向上を図りました。	今後も、里親のニーズをとらえた相互交流機会を設け、広く里親への参加を勧奨する必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】
					144		家庭的養護の推進	<p>■目的・目標：社会的養護を必要とする子どもがより家庭に近い環境で育てられるよう、社会的養護や里親制度の普及・啓発を図ります。</p> <p>■事業概要：里親制度を紹介したパンフレットの活用や里親支援機関の連携等により、里親の新規登録、里親への委託の拡充を図るとともに、施設においても良好な家庭的環境での養育を推進します。</p>	里親フォスタリング機関が中心となり、広報物の配布や制度説明会の開催などを通じて、制度の普及・啓発を行いました。また、施設においても地域における家庭的な生活を推進していくため、本体施設と小規模施設の連携を深めるなど、運営面での支援を行いました。	里親登録数については、フォスタリング機関を中心に児童相談所、里親支援機関と連携し、各種説明会の開催、広報啓発を行い、計画のとおり増加しています。施設においては、家庭的養育の推進に向けて、新規開設について各施設とも協議をしてきました。	里親登録数については、今後も包括的な支援を続けていき、家庭養育を受ける児童が増えていくよう、各機関が連携をしていく必要があります。施設においては引き続き本体施設と小規模施設の連携を深めていくことが必要です。家庭的養育の推進に向けて、新規開設については各施設とも協議をしていき、進めていく必要があります。令和6年度1か所新規開設を予定しているため、開設支援をしていく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】
					145	73	健全母性育成事業(再掲)	<p>■目的・目標：思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図ります。</p> <p>■事業概要：各区保健福祉センターにおいて、思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有の心やからだ、性に関することや性感染症等に対し個別相談を行います。市内の学校等に対して集団指導を実施します。</p>	地域みまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図るため、適正に事業を実施しました。	今後も各区における電話・面接での相談の周知を図るとともに、集団健康教育を効果的に実施していくことで、地域みまもり支援センターが思春期の心や体、性に関して相談できる場だということを生徒に向けて周知し、性に関する正しい知識の普及を図る必要があります。また、集団指導においては引き続き実施する対象に合わせ、効果的な集団指導となるよう、学校・施設や講師との調整を綿密に行い実施する必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
					146		母子相談事業、母子訪問指導事業	<p>■目的・目標：乳幼児を持つ保護者に対し、子育ての不安について子どもの成長発達を確認するとともに相談・助言指導を行ったり、地域とのつながりを持つ機会を作ったりすることで育児不安の軽減を図ります。</p> <p>■事業概要：保健師等の専門職により家庭訪問や電話・面接による子育てに関する相談を実施します。生後なるべく早い時期に乳児がいる全ての家庭に新生児・未熟児訪問・こんには赤ちゃん訪問等で訪問し、子育てを行う親の支援を行います。</p>	地域みまもり支援センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じました。保健師、助産師等の専門職や、養成研修を受けた地域の方が訪問員として、出生後なるべく早い時期に乳児がいる家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や相談支援を実施しました。また、地域とのつながりを持つ機会を作ることを目的としたこんには赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の小規模養成研修を開催しました。	乳幼児をもつ保護者に対し、育児不安の軽減を図るために各種相談事業を実施したほか、所外での子育てサロン等で相談に応じました。また、こんには赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、研修等を実施しました。	子育て家庭の孤立化を防ぐために、引き続き妊娠期や産後早期から地域及び相談機関とのつながりをつくり、地域で子育てを支える環境づくりを進める必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
					147		母子保健指導事業	<p>■目的・目標：妊娠届出時の全数面接により妊婦や家族の健康状態や生活状況等を把握し、これにより必要な保健指導を行い、母子健康手帳を交付し必要な母子保健の正しい知識の周知を図ります。</p> <p>■事業概要：妊娠の届出から母子健康手帳の交付、母子管理票の作成、両親学級などを開催し、妊娠中を母子ともに健康に過ごし、安心して出産し、家族が協力して子育てをすることができるよう、妊娠期からの指導及び情報提供を行います。また、子どもの権利についての啓発を行います。</p>	妊娠届出による妊婦を的確に把握し、これにより必要な保健指導等を行い、母子健康手帳を交付し必要な母子保健の正しい知識の周知を図るため、適正に事業を実施しました。妊娠期から要支援者を把握し、継続支援につなげていくことが安心、安全な妊娠期を過ごすためや虐待予防の観点からも重要であり、支援関係部署や地域の医療機関・関係団体との連携をさらに強化していく必要があります。	母子健康手帳に子どもの権利に関するページを付けています。また、母子健康手帳交付の際、全妊婦と面接を行い、初めての出産となる方には、両親の役割や子育てについての学習の場となる両親学級への参加を促しました。父親にとっても子どもの権利について学ぶ機会になりました。	引き続き事業を実施します。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(7)子どもの養育の支援	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難な状況により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条	148		健診未受診者フォロー事業	<p>■目的・目標：健診未受診者家庭への受診勧奨及び養育状況の確認を実施し、子どもの健やかな成長発達の保障を図ります。</p> <p>■事業概要：乳幼児健診未受診の家庭に、受診を勧奨するとともに、養育状況を把握し、対象家庭の状況に応じた適切な情報提供や養育支援を行います。</p>	乳幼児健診未受診家庭に電話、文書、家庭訪問等による受診勧奨及び養育状況の把握を行い、必要な支援を実施しました。	乳幼児健診未受診の家庭に、電話、文書、家庭訪問等で受診を勧奨するとともに、養育状況を把握し、対象家庭の状況に応じた適切な情報提供や養育支援を全区で行いました。	今後も未受診者フォローを全区で実施し、未受診者の状況把握と支援を実施する必要があります。引き続き支援に適切につなげるよう関係部署との調整を図ります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	
				149		乳幼児健康診査事業	<p>■目的・目標：各時期における子どもの発育・発達を確認し、疾病や障害等の早期発見と適切な医療や療育に繋げる機会とします。</p> <p>■事業概要：市内協力医療機関での個別健診と各区地域みまもり支援センターでの集団健診を通して、子どもの発育・発達を確認し、保護者への保健指導等を行います。</p>	各時期における子どもの発育・発達を確認し、疾病や障害等の早期発見と適切な医療や療育に繋げる機会として、適正に事業を実施しました。7か所健診は項目を見直し、より詳細な健診となるよう変更しました。	市内協力医療機関及び各区地域みまもり支援センターで乳幼児健診を実施し、養育支援が必要な家庭の把握と協力医療機関と地区担当が連携し、継続支援を実施しました。	問診票、診査票の項目の見直しを行い、より適切な項目となるよう区や関係機関と連携をしていきます。今後も協力医療機関との連携を強化し、要支援家庭の把握と支援を実施する必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	
				150		こども文化センターにおける子育て支援事業	<p>■目的・目標：子育ての不安や悩みを抱えている親等が、気軽に行ける場、幼児と保護者が交流できる場を提供し、地域における子育て支援を行います。</p> <p>■事業概要：子育ての不安や悩みを抱えている親子等が、気軽に行ける場として、こども文化センターを提供し、地域における子育て世代への支援を行い、その中で子どもの権利に関する啓発を行います。</p>	幼児と保護者が気軽に利用できる遊び場として、また、子育て親子の交流の場として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行うとともに、子育て相談等において子どもの権利について啓発を行いました。	子育て親子を対象とした行事を多く企画・実施するとともに、子育て親子が気軽に利用できる交流の場としての環境づくりがなされました。	子育て親子が安心して過ごせる居場所として、多くの子育て親子の声や意見を反映させた環境づくりを継続していく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室	
				151		児童家庭支援センター事業	<p>■目的・目標：地域において子育てや家庭の悩みについての相談・支援を行います。</p> <p>■事業概要：児童の福祉に関するさまざまな問題について、子ども、ひとり親家庭、その他の家庭からの相談に応じ、必要な助言・指導を行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図ります。</p>	6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を実施しました。また、2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設で実施している子育て短期利用事業（ショートステイ・テイステイ）の調整を行うなど、養育支援を実施しました。	児童家庭センターにおける相談指導等の実施や、ニーズの高い子育て短期利用事業（ショートステイ・テイステイ）の利用調整を行い、養育支援をすることができただけでなく、施設所在地の地域のニーズに合わせた予防的支援を拡充できました。また、子育て短期利用事業について、多子世帯の負担軽減を実施しました。	子育て短期利用事業について、増加する利用ニーズに対応するため、より利用しやすい環境を整える必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
					152		児童家庭相談事業	<p>■目的・目標：子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助します。</p> <p>■事業概要：子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。</p>	<p>子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました(令和5年度相談受付件数9,248件)。</p>	<p>様々な課題を抱える家庭に対して、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました。</p>	<p>多問題を抱えた家庭・児童への相談は今後も増えること予想されることから、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取り組み等を進めていく必要があります。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
					153		かながわこども家庭110番相談LINEの実施	<p>■目的・目標：SNSを活用して相談を実施することで、子どもを含む相談者の利便性の向上や気軽に相談できる環境を作り、より幅広い層からの相談を受け付けます。</p> <p>■事業概要：子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談を受け付ける「かながわこども家庭110番相談LINE」を実施します。</p>	<p>神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同で「かながわこども家庭110番相談LINE」を実施し、子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談に対して、SNSを活用した相談対応を実施しました。(令和5年度LINE相談件数732件)。</p>	<p>SNSを活用して相談を実施し、相談者の利便性の向上や気軽に相談できる環境を作ることにより、子どもを含む、より幅広い層からの相談対応を実施しました。</p>	<p>子どもに関する相談への対応を通じて児童虐待の早期発見や未然予防につなげていくため、気軽に相談できる窓口として、引き続き子ども本人や保護者等に対して効果的な周知を行っていく必要があります。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
					154		保育所等を活用した子育て支援事業	<p>■目的・目標：保育所の特性を活用し、多様化する地域課題や子育てニーズに応じ、地域の子ども・子育て支援事業を開催し、子ども・子育て家庭に寄り添い・支える地域づくりを推進します。</p> <p>■事業概要：子育て家庭が集いやすく、相談しやすい環境を整え、多様化する子育てニーズの把握を行い、個々のニーズにあった多様な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を行います。地域全体で子育てを見守る地域社会づくりのため、多様な主体と連携・協働しつなごりづくりを行います。</p>	<p>5月にコロナが5類になり、保育所の実践フィールドを活用した地域の子ども・子育て支援事業を再開始しました。 子どもの年齢、発達にあった環境で遊び・活動する「施設利用」「交流保育」「あそびの広場」「親子でランチ」など、親子のニーズに対応できるよう実施しました。 多様化する子育てニーズに対応できるよう、多様な主体と連携・協働しながら、関係機関、団体の連携強化と地域全体で子育てを見守る関係づくりのために、顔と顔の見える関係づくりを実施しました。</p>	<p>ニーズに応じ、様々な事業を選択することで、子どもの年齢、発達にあった環境で遊び・活動することで「ありのままの自分でいる」ことや「自分を豊かにする」こと「安心して過ごす」などを体験等して学ぶ機会となりました。(参加延べ人数：2,785人) 顔と顔の見える関係を作り、情報共有・交換をすることで地域の課題を共有し、安心して過ごせる場の充実や、多様化するニーズにあった多様な支援に繋げるなど、地域全体での支援の基盤づくりとなりました。</p>	<p>多くの子どもたちが参加できることを目的とした事業の設定と、親子のニーズに応じた支援をコーディネートをし、より参加しやすい形にかえていく必要があります。 コロナ禍で、当事者同士の交流が弱くなり「安心して過ごせる場」「相談できる場」が必要です。地域全体で子育てを支える関係づくりに向け、地域の社会資源を活用するなど人材発掘や繋がりづくりの強化が必要です。</p>	3	こども未来局	川崎区保育・子育て総合支援センター
					155		就学援助制度	<p>■目的・目標：就学援助費を支給することで、義務教育における就学の支援を図ります。</p> <p>■事業概要：経済的理由により就学が困難な就学予定者、学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助費を支給します。</p>	<p>就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。また、新小・中学1年生(次年度入学)への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を1,850件支給しました。</p>	<p>就学援助について、円滑かつ適切に認定して学用品費等の支給を行い、経済的に困窮している世帯に必要な支援を実施することができました。</p>	<p>就学援助について、認定作業等の事務をより円滑に進めるための課題を洗い出し、改善に向けた取組を進めています。また、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を継続して実施します。</p>	3	教育委員会事務局	学事課
					156		高等学校奨学金制度	<p>■目的・目標：奨学金を支給することで、高等学校での修学の支援を図ります。</p> <p>■事業概要：能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金を支給します。</p>	<p>高校生への奨学金を、学年資金で671件、入学支度金で166件支給しました。また、入学支度金について、オンライン申請を導入しました。</p>	<p>経済的に修学が困難な方等に対し、奨学金の支給により経済的に必要な支援を行うことができました。また、入学支度金について、オンライン申請を導入し、申請者の申請手続の負担を軽減することができました。</p>	<p>引き続き、高等学校奨学金制度を適切に運用し、高校生への支援を継続してまいります。令和6年度には、学年資金についてもオンライン申請を導入します。</p>	3	教育委員会事務局	学事課
					157		日吉地区赤ちゃん相談・赤ちゃんはいはいあんのつどい	<p>■目的・目標：子育て中の親子が地域の人々と出会う場として交流しながら安心して子育てができるよう支援します。また親子が地域の人々、中学生と交流する場として世代間で交流し、互いに育みあい成長できるまちづくりを目指します。</p> <p>■事業概要：日吉地区の町内会・自治会で毎月1回赤ちゃん相談を実施します。また、年に1度、区と地域、日吉中学校で赤ちゃんのつどいを実施し、乳幼児の保護者と近隣・地域住民との交流を図るほか、中学生の地域活動への参加を促進します。</p>	<p>10月5日(木)午前、4年ぶりに親子86組、中学3年生121名、ボランティア44名が参加し、日吉中学校にて開催しました。住民を中心とした実行委員会を4回実施し、ハイハイあんのつどい、親子あそび、中学生や地域の赤ちゃん相談会の運営ボランティアとの多世代交流を行い、賑やかなイベントとなりました。</p>	<p>日吉中学校を会場に、中学生と親子・地域住民との交流が再開できたことで、地域における住民同士の交流の必要性を再認識できました。中学校や住民ボランティアと一緒に、地域で子どもたちが互いに育ち合える取組の大切さを関係機関で共有できました。</p>	<p>少子化やコロナ禍の影響か、コロナ前よりも参加される親子が減少しています。多くの方に参加していただけるよう、周知方法等を引き続き検討していきます。</p>	3	幸区役所	地域支援課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ふ施設及び地域における子どもの権利保障	(7)子どもの養育の支援	(4)各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		158	83	子どもの発達支援事業(幸区)(再掲)	<p>■目的・目標：「新しい環境になじみにくい」「乱暴」「じっとしてられない」「こだわりが強い」など、集団への適応に心配のある児童を養育している保護者が集まり、養育上の大変さや悩みを共有するとともに、講座を通して適切な養育の方法について学び、児の健全な成長発達を促します。</p> <p>■事業概要：発達に課題・心配のある子どもを持つ保護者、子どもとの関わりに悩みを抱えている保護者が、子どもとの向き合い方や子どもの力を伸ばす関わりを学ぶ講座を開催します。</p>	<p>以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。 「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう!」を年5回(6月23日29名、8月25日19名、10月27日18名、12月1日11名、2月2日28名が参加)開催しました。また、「イヤイヤ期の対応、子どものかわり方について知ろう!」を年4回(7月31日24名、10月17日15名、1月13日19名、2月20日17名が参加)開催しました。父母ともに参加する世帯もありました。同室保育も実施しました。</p>	<p>子どもたちの成長発達に関する不安や困り感のある父母など、親子が直面している課題に対して、心理士による適切な内容を実施し、今後のフォローにもつなげられる講座を開催することができました。</p>	<p>対象の児が低年齢なことで、体調不良による当日欠席も多いですが、親子が地域で安心して子育てできるように、引き続き参加を促していきます。</p>	3	幸区役所	地域支援課
					159		講師派遣事業(幸区)	<p>■目的・目標：子育てに不安や悩みを抱えている子育て家庭に対して身近にある保育園の保育士、看護師、栄養士などの専門職が講座を開催したり相談に乗ることで子育ての不安を軽減します。また、保育ボランティアの育成に繋がります。</p> <p>■事業概要：地域子育て支援センター等で「子育て講座」「食育講座」「健康講座」等の子育て講座、保育ボランティア講座等を実施します。</p>	<p>地域子育て支援センター等で「子育て講座」「食育講座」「健康講座」等の子育て講座を実施しました。また保育ボランティア講座についても講師として参加し、子どもの育ちについて支援者の視点で講座を行いました。 ・食育講座 3回実施(32名) ・健康講座 1回実施(16名) ・子育て講座 6回実施(84名) ・保育ボランティア講座 1回実施(5名)</p>	<p>それぞれの専門性をいかし、保育所等や地域子育て支援センターを活用した講座を行うことで、年齢発達に応じた子どもに対する理解と関わり方を知ることができ、子ども自身が安心して生活ができる基盤づくりの助けとなりました。 対面での講座が再開されたことで、参加者同士が互いの悩みを共有でき、解決の糸口を見つけ、子どもの成長発達の少し先を見通せたことで、子育ての不安の軽減につながりました。</p>	<p>コロナが5類になったことで、参加した保護者同士が講座を通して、共感し話しをすることで仲間づくりにつなげることを増やしていきます。 講師派遣を公立保育所や保育総合支援担当センターから民間保育所等様々な関係機関に広げ、子どもが安心して暮らせる地域にしています。</p>	3	こども未来局	幸区保育総合支援担当
					160		こどもの外遊び・地域人材育成推進事業	<p>■目的・目標：ケアに必要な子どもへの対応や子どもが主体的に遊ぶ場づくりに必要な知識を持った地域人材を育成する。</p> <p>■事業概要：乳幼児期の親子及び学齢期の児童を対象とした身近な公園等での交流の場として「おでかけほかほか(おでほか)」や「プレーパーク」を年間幸区内の公園等で開催する。</p>	<p>区内公園6カ所、乳幼児の親子向けに「おでかけほかほか」を50回程度実施したほか、学齢期の児童向けに「プレーパーク」を8回開催しました。また、諏訪公園や鹿島田ガタンゴトン広場での取組を今年度も継続して実施するなど、幅広い地域での取組を展開しました。 さらに、ラゾーナ川崎プラザにおいてもイベントを3回実施し、多くの親子の参加を得ました。参加人数1,591人。</p>	<p>昨年度に引き続き、基本的な感染症対策や安全面での対策等を講じながら事業を継続して行うことができました。 また、区内の子育てサークルに対し外遊びに関するノウハウ習得を支援するなど、子育て支援に資する人材(こどもの外遊びの活性化や子育て支援を行う担い手)の育成に一層注力しながら事業を展開することができました。</p>	<p>区内での大型マンション建設により、子育て世帯の転入者が増加傾向にあることから、子育て世帯が地域で孤立することのないよう、地域の身近な公園で親同士や子ども同士が交流できる場を引き続き確保していく必要があります。</p>	3	幸区役所	地域ケア推進課
					161		子育て支援推進事業	<p>■目的・目標：転出入が多く、核家族化等で孤立して子育てに不安を抱える母親が増えているため、区内で子育てをする親子の仲間づくりや居場所づくり等の促進を図り、子育てのしやすい地域コミュニティづくりを推進するための事業を実施します。</p> <p>■事業概要：子育てを地域で支えることにより、地域で子育てすることの楽しさや安心感を感じ、仲間づくりや居場所づくり等の促進を図るため、区内7地区12カ所子育てサロン等を実施します。</p>	<p>中原区社会福祉協議会・中原区民生委員児童委員協議会主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン12カ所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンを5カ所実施し、親子が交流を行いました。</p>	<p>新型コロナウイルスにより中止していた会場も再開することができ、少しずつ人数、地区等の制限を緩和しながら実施することができました。 参加者がサロン終了後に連絡先を交換し合うなどの積極的な交流も見られ、地域のコミュニティの場としての役割が果たされています。</p>	<p>支援者となる子育てボランティアスタッフが高齢化、固定化しているため、継続的に新たな支援者を募集する等の対応が必要です。地域の中で、お子さんの健全な成長につながるよう、持続可能な地域コミュニティとなるよう支援していきます。</p>	3	中原区役所	地域ケア推進課

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
					162		中原区地域子育て支援事業	<p>■目的・目標：地域で安心して子育てができるように、地域のボランティアと共に多胎児の親子の支援を行います。</p> <p>■事業概要：地域のボランティアと共に多胎児の妊婦や育児中の親と子の交流の場の提供及び情報発信として「ビーナッツ通信」を発行します。また、乳幼児健診において、ボランティアによる見守り、地域情報の提供を行うと共に、待合時間や計測の場の環境整備を図ります。令和5年度より市の予算を活用し、実施していく方針となりました。</p>	<p>多胎児を持つ親子のつどい(ツインキッズ)を9回開催しました。また地域の会場で実施していた多胎児交流会を今年度よりツインキッズと統合し、ツインキッズイベントとして3回開催し、計12回開催しました。イベントでは保育士や体操指導員を講師として迎え、親子ヨガや親子体操・親子遊びを実施しました。併せて、多胎児育児支援ボランティアの定例会を年6回開催しました。ボランティアの方々と活動方針や最近の多胎児育児について意見交換を行い安定した運営を目指すと共に、ビーナッツ通信を発行して多胎児世帯へ配布するなど、事業等の普及啓発も行いました。</p>	<p>保護者同士やボランティアが積極的に交流される機会が継続できました。多胎児育児は保護者の精神・身体的負担が大きいと言われていますが、多胎児が交流できる場の提供により、多胎児を育てる保護者の負担軽減、自助・共助力の強化に繋がりました。また、多胎児を支援しているボランティアと共に運営することで、子どもとその親が地域とのつながりを持つ機会となっています。</p> <p>ボランティアの定例会では、近年参加する多胎児が乳児中心となってきておきいるの在り方やボランティアの役割に変化が出てきていること等確認し今後の活動や運営方針について、検討していくことになりました。</p>	<p>年度初めは、保育園の入園などにより前年度の参加者の継続参加が難しく、大幅に参加者数が減ることが分かりました。そのような近年の子育て事情も配慮しつつ、多胎児育児をする親子への支援を継続していきます。</p> <p>また、ボランティアの高齢化が顕著であるため、ボランティアの養成を含め今後の運営について検討していきたいと思っております。</p>	3	中原区役所	地域支援課
					163	84	子どもの発達支援事業(中原区)(再掲)	<p>■目的・目標：発達に何らかの課題がある子どもとその保護者が地域の中で安心して生活できるよう、発達課題の理解を深めるための情報提供や保護者同士の相互支援の推進、課題解決に向けての検討等を行うことで、発達支援活動の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：子どもの発達支援に関わる関係機関・団体が情報や課題を共有・検討し、「切れ目のない支援」の構築を図ります。また発達に課題をもつ就学前・就学後の子どもの保護者を対象とした交流会(子どもの発達支援セミナー・保護者ミーティング)の開催により、保護者の子どもへの対応スキル向上をめざすとともに、保護者相互支援を推進します。</p>	<p>保護者向けの子どもの発達支援セミナー9回、保護者ミーティングを7回開催しました。参加者からは「同じ悩みを分かち合えた」「困っていることを聞いてもらえて気持ちが楽になった」などの感想をいただき、保護者が子どもへの理解を深めたり個別性に応じた対応を学ぶ場となっています。子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援ネットワーク会議」を2月に開催しました。</p>	<p>保護者同士での情報共有や悩みを分かち合える場、専門機関からアドバイスを得られる場として実施し、概ね満足との反応が得られています。グループワークにより育児負担が軽減、児への関わり方への変化もみられました。支えられた体験から支える立場につなげることも意識し運営しました。またネットワーク会議においては保護者や児童の支援のため、区内関係機関の活動を理解し、意見交換することにより顔が見える関係を継続し連携の足掛かりとすることができました。</p>	<p>保護者の抱える思いや課題は各々違いますが、他の保護者の話を聞くことで多様性を認め合い、悩みながらも関係機関とつながり続ける機会として継続していくことが望ましいと考えます。そのためにも実施内容について広報の機会を増やすことは改善の余地があると思われます。また保護者ミーティング同様二次元コードを発達支援セミナーにおいても用いて申し込み方法の改善に引き続き取り組んでまいります。</p>	3	中原区役所	地域支援課
					164		保育士・看護師・栄養士の講師派遣・職員交流	<p>■目的・目標：保育施設において職員が子どもの権利を理解し、保育の質の向上に繋がる講座を行います。また、保護者の子育て力の向上や子育て支援者の人材育成を図ります。</p> <p>■事業概要：各保育施設のニーズに合わせて職員の交流や専門職員の派遣をし、講座・意見交換を行います。地域の保育施設・子育て関係施設・自主グループ等に講師として専門職(保育士・看護師・栄養士)を派遣し、経験・知識・技術等を研修・講座を通して伝えます。ニーズに応じて発達相談支援コーディネーターを派遣し、子どもの発達に合わせた保育や保護者対応について助言します。</p>	<p>子育て支援者の人材育成のために保育園を活用した保育実習を行い、支援者育成の研修の講師を務め、子どもとの関わり方等について子どもの権利を含め、保育士・栄養士・看護師の視点で助言やポイントを伝え育成に向けた支援を行いました。</p> <p>特別な配慮が必要なお子さんや保護者についての民間保育所からの相談に、公立保育所の発達相談支援コーディネーターの資格を有する職員を派遣しました。悩みを共有し、課題を検討した上で、保育に必要な情報や具体的な保育の方法を共有しました。</p>	<p>「ふれあい子育てサポート事業子育て支援員研修」や支援を要する子どもの保護者向け「発達セミナー」において保護者や子育て支援員が子どもとの適切な関係が築けるように子どもの育ちや関わり方、子どもの権利について講話を行いました。講師依頼のあった子育てサークルや子育てサロン等については保育士や栄養士を派遣して遊びや食育講座を行ない、子育てに関する情報提供をしました。参加された保護者からは好評で育児負担の軽減の一翼を担いました。</p> <p>コーディネーター派遣では、各園のニーズに応じた支援を行うことで、子どもの人権が尊重された保育の実施を推進しました。</p>	<p>地域で子育て支援を推進する担い手を増やす必要があります。特別な配慮を必要とするお子さん保護者の相談内容は多岐にわたり、深刻な内容のものが多いため、相談援助技術を向上させるための研修や連絡会を企画実施し、支援者の専門性を向上させる必要があります。</p>	3	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター
					165		welcome to なかはらひろば(公立保育園)	<p>■目的：初めての子育てや新しい土地での不安や孤立感が軽減できるよう、連続講座を開催し、地域の子育て資源や子育てに関する情報の提供、参加者同士の交流などを図り、支援につなげます。</p> <p>■事業概要：転入者第1子または、子育て中の転入者に対し、3回連続講座を行う中で地域の子育て資源の情報、専門職による子育て講座の実施、参加者間でワークショップを行い、子育てに関する不安感・孤立感の軽減します。</p>	<p>転入者に対し、公立3園が3回~4回連続講座を開催し地域の情報や専門家による子育て講座を実施しました。同じ参加者が毎回参加することで子育ての楽しさを伝え、仲間づくりができる内容に取り組みました。区内公立保育園3園、延べ190名。</p>	<p>子育て講座のワークショップでは子育てについて、保護者間の情報交換を行い交流を促し保護者間での子育ての楽しさを共有し、仲間づくりができるようにしました。</p> <p>専門職による講座を実施し、子育てに関する不安感・孤立感の軽減しました。</p>	<p>地域により参加が少ないなどの状況が異なるため、地域の状況に合わせて、例えば転入者がいないところは、転入者以外でも参加できるようにするなど、開催概要、開催場所、時間を検討していきます。</p>	3	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(7)子どもの養育の支援	(4)各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	18条		166		川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>■目的・目標：一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、生活援助・子育て支援のサービスを提供し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。</p> <p>■事業概要：一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣して、月10日かつ一年度240時間まで、生活援助・子育て支援のサービスを提供します。</p>	<p>今年度から、課税世帯への利用者負担を廃止し、所得に関わらず無料で利用できるようになりました。</p> <p>家庭生活支援員を延べ479名派遣しました。支援員の登録数は81名となりました。</p> <p>養成研修を開催し支援員の新規登録を図ったほか、既登録の支援員向けの研修も実施することで資質の向上にも努めました。</p> <p>各種支援機関から繋がれる要支援家庭については、より適切な活用につながるよう特に丁寧かつ粘り強く調整に努めました。</p>	<p>前年度を上回る派遣人数となり、ひとり親家庭の日々の生活・子育てへの助けになっています。</p> <p>また、要支援家庭等について関係機関と連携し、当該制度にこだわらず適切な支援に繋げる等の対応も行って、制度の利用調整だけでなくとまらない寄り添った支援を実施しています。</p>	<p>引き続き、支援員の確保とマッチング率の向上が課題であるため、確保に向けて多方面の制度案内を行い、支援員の増を図りながら、事業実施に取り組んでいます。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策(家庭支援担当)
					167		子育て支援事業	<p>■目的・目標：子育てに対する不安や悩み等の軽減及び子育て当事者の育児力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：育児の基礎知識を習得し、子育てに対する不安や悩み等の軽減を図る講座を実施します。</p> <p>また、子育て中の保護者や子育て支援に関心のある区民が、子どもと共に楽しく過ごしながら、関連する情報が得られるイベントを開催します。</p>	<p>子育て支援講座は、「親育ちプログラム」として、4週連続の参加型講座を4回(5月、8月、11月、2月)実施し、計母子64組が参加しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため減らしていた定員を11月開催時から拡大しました(14組⇒20組)。</p> <p>11月25日(土)に第19回高津区子ども・子育てフェスタを高津市民館で開催。親子等を対象に、子育てグループ、子育てを支援する団体・機関などを紹介する展示や催し物を開催し、約1600人の来場者がありました。</p>	<p>「子育て支援講座」では、初めて子育てをする母親に子育ての不安を取り除くための情報や知識を提供するとともに、各回4週連続講座への参加を通じ、参加者同士の仲間づくりを支援することができました。また、「高津区子ども・子育てフェスタ」では、来場した親子がともに楽し過ごせる時間や場を設けながら、関係団体が一つのイベントを協力して作りあげることで連携を強化することができました。</p>	<p>「子育て支援講座」については、今後とも安定した講座運営を継続しながら、参加した母親の不安や悩みに応じて、その後の適切な支援につながるような相談機関の紹介、情報提供が必要になります。また、「高津区子ども・子育てフェスタ」等のイベント開催時には、子育て中の保護者がより子育ての楽しさを感じられるようなイベント内容の検討が求められています。</p>	3	高津区役所	地域ケア推進課
					168		多胎児育児支援「さくらんぼ」	<p>■目的・目標：多胎児育児の大変さを参加者で共有し、育児力アップにつなげます。</p> <p>■事業概要：リスクを伴う多胎児育児に関する情報交換、育児相談、親子あそび等を実施し、多胎児育児の支援を行います。</p>	<p>双胎などの多胎児とその親を対象に、情報交換や育児相談のための「さくらんぼの会」を計9回、実施しました。年間計17組(母子15組、妊婦2組)が参加がありました。子育てセミナーをさくらんぼの会に合わせて2回開催し、多胎児育児に関する情報提供や、養育中の親同士の交流の促進も行いました。子育てボランティアの参加も促し、安全に会を実施しました。</p>	<p>多胎児を育てる親同士が交流する場を提供することにより、双子を持つ親ならではの育児の困りごとや、楽しさを共有することができ、子どもたちの養育の充実につながりました。心理士より多胎児の発達の見通しや接し方について講話を行うことで、親の不安軽減や子どもの安心安全な家庭環境の調整につながりました。子育てボランティアが会に参加することにより、子どもたちが親以外の大人と接する機会の提供や親の休息にもつながりました。</p>	<p>双胎などの多胎児の養育の負担は大きく、親支援は子たちの安心安全な育児発達のために必要です。安定かつ安全な会の運営のため、引き続き子育てボランティア等支援者の人数を確保しながら実施していく必要があります。</p>	3	高津区役所	地域支援課

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
					169		地域での子育て支援「すくすく講座」	<p>■目的・目標：地域において、養育に不安のある親等の参加を促し身近な地域とのつながり作りを行います。</p> <p>■事業概要：地域子育て支援センターと連携し、育児相談、子育てに関する知識の普及等、子育て支援を実施します。</p>	区内8か所の地域子育て支援センターにて、それぞれ1~3回、合計101組の親子に対し育児や子育てに関する講座を行いました。講話の後には、個別の育児相談を実施し、子育てに関する正しい知識の普及を行いました。	区民にとって身近な地域子育て支援センターで育児相談や講話を行うことにより、親同士の交流の促進され、子どもたちが子育て支援センターに出かける機会を増やすことができました。また、親が正しい育児の知識を身に着け、育児不安が軽減されることにより子どもの育つ環境整備につながりました。	事前に地域子育て支援センターと打ち合わせを行い、対象児の年齢や人数、テーマ等を確認した上で行うことができ、地域子育て支援センターも広報に生かすことができていました。引き続き、地域子育て支援センターとの密な情報交換の上での実施は必要だと思われま	3	高津区役所	地域支援課
					170		地域子育て支援事業「あつまれキッズ」	<p>■目的・目標：子育て家庭の現状や抱えている問題、特性をつかみ、関係団体と連携し、地域の保護者の仲間づくりを支援し育児力の向上につなげます。</p> <p>■事業概要：地域の0~3歳の子どもを持つ親子を対象に、年間を通して親子遊びや座談、育児相談等を実施し、子育て中の母親たちの仲間づくりを支援し育児力を高めます。</p>	子育て中の親子が安心して参加し親子同士の繋がりがつくりのきっかけを作る場として、0歳親子を対象とした「あつまれ！ひよこキッズ」を2会場で、1~2歳親子を対象とした「あつまれ！1・2キッズ」を2会場で、年間計44回実施し、延べ886名の親子が参加しました。関係機関と連携した個別支援の必要な親子を受け入れました。0歳親子を対象としたオンライン交流の場として「オンラインひよこキッズ」を年11回実施し、出産まもなくの方や双子の親の参加がありました。	感染症による行動の制限等が少なくなったことで、親子同士の交流の場が来ていることからオンライン講座への参加は少なくなっていますが、対面での事業に参加しにくい産後まもなくの方や双子の親等の参加があり、地域交流や育児情報を得る場となりました。	あつまれキッズの場での親子同士のポピュレーションアプローチで相談参加者のニーズや課題に合わせた相談支援を行ってまいります。継続した支援が必要なケースの読み取りや地域との繋がりが持てるように取り組んでいきます。	3	こども未来局	高津区保育総合支援担当
					171		ウェルカム！みやまえキャンペーン	<p>■目的・目標：子育て世帯の転入が多い宮前区において、子育て中の転入者へ向け区内子育て情報の提供を行うほか、子育て支援団体等の紹介や仲間づくりの場を提供します。</p> <p>■事業概要：うえるかむキャンペーン及びうえるかむクラスを実施し、育児の孤立化を予防します。</p>	転入者および地域で知り合いを作りたい保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるかむクラス」(年3回)において、子育てグループ等にも参加を呼びかけ、参加者に向けて活動を周知する場を提供しました。計10団体が参加し、参加者のグループへの参加・新規メンバー加入にもつながりました。	交流イベント「うえるかむクラス」には計44組・90名が参加しました。イベントでは参加者・子育て支援関係団体を交えたグループでの交流の時間を設けることで、地域情報および子育ての上での悩みなどについて意見交換し、地域で活動する子育てグループ・サロン等について情報提供することで、地域における保護者・子どもの居場所の周知につながりました。	引き続き、子育て情報の提供を行う必要があります。また、「うえるかむクラス」の開催を通じ、悩みや不安について相談できる場・保護者同士のつながり、子育て支援関係者とのつながりづくりの場を提供していく必要があります。	3	宮前区役所	地域ケア推進課
					172		子育てサロン・自主グループ交流会	<p>■目的・目標：子育てを地域社会全体で支えるために、地域で活動する団体間の連携やネットワークの強化を図ります。</p> <p>■事業概要：乳幼児を持つ保護者にとって地域とつながる「はじめの一步」である子育てサロンや広場、また、地域で活動している子育てグループのそれぞれについて、情報共有の場を提供し、団体間の連携強化を図ります。</p>	「宮前区子育てグループ・サロン・赤ちゃん広場等交流会」を実施し、延べ21団体・25名が参加しました。グループワークによる相互の活動情報の共有、運営上の悩みに関する意見交換等を行い、グループ同士がつながるきっかけを提供しました。	交流会イベントの開催を通じ、団体間の顔が見える関係づくりにつながりました。また、宮前区における子育て支援の現状・課題について検討し、参加者同士で意見・認識を共有することができました。また、活動の周知方法についても情報交換することで、区民の情報へのアクセシビリティ向上につながりました。	子育てグループ等の交流イベントの開催を通じ、引き続き各団体間の顔が見える関係づくり・連携強化を行っていく必要があります。また、交流会で挙がった意見を「宮前区子育て支援関係者連絡会(こしれん)」に共有し、子育て支援の取組の充実に向け反映させていく必要があります。	3	宮前区役所	地域ケア推進課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(7)子どもの養育の支援	④ 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		173		冒険遊び場活動支援事業	<p>■目的・目標：身近な公園等を活用し、地域住民が主体となって「冒険遊び場」を実施することにより、子どもの自由な発想で遊びを創り出し、失敗などしながら自由に遊ぶことのできる次世代育成の場づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：公園を活用し、与えられた遊具だけではなく、思いきり遊ぶことのできる外遊びの環境を確保し、地域において定期的に遊ぶことのできる場を提供します。</p>	区内6か所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことのできる環境・機会(プレーパーク)を確保するとともに、ご近所ピクニックなどの行事や緑地保全団体との連携イベントなど「出張冒険遊び場」を計3回実施しました。また、発達支援の専門家による連続講座を開催し、延べ36組59名が参加しました。当該イベントを通じ、子育てに不安や悩みを抱える保護者への情報提供および冒険遊び場各団体の紹介を行い、区内子育て支援関係団体とつながるきっかけを提供しました。	各プレーパークでの月1回の「冒険遊び場」活動に加え、「出張冒険遊び場」において、ご近所ピクニックでプレーパークを実施しました。また、緑地保全団体との連携イベントでは8組23名が参加しました。連続講座においては、参加者がプレーパークの活動に参加するケースもあり、保護者・子ども双方にとっての地域の居場所づくりにつながりました。	引き続き、6か所のプレーパークと連携し、子どもの自由な遊びの場づくりに関する支援を行う必要があります。また、開催および継続に苦慮しているプレーパークの支援を行っていく必要があります。	3	宮前区役所	地域ケア推進課
					174		こども・子育て支援講演会等事業	<p>■目的・目標：社会が一丸となって子育てを支援していく地域づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：区の課題に対応したテーマを中心に、地域全体に向けて子育てや子育て支援への理解を深めてもらうための普及啓発の講演会や催し等を実施し、子育て世代の不安やストレスの軽減や、社会が一丸となって子育てを支援していく地域づくりを推進します。</p>	「地域子育て支援者スキルアップ講演会」は「子どもと大人が共に育つ遊びの魅力とその伝え方」をテーマに9月に対面で実施し参加者が30名、「デジタルネイティブ世代の保護者との関わり」をテーマに12月に対面とオンラインのハイブリッドで実施した「こども子育て支援講演会」の参加者は19名の計49名が参加しました。現代の社会における子育て環境の変化や、今の保護者に対する具体的な支援方法の学び等、実践に活かせるような講演会を実施しました。	9月開催の講演会は昨年度18人から今年度30人と12人増加しました。実際に支援者が手を動かしながら実践ワーク等も踏まえ、講演会を通じて「子どもや保護者とのかわり方に余裕をもっと接することができると思う」「保護者の方もゆとりを持って育てるような子育てを後押ししたい」といった声があり、実践で活かされると好評でした。	より多くの支援者に周知するための広報、日程調整が必要です。地域子育て支援担当者連絡会との抱き合わせでの開催を行うなど、地域の支援者に積極的に参加してもらうための工夫をしていきます。	3	多摩区役所	保育所等・地域連携担当
					175		「だんだんの会」	<p>■目的・目標：人付き合いや人前で話すことが苦手な親子、地域支援へ繋がりが分らず地域から孤立している親子、初めての子育てや転居により地域を知らない親子を対象に、少人数グループで情報交換や地域の子育て情報を伝え、地域資源へ繋がります。</p> <p>■事業概要：区の就学前の保護者が地域と繋がりにゆとりと自信を持てるよう、地域ニーズに即し、月1回3~4地区で実施します。1家族参加回数5回を上限とし、子どもを遊ばせながら育児相談をし、家でできる親子遊びの紹介を行います。</p>	対面は8月を除き毎月実施しています。オンライン版は9月から開始し、合計130名が参加しました。基本的には地区担当保健師の紹介により、必要とする方が参加し、少人数の安心できる環境の中で、地域での仲間づくりや育児不安の解消に結びつくフリートークや、保育士による遊びの会を楽しんでいたいただきました。	多くの参加者が、5回を経る頃には、地域子育て支援の関連施設や、イベント等にも参加できるようになっていきました。少人数で、子どもたちを遊ばせながら保育士スタッフを含めて対話することで、保護者も無理なく、自分の育児に関する不安や疑問思いを出すことができています。地域支援課とも協議し、必要な家庭には5回以上の参加も受け入れ、みまもりを継続しています。	対面での開催が地域資源の少ない地域1か所での実施であるため、他地域で同じような悩みを抱える方の把握が難しく、他地域の方はオンラインで補助としていますが、周知が行き届かず、参加が少数であることが課題です。地区担当の保健師と連携をより密に図り、ニーズのあるケースを確認し参加の働きかけを行っていく必要があります。	3	こども未来局	多摩区保育総合支援担当
					176		子育て支援バスポート事業	<p>■目的・目標：多摩区商店街連合会との協働により「多摩区子育て支援バスポート」を介した子育て支援や地域交流活動を推進します。</p> <p>■事業概要：協賛店で提示すると、オリジナルサービスが受けられるバスポートを、妊娠中から18歳の子どもがいる家庭に発行し、区内子育て家庭の経済的負担の軽減と、声かけや見守りにより地域でのコミュニケーションを高め、地域社会が一体となって子育てを支援する取組とするとともに地域経済の活性化を図ります。</p>	母子健康手帳交付者及び乳幼児期の子育て中の転入者へ、バスポートを2,298枚発行しました。子育て応援店の紹介及び事業内容パンフレットについて、情報更新を行い、作成・配布を行いました。店頭などで、子育て応援店を分かりやすく表示するため、ステッカーをリニューアルしました。事業の公式ホームページは、各子育て応援店の情報に変更がある度に随時、更新を行いました。	令和5年度は、各商店街のイベントの再開やまたま子育てまつりの人数制限がなくなったことにより、令和4年度よりも、さらに事業の普及啓発を行うことができました。令和4年度に実施したアンケート結果を踏まえて、対象者を分かりやすくするためにバスポートデザインの変更及び子育て応援店を分かりやすく表示するステッカーの作成を行いました。また、「協賛店」という名称から、店舗によっては、協賛店になると割引や品物等のサービスを提供しなければならぬというイメージを持たれている可能性があり、そのイメージを払拭するため、「子育て応援店」に名称変更を行いました。	子どもの見守り体制を構築するためにも、子育て応援店の拡充が必要と考えられます。また、バスポートの利用者の声や利用頻度、子育て応援店の意見を調査し、今後の運営に反映する必要があります。	3	多摩区役所	地域ケア推進課

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
					177		こどもの外遊び交流事業(多摩区)	<p>■目的・目標:子どもの心身豊かな成長を促す外遊びを推進するため、子ども・子育て世帯を対象とした催しを実施します。</p> <p>■事業概要:家族や生活様式の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も変化していることから、運動場や公園等の広場、周辺にある自然環境の中で子どもの創造力を培い、地域での人のつながりづくりを促す「こどもの外遊び交流」を推進します。</p>	<p>外遊びイベント(主催・共催)を4回実施するとともに、たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。</p> <p>リーフレットを新たに4,000部作成し、健診等で配布をしました。</p>	<p>秋の「思いっきり外遊び」イベントについて、例年は生田小学校下校庭で実施していましたが、工事で会場が使用できないため、令和5年度は稲田公園に会場を移して実施し、活動エリアを広げて普及啓発を行うことができました。</p>	<p>外遊びを推進する担い手不足が課題となっているため、たまたま子育てまつり等のイベントでの出展を通して、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体へのアプローチを行っています。</p>	3	多摩区役所	地域ケア推進課
					178		子育て支援者養成事業	<p>■目的・目標:子育て支援に関心のある人を対象に連続講座を実施します。</p> <p>■事業概要:安心して子育てを楽しめる環境づくりや地域ぐるみで子どもと子育てを見守り、支援する体制の整備が必要となっていることから、地域の様々な子育て支援活動・多世代交流活動で活躍できる支援者の養成を行います。</p>	<p>全9回にわたる子育て支援者養成講座(子育て支援に係る学習機会の提供)を、会場受講と録画受講を併用して実施し、計29名の方が受講しました。</p> <p>また、具体的な活動イメージを持ってもらうことを目的として、希望者には地域活動団体での実習を行いました。</p>	<p>会場受講による対面での講義のほか、録画受講を取り入れることで、より幅広く、多くの区民が受講できる機会を創出することができました。</p> <p>また、実際の活動参加につながるよう地域活動団体での実習を取り入れることで、必要な知識を身に付けた子育て支援者を増やし、よりよい子育て環境の構築に向けた取組を進めることができました。</p>	<p>講義内容や回数、受講方法について、実際の子育て支援の場面に求められる知識や情報をより多くの方に提供ができるよう検討を重ねていく必要があります。</p>	3	多摩区役所	地域ケア推進課
					179		地域子育て力向上支援事業	<p>■目的・目標:少子化や近隣関係の希薄さ等子育てを取り巻く環境の変化による育児不安や育児負担感を軽減し育児力の向上を促します。</p> <p>■事業概要:乳幼児健診・相談時の環境整備や親子の交流の場を通じ地域での子育て力向上を働きかけます。</p>	<p>乳幼児健康診査及び産後健診において保育士を配置し、安心して受診ができる環境づくりを行いました。また、2か所の地域サロンでのボランティア等との交流や、子育てセミナーを開催し保護者の育児力が上がるよう働きかけを行いました。さらに育児不安を抱えやすい多胎児の子育てグループを開催し、相談の場や交流の場を設けることで育児不安や困難さを保護者が抱え込まないようにしました。</p>	<p>少子化や近隣住民との関係の希薄さ等による孤立した育児や子育てを取り巻く環境の変化による育児不安や育児負担感を軽減し育児力の向上を促すことができたことで、子どもの権利を保障する環境づくりを進めることができました。</p>	<p>子育てを取り巻く環境は日々変化しているため、育児不安や育児負担感を軽減できるような支援を身近な場面で、時代に合わせて、継続的に実施することが子どもの権利を保障する環境づくりにつながると思います。</p>	3	多摩区役所	地域支援課
					180		「おいでよ! たまっ子」~あおそら保育~	<p>■目的・目標:地域の保育園職員や園児と地域の親子の交流を通じ、楽しい子育てや保育の方法を伝え合い、子育てや保育を支援します。</p> <p>■事業内容:区内7か所の公園に保育士が出向き、主に1~2歳児を対象にした様々な遊びを楽しんだり、子育てや保育の相談を受けたりします。</p>	<p>コロナが5類になり、園児同士の交流が少しずつ開催されたことから事業を再開しました。</p> <p>区内5か所の公園に保育士が出向き、遊びの提供と公園での利用についての注意点を伝えました。</p> <p>民間保育園の0~2歳児を対象に誘い掛け、また、公園を利用している地域の親子にも声をかけ、遊びの提供と交流を行いました。</p>	<p>公園での遊びを通して、園同士が交流することで、お互いの保育の学びにつながります。また、遊びの提供や公園利用について伝えていくことで、保育の質向上に繋げ、不適切保育の未然防止につながっていくと考えます。地域の親子も誘い交流を持つことで、子育て支援につながりました。</p>	<p>回数を重ね、積み重ねていくことで、保育の質向上につながりますが、園数が増え、公園内の人数が多くなっている中、安全に事業を行うための工夫する必要があります。</p>	3	こども未来局	多摩区保育総合支援担当
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(7)子どもの養育の支援	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		181		「ママと遊ぼうパパもね」	<p>■目的・目標:家庭で保育している親子を主な対象に楽しく集い遊ぶ場の提供を地域の子育て支援者と協働で実施し、育児不安やストレスの軽減、保護者同士の交流を推進します。</p> <p>■事業概要:区内3か所を会場に、公私立認可保育園、主任児童委員、民生委員児童委員、地域子育て支援センター等との協働により、子育てのフリースペースを開催し、親子のふれあい・交流・相談の場とします。</p>	<p>コロナが5類となり、定員数を、5~7月は15組(キャンセル待ち含む20組)、10月~12月は20組(キャンセル待ち含む25組)、1月~3月は20組(キャンセル待ち含む30組)と段階的に増やしなが、3か所で、4・8・9月を除く月1回開催し、参加者は計901名となりました。各エリアの状況等確認と開催内容の充実のため、スタッフとの連絡会を、エリア毎で1回ずつ、全体会を1回、開催しました。</p>	<p>コロナ禍が明け、対面での、遊びの会や交流、相談を望んでいた親子が参加し、アンケートでは「リフレッシュができる」「保育士の遊びの紹介」「保護者同士の交流や仲間づくり」の項目で特に満足度が高い結果となりました。開催月を重ねるごとに、キャンセル待ちの定員も埋まる状況となり、当事業への期待の高さが伺えました。</p>	<p>主催となる公私立保育園のマンパワーの不足が課題です。保育業務がある中で、民間保育園では地域子育て支援の人材の捻出に厳しさがあり、公立保育園が後方支援をしながら実施しています。</p>	3	多摩区役所	保育所等・地域連携担当
					182		保育体験等の子育て支援事業	<p>■目的・目標:子育てにゆとりと自信を持てるよう、保育体験や専門職の各種講座を通して乳幼児の発達や発育、生活を知らせながら子育てに対する悩みや不安の解消を促進します。</p> <p>■事業概要:園児と一緒に保育カリキュラムに基いた生活や遊びが体験できる保育体験や子育て講座等を実施します。</p>	<p>講座、交流保育等の子育て支援事業が対面での再開となり、公立保育園3園で実施しました。講座は3園合計388組、交流保育は3園合計51組の参加がありました。専門職の講座は、栄養・健康・子育て・父親講座等を開催し、お父さんを遊ばせながら各園の専門職の知識を学ぶ場や、親子で楽しく遊ぶ場の提供をしました。</p>	<p>保育園で子どもと同年齢のクラスに入り、生活の様子や保育士の関わり方を知ることや、専門職による子育てに関する講座で育児に関する知識を学ぶことで、保護者は子育ての不安を相談し解消する場や相談をする相手を得たり、参加の保護者との繋がりが育ちの専門職の知識を得る等、支えや安心感を得ることに繋がっていました。</p>	<p>地域子育て支援を求めているのは0歳児の子を持つ保護者が多く、施設のキャパシティが十分でなく受け入れ人数に限られるところがあります。</p> <p>また、一度事業を知っていただく、リピーターとして繰り返し利用されることが多いものの、情報を自ら取りにいけない方への周知については、課題となります。引き続きあらゆる媒体で広報を担ってまいります。</p>	3	こども未来局	多摩区保育総合支援担当
					183	8 105 113	社会教育振興事業(再掲)	<p>■目的・目標:民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざします。</p> <p>■事業概要:教育文化会館や市民館において、平和・人権・男女平等推進学習や青少年教室事業、子育て・共育学習活動などとおして、共に生きる地域社会の創造をめざす学習事業を実施します。</p>	<p>社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、436事業を実施し、延べ69,152名が参加しました。</p>	<p>平和や人権の尊重に関する学習等を行い、共に生きる地域社会の創造に務めました。子どもの人権について考えるような学習プログラムを設けました。</p> <p>【青少年教室事業】 事業数 12事業 延べ参加者数 679人 (例)教育文化会館 「自由研究してみなイカ!おもしろ選挙体験」延べ21人参加 高津市民館 「小学生のための絵本づくり講座」延べ91人参加 【その他子どもに関わる講座】 事業数 25事業 延べ参加者数 1,304人 (例)宮前市民館平和・人権・男女平等推進学習「生きにくい社会の中で子育てと働き方を考える」延べ参加者数121人 日吉分館地域コミュニティ交流・学習事業「日吉あそびっ子クラブ2023」延べ参加者数76人</p>	<p>多様化する課題を横断的に学べるように、引き続き、平和、人権や男女平等等に関する様々なテーマを取り上げていく必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	生涯学習推進課
					184		子育て人材バンク事業	<p>■目的・目標:区内で活動する子育てサークル等の活動を支援するとともに、子育てに関する知識や技術を有するボランティアの活躍の場を提供します。</p> <p>■事業概要:区内で活動する子育てサークル等に保育や遊びのボランティアを派遣し、グループ活動の支援を行います。</p>	<p>「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ86名を派遣し、グループ活動の支援を行いました。</p> <p>利用会員登録は17団体(新規登録1団体)、ボランティア会員登録15人(新規登録1人)で、新たな団体への支援も行いました。</p>	<p>子育て支援を必要としているグループに声をかけ、新規利用会員を増やす等、ボランティアの活動の場を提供するとともに、子育てサークル等の支援を行いました。</p>	<p>子育てグループの活動が減少しているため、派遣件数が伸び悩んでいます。令和5年度までは、子育てグループの活動に対してのみ、ボランティアを派遣していましたが、令和6年度からは、子育てグループ結成前の団体や、子育てサロン等の子育て支援を目的とした地域活動の主催者へも派遣できるよう、利用規程を改訂しました。</p>	3	麻生区役所	地域ケア推進課

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書
 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(第3章)

令和5年度の達成度(1~5の5段階評価で入力)
 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
	(8)子育てしやすい環境づくり 事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。	⑮ 仕事を携う親等が安心して子育てしやすいよう、男女共同参画に関する講座やサロンなどを通じ、事業者や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方や取組についての普及・啓発を行います。	18条		185		男女共同参画センター(すくらむ21)事業	<p>■目的・目標: 子育て期にある男女が仕事を携う親等が自分自身を大切にしながら、安心して子育てできる環境づくりをサポートします。</p> <p>■事業概要: ワーク・ライフ・バランスなどの男女共同参画に関連する講座やサロン、イベントの開催、市内の事業所や学校への出前講座の開催等を通じ、事業者や市民に対する啓発を行います。</p>	<p>男女共同参画センターにおいて、「男性のための支援講座3回、延べ参加人数323人」、「協働事業子育て支援講座11回、延べ参加人数119人」、「シングルマザーを対象とした複合的な困難課題の把握、必要な支援へのつなぎ2回、延べ参加人数151人」の講座開催により、仕事と家庭の両立に向けた支援等を行いました。</p> <p>また、市内の団体、事業所、学校等への出前講座を実施しました。そのうち、事業所向けの研修では、職場環境に関してハラスメント研修等を実施し(計4回、延べ参加人数72人)、子育てしやすい働き方や職場環境に関する啓発を実施しました。</p>	<p>子育てしやすい環境づくりに向けて、様々な講座等の開催を通じた啓発を行うことにより、子育て期にある方々が自分自身を大切にしながら、安心して子育てできる環境づくりを継続的にサポートしました。</p>	<p>安心して子育てできる環境づくりをサポートするため、今後も男性向けの講座の開催など子育ての男女の負担の差がなくなるよう工夫をしながら継続的な開催が必要です。</p>	3	市民文化局	人権・男女共同参画室
							ワーク・ライフ・バランス推進事業	<p>■目的・目標: 子育て家庭に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方や取組についての普及・啓発を行います。</p> <p>■事業概要: 事業者や住民が、仕事と家庭生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機とするために、九都県市や4県市(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市)で合同して広域的なワーク・ライフ・バランスの推進に取組むとともに、市内在住・在勤の子育て中の方を対象としたセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの啓発への取組を推進します。</p>	<p>九都県市の連携によるワーク・ライフ・バランスデーの広報活動を行いました。また、子育て家庭やこれから子育てを行う方(いずれも市内在住または在勤)に向けて、講義とグループワークを含むセミナーをオンライン形式で1回実施し、計17名の参加がありました。</p>	<p>九都県市の連携による広報活動や市内在住または在勤の子育て中の方やこれから子育てを行う方を対象としたセミナーを開催したことで、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発への取組を推進しました。</p>	<p>広報活動の方法や、セミナーの内容や開催時期等について、今後も検討し、より効果的にワーク・ライフ・バランスの取組の普及・啓発が行えるように検討していきます。</p>	3	こども未来局	企画課
	(9)親等による虐待・体罰の防止及び救済等 等による虐待・体罰の未然防止、予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。	⑯ 要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組みとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。	19条	☆	187		要保護児童対策地域協議会	<p>■目的・目標: 児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の運営を適切に行います。</p> <p>■事業概要: 要保護児童等の適切な保護を図るため、各種関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において情報交換や役割分担及び支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会(代表者部会)において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。(開催回数18回)</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。</p>	<p>要保護児童等については、今後も地域ネットワークを活用しての支援が見込まれるため、ネットワークの更なる強化を行い効果的・具体的な連携を進められるような取り組み等を進めていく必要があります。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)については、より効果的な運営方法等について引き続き検討していく必要があります。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
							児童虐待防止に関する総合調整	<p>■目的・目標: 児童虐待防止のために必要な、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を推進します。</p> <p>■事業概要: 本庁、区役所、児童相談所間等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施するとともに、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。</p>	<p>本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。</p>	<p>各区地域のみまもり支援センター地域支援課・各地区健康福祉ステーションに社会福祉職を増員して体制強化を図り、児童虐待予防のための専門的支援を実施しました。</p>	<p>子どもに関する様々な問題につき適切な支援が図られるよう、関係機関等との連携のあり方について引き続き検討していく必要があります。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。	(9)親等による虐待・体罰の防止及び救済等 等による虐待・体罰の未然防止、予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。	⑰ 児童虐待の発生予防と社会的認識の向上のため、乳幼児健診の場や新生児訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を充実するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。	19条	☆	189		乳幼児虐待予防事業	<p>■目的・目標: 親支援グループでのミーティングを通じ、乳幼児虐待の未然防止、重症化予防を図ります。</p> <p>■事業概要: 母子別室で母親が安心して語る場を保障し、自身の気持ちや行動を振り返る機会となるよう、親支援グループミーティングを実施します。</p>	<p>各区地域のみまもり支援センターにて、子育てがづらい育児の悩みを抱えている母親の把握に努めながら、グループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図りました。より適切な要支援者把握及び対応が行えるよう、スーパーバイズを実施し、人材育成及び関係機関の連携強化を図りました。</p>	<p>育児に悩みを抱えている母親を対象にグループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止をはかりました。また、人材育成及び連携強化のためにスーパーバイズを実施しました。</p>	<p>今後も乳幼児健診や各種相談事業、訪問事業等、他の母子保健事業との連携強化を図る必要があります。引き続き支援に適切につなげるよう関係部署との調整を図ります。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
							児童虐待防止啓発事業	<p>■目的・目標: 川崎市子どもを虐待から守る条例第13条に基づき児童虐待防止普及啓発活動を実施します。</p> <p>■事業概要: 児童虐待の発生予防と社会的認識の向上のため、様々な機会を捉えた啓発活動を行うとともに、関係機関等を対象とした研修会などを実施します。</p>	<p>11月の児童虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携し、啓発活動を実施し、川崎フロンターレホームゲームでの啓発等、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上に努めました。また、小学生チームによるフットサル大会「オレンジリボンファミリーカップ」の開催、市社協との協働による広報活動の実施、虐待防止のアニメーション動画を活用した広報などの取組を行いました。</p>	<p>11月の児童虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携し、啓発活動を実施するとともに、川崎フロンターレホームゲームでの啓発や、フットサル大会の開催、市社協との協働による広報活動の実施、虐待防止のアニメーション動画を活用した広報などの取組により、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上に努めました。</p>	<p>より効果的な虐待防止の普及啓発に向けて、引き続き啓発手法を検討していく必要があります。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
							児童虐待防止に関する総合調整(再掲)	<p>■目的・目標: 児童虐待防止のために必要な、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を推進します。</p> <p>■事業概要: 本庁、区役所、児童相談所間等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施するとともに、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。</p>	<p>本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。</p>	<p>各区地域のみまもり支援センター地域支援課・各地区健康福祉ステーションに社会福祉職を増員して体制強化を図り、児童虐待予防のための専門的支援を実施しました。</p>	<p>子どもに関する様々な問題につき適切な支援が図られるよう、関係機関等との連携のあり方について引き続き検討していく必要があります。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
	⑱ 来所に加え電話・SNSを活用した各種相談事業や、児童相談所・区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。	19条 20条	☆	192	153	かながわ子ども家庭110番相談LINEの実施(再掲)	<p>■目的・目標: SNSを活用して相談を実施することで、子どもを含む相談者の利便性の向上や気軽に相談できる環境を作り、より幅広い層からの相談を受け付けます。</p> <p>■事業概要: 子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談を受け付ける「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施します。</p>	<p>神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施し、子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談に対して、SNSを活用した相談対応を実施しました。(令和5年度LINE相談件数732件、うち児童本人からの相談224件)。</p>	<p>SNSを活用して相談を実施し、相談者の利便性の向上や気軽に相談できる環境を作ることにより、子どもを含む、より幅広い層からの相談対応を実施しました。</p>	<p>子どもに関する相談への対応を通じて児童虐待の早期発見や未然予防につなげていくため、気軽に相談できる窓口として、引き続き子ども本人や保護者等に対して効果的な周知を行っていく必要があります。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
						児童家庭相談事業(再掲)	<p>■目的・目標: 子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助します。</p> <p>■事業概要: 子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。</p>	<p>子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました(令和5年度相談受付件数9,248件)。</p>	<p>様々な課題を抱える家庭に対して、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました。</p>	<p>多問題を抱えた家庭・児童への相談は今後も増えることと予想されることから、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取り組み等を進めていく必要があります。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
				☆	194		児童相談所相談事業	<p>■目的・目標：児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を生かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。</p> <p>■事業概要：相談ニーズの適切な把握と児童の意思や気持ちを尊重し、子どもが解決の主体となれるプロセスを尊重した適切な相談援助を実施します。</p>	<p>複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性の向上に取組、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。</p>	<p>児童に関する専門相談機関として、職員一人ひとりの専門性の向上に取り組むことで児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。</p>	<p>児童の意思や気持ちを尊重し、子どもが解決の主体となれるプロセスを尊重した適切な相談援助体制構築の必要は高く、職員の専門性向上が必須です。引き続き職員の専門性の向上に取り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の権利を尊重した相談援助を実施していく必要があります。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				☆	195		児童虐待防止センター事業	<p>■目的・目標：児童虐待に関する通報・相談を24時間365日受け付ける体制を構築することで、児童虐待を早期に発見するとともに、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげます。</p> <p>■事業概要：子どもの虐待の通報や子育て不安に関する相談について、24時間365日の電話相談を実施します。</p>	<p>虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。(令和5年度相談受付件数：3,727件)。</p>	<p>川崎市児童虐待防止センターにおいて、虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。</p>	<p>児童虐待防止センターの周知を行い、今後も児童虐待を早期に発見するとともに、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげていきます。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				☆	196		人権オンブズパーソン相談・救済事業	<p>■目的・目標：子どもの権利の侵害について、相談及び救済の申立てを簡易に、かつ安心して行うことができ、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に救済を図ります。</p> <p>■事業概要：子どもの権利の侵害に関する相談に対する助言及び支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を実施します。</p>	<p>子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。相談受付件数74件(内救済申し立て件数8件)</p>	<p>子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者一人ひとりの状況等を的確に把握し、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。</p>	<p>子どもの権利の侵害に関する相談について、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を継続していかねばなりません。また、救済申立てについては、関係機関等と連携し迅速かつ的確な調査・調整等を行うことが求められます。</p>	3	市民オンブズマン事務局	人権オンブズマン担当
				☆	197		川崎市立学校インターネット問題相談窓口	<p>■目的・目標：川崎市立学校インターネット問題に対する相談業務における環境を整備し、その充実を図ります。インターネットや携帯電話でのいじめ・いやがらせ・トラブルや依存などのインターネット問題に対する相談業務の窓口役を果たします。</p> <p>■事業概要：ネットいじめやインターネットトラブル(SNS、チェーンメール、課金請求、依存など)で困っている子どもや保護者からの電話、メール相談を受け付け、関係機関等と連携しながら早期解決をめざします。</p>	<p>今年度のインターネットトラブル関連の相談件数は、51件ありました。動画投稿や画像の取扱い等のSNSへの投稿を含んだ相談が37件と最も多く、次いで批判・悪口・苦情に関する内容が9件となっています。</p> <p>今年度も子どもたちを守るための啓発資料として「川崎市版保護者向けインターネットガイド(A3表裏1枚)」を作成し、全市立学校の小学校1年生から高等学校3年生まで全児童生徒を通してその保護者に配布するとともに、全市立学校全教職員に配布しました。</p>	<p>毎年作成している「川崎市版保護者向けインターネットガイド」により、インターネットトラブルの現状やトラブルが発生したときに相談できる窓口を周知することができました。令和5年度はSNS等の使用の前に「利用規約」をよく理解する必要性について取り上げ、周知をしました。また、インターネットガイドの利用について内容を紹介する別紙を添えて配布を行うことにより、より広く活用いただけるようにいたしました。</p>	<p>令和5年度は相談件数が増加傾向でした。相談件数の減少のために、令和6年度も学校での情報モラル教育の推進と合わせて、保護者へのインターネットトラブルに関する啓発を続けていきます。また、相談内容に関しては、その内容に応じて関係部局や学校との情報共有を継続し、トラブル発生の早期発見、早期解決に取り組んでいきます。</p>	3	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書
 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(第3章)

令和5年度の達成度(1~5の5段階評価で入力)
 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。	(9) 親等による虐待・体罰の防止及び救済等 等による虐待・体罰の未然防止、予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。	⑱ 来所に加え電話・SNSを活用した各種相談事業や、児童相談所・区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。	19条 20条	☆	198		24時間電話相談	<p>■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等を24時間いつでも相談できる体制を整えます。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、電話相談によって対応します。</p>	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受付できる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。夜間は民間企業に業務委託し、連携して支援にあたっています。	令和5年度は304件の相談電話のうち147件は児童生徒からの相談で、一人ひとりに寄り添った支援をすることができました。緊急を要する案件については、関係部署で迅速な連携につとめ、相談者の気持ちを和らげると同時に、適切な相談機関に繋げることができました。	相談窓口の一層の周知と、子どもが困ったことや悩みをいつでも相談できるように、また様々な相談に迅速に対応することができるように、他機関との円滑な連携を継続する必要があります。	3	教育委員会事務局	教育相談センター
							教育相談事業	<p>■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。</p>	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。令和5年度は心理臨床相談員を2名増員すると同時に、業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の縮減に努めました。電話相談では土日祝日を含め毎日対応できる体制を継続しました。また、ホームページの相談のご案内を改定し、相談窓口の周知を図りました。	令和5年度は、来所面接相談では、86件の新規相談があり、約7割が不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、487件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するためにも、相談員の相談技能の向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。	3	教育委員会事務局	教育相談センター
							スクールカウンセラーの配置・活用	<p>■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、子ども・保護者への多面的な相談体制の構築をめざします。</p>	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣しました。心理の専門家として、相談業務だけでなく、教職員へのコンサルテーション、研修の講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止につながる支援を行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	令和5年度は、スクールカウンセラーは中高57校で、延べ相談人数が24,581人、学校巡回カウンセラーは小特117校で延べ相談人数が15,868人であった。定期的に心理の専門家が学校に勤務することで、教職員と協力しながら、一人ひとりに寄り添った支援を行うことができました。	カウンセラーに対するニーズは高まっており、配置日数の拡充やカウンセラーの資質能力の向上のための研修の充実、また安定的な人員確保など、校内支援体制の充実のために検討していきます。	3	教育委員会事務局	教育相談センター
	(10) 育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理 子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行います。また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。	⑲ 学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備します。	21条		201		こども文化センター	<p>■目的・目標：自由に遊び、学びあひながら、児童の自主性・創造性・協調性を養います。</p> <p>■事業概要：児童厚生施設として地域住民等と連携しながら、児童に健全な遊びを与えて、その健康を推進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図ります。</p>	各こども文化センターにおいて、地域住民や関係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。具体的には、普段のコミュニケーション、意見箱、こども運営会議を通じてスタッフが子どものやりたいことに耳を傾け、こども文化センターの行事において企画を含めて子どもが担う機会を提供して、活動を支援しています。また、オンラインの活用など事業の実施方法を工夫しながら地域交流・多世代交流などで多くの高齢者を含めた大人と子どもが触れ合い、自らを表現できる機会を提供して、活動を支援しています。	指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を行いました。	引き続き、子どもの居場所を提供するだけでなく、子どもの権利に配慮して子どもが育ち、学べるよう、健全な育成を図っていく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
							わくわくプラザ事業	<p>■目的・目標：学校や地域との連携を図り、全ての児童が生活の場として安らげる時間と空間を確保するとともに、地域の人々と共に育ち合う場を創ることで、子どものすこやかな成長を図ります。</p> <p>■事業概要：全ての小学生を対象に、学校や地域等との連携を図りながら放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。</p>	市内114か所の市立小学校において、全ての小学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めています。また、学校や家庭、地域と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえた事業の充実を図るとともに、職員の質の向上や児童が学び・育つよりよい環境づくりを進めています。	指定管理者等と連携し、全ての小学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めていく必要があります。また、学校や家庭、地域と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえて本事業を実施しました。	引き続き、指定管理者等と連携し、全ての小学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めていく必要があります。また、学校や家庭、地域と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえて本事業を実施する必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
							子ども夢パーク事業	<p>■目的・目標：条例第27条に基づき、子どもの居場所の確保等のための取組を実施します。</p> <p>■事業概要：子どもの活動拠点として、また子どもなら誰でも利用できる施設として、地域住民等と連携しながら、子どもの意見表明・参加を實踐できる事業を実施します。</p>	子どもが自由に遊んだり、休んだりできる居場所を確保することができました。各種行事の実施に当たって子ども運営委員会を組織するなど、多くの子どもの意見を反映させるとともに、子ども自身が企画、実施に携わりました。子どもが意見を表明し、尊重されることを保障することで、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援することができました。	子どもが自由に遊んだり、休んだりできる居場所を確保することができました。また、事業の実施にあたっては、子どもの自主的な参加の下、子どもの意見が尊重されることを保障することで、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援することができました。	引き続き、子どもが安心して過ごせる居場所を確保するために、利用する子どもや地域住民等と連携していきます。	3	こども未来局	青少年支援室
							学校運営協議会制度推進事業	<p>■目的・目標：地域と家庭、学校が一体となって子どもを育てる「地域ともにある学校」をめざし、地域住民等との連携・協働を促進します。</p> <p>■事業概要：保護者や地域住民等が、学校運営の基本方針を承認し、学校運営支援等について定期的に協議することや、児童生徒の考えや意見を受け止める機会とすることで、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進を図ります。</p>	「学校運営協議会」の設置校(コミュニティ・スクール)において、児童生徒が地域住民や保護者等と意見交換を行う機会を設け、児童生徒が主体的に参加できる取組等について協議を行いました。	児童生徒が学校での取組や自分たちの考えや思いを表明し、地域住民や保護者等と意見交換することができ、子どもたちの学びや生活の様子を共有することができました。また、子どもたちが安心して学校生活が送れるように、学校と家庭、地域できることを協議し、教育環境の充実を図りました。	限られた時間での意見交換となっているため、ICTの活用など様々な手法を工夫しながら、意見表明の機会や安心できる学校づくりの協議の充実を図っていきます。	3	教育委員会事務局	教育政策室
		⑳ 保育園や学校、こども文化センター等における施設整備等、子どもの自主的な活動が安全のもとで保障されるよう、利用しやすい環境とともに、安全管理体制を整備します。	22条		205		安全管理事業	<p>■目的・目標：保育園内での会議や安全点検及び研修を通して、職員一人一人の安全管理についての意識の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：各保育園において、園長の管理のもと、安全点検表を作成し、施設設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持に努めます。また安全管理研修を実施します。</p>	各園で安全計画、安全点検表を作成し、年間をとおして計画的に、施設設備、遊具、玩具、園庭等の安全点検や児童・保護者に対する安全指導、研修・訓練を実施しました。危険箇所・改善点などについて職員会議で周知し、安全性の確保や機能の保持に努めました。	定期的に安全点検を実施するとともに、職員会議等で危険箇所や改善点について周知により施設における安全性の確保に努め、意識の向上を図りました。また、安全確保に係る取組等を確実に行うため令和5年度から安全計画を策定し、職員への研修や訓練に関するなどを計画的に実施することができました。	事故防止対策に努め、研修や情報の共有を通して、さらなる職員一人一人の安全管理に対する意識向上を図ることが必要です。	3	こども未来局	保育・子育て推進部
							事故防止事業	<p>■目的・目標：事故事例研修や事故報告書の分析結果を基に、職員の事故防止への意識向上を図ります。</p> <p>■事業概要：保育園における乳幼児の事故事例を基に研修を実施し、周知徹底を図り、再発防止に繋がります。また、各園においてヒヤリハット記録を実施、分析し日常的な事故予防対策に努めます。</p>	事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で情報を共有するとともに、全職員で事故当時の状況を検証・検討しました。	事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で共有・検証・検討を行うことで、事故の再発防止に努め、検証結果を基に職員の事故防止への意識向上を図りました。	事故防止に向けた研修や情報の共有を通して、さらなる職員一人一人の意識やリスクマネジメントの向上を図ることが必要です。	3	こども未来局	保育・子育て推進部

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書
 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(第3章)

令和5年度の達成度(1~5の5段階評価で入力)
 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。	(10) 育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理 子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行います。また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。	⑳ 保育園や学校、こども文化センター等における施設整備等、子どもの自主的な活動が安全のもとで保障されるよう、利用しやすい環境とともに、安全管理体制を整備します。	22条		207		こども文化センターの施設整備	<p>■目的・目標：老朽化施設を改修するとともに、バリアフリーにも配慮し、全ての子どもが利用しやすい施設にします。</p> <p>■事業概要：児童にとって安心、快適な居場所となるよう、老朽化した設備等を改修し、利用しやすい環境を整備します。</p>	3施設の外壁工事を行うなど老朽化した施設を改修するとともに、1施設の施設内手摺の改修などバリアフリーの理念に基づいた施設整備を行いました。	子どもの自主的な活動を安全に行える環境づくりを推進しました。	引き続き、老朽化する設備の補修等施設整備を実施し、子どもが安心・安全に活動できる環境づくりを進めていく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
					208		わくわくプラザ室の施設整備	<p>■目的・目標：わくわくプラザ登録児童、利用児童の増加により、狭あいとなった施設の解消のため整備を行います。</p> <p>■事業概要：児童にとって安心、快適な居場所となるよう、利用しやすい環境を整備します。</p>	空調設備補修工事などを行わくわくプラザの施設の整備を行うとともに、学校と協議し特別教室を利用してもらうなどして、狭あい施設の解消を行いました。	子どもが過ごしやすい環境づくりを推進しました。	引き続き、学校施設の活用や施設整備・補修等を実施し、子どもが過ごしやすい環境づくりを進めていく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
					209		安全で快適な教育環境整備事業	<p>■目的・目標：児童・生徒に安全・安心で快適な教育環境を整備し、提供します。</p> <p>■事業概要：エレベータの設置など施設のバリアフリー化を推進し、教育環境の向上を図ります。</p>	児童生徒をはじめ保護者等のニーズをふまえ、バリアフリー化を推進するために、計画的に工事を進めました。	既存校について、エレベータ設置工事を2校進め、令和5年度内に設置工事を完成させました。(175校のうち171校完了)	学校トイレの快適化については、令和4年度までに全校のトイレ快適化が完了しました。エレベータの設置については、ほぼ計画どおり実施しております。児童生徒や保護者のニーズの高いバリアフリー化を推進するために遅れが無いように計画的に進めてまいります。また、設置済エレベータの老朽化が進行しているため、今後は老朽化対応も行いながら継続して事業に取り組みます。	3	教育委員会事務局	教育環境整備推進室
					210		学校安全対策事業	<p>■目的・目標：地域全体で学校安全に取組、み安全・安心な学校づくりを行います。</p> <p>■事業概要：警察官OBをスクールガード・リーダーとして委嘱し、巡回指導やスクールガード(学校安全ボランティア)の指導育成などの防犯対策を実施します。さらに児童の登下校時の安全確保を図るために、通学路の整備や地域交通安全員の配置を行います。</p>	スクールガード・リーダーを25名配置し、通学路上の巡回や学校への指導助言、学校安全ボランティアの指導等、各学校における防犯対策の取組を実施しました。また、スクールサポーター・各区指導主事との情報共有を目的とした連絡調整会議も開催しました。加えて、地域交通安全員の配置状況を確認し、新規箇所の新規認定等適正な配置を行いました。	警察及び庁内関係部署で構成する通学路全対策会議を通して、学校からの通学路への改善要望を共有し、グリーンベルトや路面表示の塗り直しなど対策を行いました。また、地域交通安全員を適切に配置し、児童生徒の登下校時における安全確保の充実を図るための取組を進めました。	スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置の拡充等、さらなる安全対策に向けた検討が必要です。	3	教育委員会事務局	健康教育課
	(11) 育ち・学ぶ施設等の職員への虐待・体罰の防止及び相談・救済等 育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。	㉑ 条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、保育所や学校をはじめとした育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。	23条	☆	211		保育園長を対象とした研修会の開催	<p>■目的・目標：各保育園長を対象に、子どもの権利に関する条例についての意識の向上及び人権尊重に基づいた保育活動の推進を図ります。</p> <p>■事業概要：「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について公民館等施設長を対象に、研修会を実施し、子どもの権利への意識向上に繋がります。</p>	公民館施設長を対象としたオンライン連絡会や各区保育総合支援担当及び各区保育・子育て総合支援センターによる研修の実施、各区保育総合支援担当及び各区保育・子育て総合支援センターから情報発信したり研修を実施する中で、園内研修等の実施や園に出向いてのデリバリー講座・ワークショップの開催に結びつけられるようにしました。	子どもの権利について話をすることで理解を深め、職場全体での子どもの「子どもの権利」等に関する理解の促進を図り、子どもの最善の利益を考慮した保育に繋がりました。	引き続き意識啓発の機会をつくり、人権尊重に基づいた保育活動の推進を図ることが必要です。	3	こども未来局	保育・子育て推進部
					212	14	保育園における職場研修(子どもの権利)(再掲)	<p>■目的・目標：「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について、職場内で意識の向上及び人権尊重に基づいた保育活動の推進を図ります。</p> <p>■事業概要：保育園等において子どもの権利をテーマに職場研修を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。</p>	各職場で、身近な事例や冊子「保育のポイント集」「保育の質ガイドブック事例集」等を活用し、不適切な保育の防止やより良い保育の改善につながる取組について話し合う機会を積極的に設けました。	職場内で子どもにとってはどうか、の視点で考えることで、日々の保育を子どもの権利を視点に振り返ることができ、保育者の意識向上、保育環境の改善につながりました。	職場内で子どもの権利について考える機会を継続的に持ち、施設長がマネジメント力を発揮し職場環境の改善を継続的に図る必要があります。	3	こども未来局	保育・子育て推進部
					213		子どもの権利に関する条例のパンフレット等による広報(施設職員)	<p>■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、市内学校の児童生徒や子育て施設の職員が川崎市子どもの権利条例を知り、理解を深めるために事業を実施します。</p> <p>■事業概要：条例理解のためのパンフレット等を学校や子どもに関わる施設に配布することにより、施設職員の子どもの権利への理解を促進します。</p>	保育園での園内研修、区内の認可保育園園長連絡会議、各施設の研修、会議等の際に、子どもの権利に関する条例のパンフレット等を提供しており、延べ3,289部配布し周知に努めました。	条例パンフレット等を配布することで、保育園の人権研修で活用してもらえたことで、保育士等職員全体の条例認知度を上げることや条例についての理解にも繋がっています。	「聞いたことがある」だけでなく、子どもと関わる際の意識につなげることが大切です。そのため、内容を理解している職員をさらに増やしていくためにも、パンフレットの配布だけでなく、講師派遣を含めて、園内研修等を推進していきます。	3	こども未来局	青少年支援室
					214		子どもに関わる職員等への研修の実施(再掲)	<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第7条「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されるよう必要な条件の整備に努める」と定められた条文を具現化するために、子どもに関わる職員等に対して研修を実施します。</p> <p>■事業概要：学校や子どもに関わる施設・行政職員等に向けた研修等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広げます。</p>	子どもに関わる施設や地域の団体に向けて、50か所約1,150名の研修を行いました。各施設や団体の活動や仕事などに合わせて、研修ごとに内容を変更して実施しました。	各施設や団体の活動に合わせた研修内容にすることで、子どもの権利に関する意識について、「実際の仕事や活動に結び付けて理解することができた」との感想がありました。また、研修時間を多くとれる場合には、グループワークの時間を設けることで、一緒に働いたり、活動する仲間同士で、意見交換したり共通の理解を確認し合うことができたことが良かったとの感想も得られ、今後の仕事や活動での子どもの権利の保障につながる機会となりました。	昨年度より、研修を希望する施設や団体が増えましたが、今後もより研修に取り入れてもらうための周知をしていく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
					215	21	児童相談所等の職員に対する子どもの権利に関する研修(再掲)	<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第7条第2項に基づき児童相談所等職員に対する研修を行います。</p> <p>■事業概要：児童相談所その他関係機関等職員へ子どもの権利擁護、児童虐待等に関する研修を実施するとともに、関係機関への研修講師派遣を実施します。</p>	児童相談所新任職員等研修(年1回・延べ49人参加)にて子どもの権利をテーマに研修を実施するとともに、関係機関等への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所新任職員等研修における子どもの権利をテーマにした研修の実施や関係機関等への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所や区役所・支所等で児童家庭相談業務を行うにあたり、基礎となる子どもの権利について研修の機会を設けることで、意識と業務の質の向上につながる考えられるため、研修を継続し、1人でも多くの職員に参加してもらえるよう工夫していく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。	(11) 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等 育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。	⑴ 条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、保育所や学校をはじめとした育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。	23条	☆	216	29	体罰防止についての意識啓発(再掲)	<p>■目的・目標：人権に対する意識を向上させ、子どもの権利についての理解を深めながら、体罰の防止を図ります。</p> <p>■事業概要：市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施します。</p>	<p>児童生徒指導連絡会議において、生徒指導担当者及び児童支援コーディネーターを対象に、一人一人の特性に応じた指導や支援の在り方や、教育的ニーズに対応する児童生徒への指導、支援の在り方等を協議を行いました。</p> <p>児童生徒指導ハンドブックを改訂し、体罰防止についての意識啓発資料も掲載しました。</p> <p>年度末には、各学校において体罰及び不適切な関わり等の防止に係る校内研修を実施し、提出された市立学校全校分の報告書を確認しました。</p> <p>人権尊重教育担当者研修会を年間4回開催し、延べ人数で716人が参加し、「多様性を尊重する教育」等のテーマで研修を実施した。</p>	<p>市立学校全校で行われた体罰及び不適切な関わり等の防止に係る校内研修や児童支援コーディネーターと生徒指導担当者が一人一人の特性に応じた指導や支援の在り方等を協議する機会を設けたことで、各学校の指導支援体制の強化が図れました。</p>	<p>児童生徒指導ハンドブックにおいて、体罰防止についての意識啓発資料の掲載や全職員へ研修資料を配布し研修を行っているものの根拠には至っていないので、児童生徒指導連絡会議で体罰防止及び不適切な関わり等の防止についての意識啓発や同僚性を高めて、個人の意識を向上させていきます。</p>	3	教育委員会事務局	指導課
							人権尊重教育推進担当者研修(再掲)	<p>■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。</p> <p>■事業概要：教職員に対して実践報告会や交流会などの研修を行い、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法について学びます。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は多様性をテーマとして外部講師による講演を行い、子どもが自らの持っている権利などを考える契機としました。また、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法など、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生*共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、子どもだけでなく、保護者、地域住民も子どもの権利についての理解を深めることができました。</p>	<p>各学校において、取組状況に違いがあるため、今後も情報共有を行い、さらに取組やすくするための検討が必要です。</p>	3	教育委員会事務局	教育政策室
							校長を対象とした研修会の開催	<p>■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。</p> <p>■事業概要：学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。</p>	<p>第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」「性的マイノリティの児童生徒への対応」等に関する内容など、学校全体で共通理解するべき事項の確認や性の多様性が尊重される「環境づくり」に必要な共通認識、関連諸機関との連携について研修を行いました。また、外国につながる児童生徒への対応について、日本語指導の充実や保護者との連携に向けた研修を行いました。</p> <p>「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。</p>	<p>市内すべての学校長に対して、学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての研修を行うことで、各校における人権尊重教育に対する意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ることができました。</p>	<p>更なる推進を図るため、内容を更新し、継続的に取り組む必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	カリキュラムセンター
							教職員研修	<p>■目的・目標：体罰やいじめ防止などの指導能力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：「子どもの心をひらく児童生徒指導研修」として、各学校での人権尊重教育の在り方や進め方について学びます。</p>	<p>夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研修においては、玉川大学TAPセンターを講師として招き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童生徒同士が信頼関係を築くことができる体験型で実施しました。</p>	<p>令和4年度は参加者が7名でしたが、研修の広報活動に力を入れ、令和5年度は28名が参加し、より多くの受講者に理論と体験を通して人間関係を構築するための方法を学ぶ機会を提供することができました。受講者に対し、人権尊重を意識した児童生徒同士の信頼関係づくりについて、指導能力の向上を図ることができました。</p>	<p>更なる推進を図るため、内容を更新し、継続的に取り組む必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	カリキュラムセンター
		⑵ 育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。	23条	☆	220	89	児童養護施設等に入所する子どもの権利ノート活用(再掲)	<p>■目的・目標：施設措置児童に「子どもの権利ノート」を配付し相談しやすい環境を整備することにより、児童の権利擁護を図ります。</p> <p>■事業概要：5県市(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市)合同で、児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配付し、措置児童の権利擁護を図ります。</p>	<p>5県市調整のうえ、子どもの権利ノートの文面を見直し権利ノートを各児童相談所を通して市内施設へ配布し説明を行いました。</p>	<p>新規入所措置児童だけでなく、昨年度から引き続き入所している施設措置児童も含めて、「子どもの権利ノート」を配布し説明を行い、子ども自身に権利に関する知識や啓発を行いました。</p>	<p>今後も措置児童の年齢や成長段階に応じた理解ができるよう説明方法を工夫しながら「子どもの権利ノート」を配布し、委託児童の権利保護を図ります。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】
							相談カード「ひとりでの悩まないで」の作成、配布	<p>■目的・目標：様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できることを紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行います。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	<p>相談カードを118,500枚作成し、市立の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。</p> <p>児童生徒が容易に相談しやすくなるため、メールやLINEで相談できるサイトにアクセスできる二次元コードを引き続き掲載しました。</p>	<p>子どもたちにとってより使いやすいカードにしたり、学校、関係諸機関で配布できたことで、一人ひとりに相談できる機関があることを伝えることができました。また、児童生徒が容易に相談しやすくなるため、環境の整備を進めることができました。</p>	<p>カードを配布することで、児童生徒一人ひとりに相談機関を伝えることはできましたが、「困ったときに相談していい」という意識の醸成は、他の事業と合わせて引き続き行う必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	教育政策室
							スクールソーシャルワーカーの配置事業	<p>■目的・目標：不登校やいじめの問題等、子どもが置かれた状況に応じた支援を行います。</p> <p>■事業概要：スクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関と連携しながら、子どもが置かれている環境の調整を行い、課題を抱えた子どもを支援します。</p>	<p>各区に1名以上(全12名)のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。</p> <p>定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。</p>	<p>相談や支援を求める児童生徒及び保護者について、学校及び家庭への訪問により聞き取り等を行い、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携しながら、課題の解決を図りました。また、スクールカウンセラー等と定期的に情報提供を行い、学校支援の支援体制の充実を図りました。</p>	<p>ヤングケアラー等潜在的・多様なニーズに応えられるように、関係機関との連携による更なる相談機能の強化を進めています。</p>	3	教育委員会事務局	教育政策室
							電話相談ホットライン	<p>■目的・目標：子どもや保護者等が抱えている悩みの相談・対応を行います。</p> <p>■事業概要：学校内外での人間関係などに不安を感じている人や悩んでいる人向けに、電話相談ホットラインを開設し、相談体制の構築を図ります。</p>	<p>学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係課に電話を転送して、ただちに対応できる体制を整えています。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。</p> <p>電話番号が書かれたカード等を配付し手周知することに加え、児童生徒が活用しているGIGA端末のブックマークに登録して周知しました。</p>	<p>毎年電話番号を周知することを徹底し、特に長期休業前には、相談先の一覧を児童生徒と確認しています。また、相談が入った時には、関係各所が連携し、情報共有の下、迅速な支援や対応を行うことができました。</p>	<p>周知するために電話番号が書かれたカードの配布やGIGA端末のブックマークに登録を行ってしまいましたが、周知方法についてさらに徹底するための検討を進めています。</p>	3	教育委員会事務局	指導課

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。	(11) 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等 育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。	23 育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。	23条	☆	224	199	教育相談事業(再掲)	<p>■目的・目標: 友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要: 子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。</p>	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。令和5年度は心理臨床相談員を2名増員すると同時に、業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の縮減に努めました。電話相談では土日祝日を含め毎日対応できる体制を継続しました。また、ホームページの相談のご案内を改定し、相談窓口の周知を図りました。	令和5年度は、来所面接相談では、84件の新規相談があり、約7割が不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、487件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するためにも、相談員の相談技能の向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。	3	教育委員会事務局	教育相談センター
							スクールカウンセラーの配置・活用(再掲)	<p>■目的・目標: 市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要: 各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、子ども・保護者への多面的な相談体制の構築をめざします。</p>	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣しました。心理の専門家として、相談業務だけでなく、教職員へのコンサルテーション、研修の講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止につながる支援を行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	令和5年度は、スクールカウンセラーは中高57校で、延べ相談人数が24,581人、学校巡回カウンセラーは小特117校で延べ相談人数が15,868人であった。定期的に心理の専門家が学校に勤務することで、教職員と協力しながら、一人ひとりに寄り添った支援を行うことができました。	カウンセラーに対するニーズは高まっており、配置日数の拡充やカウンセラーの資質能力の向上のための研修の充実、また安定的な人員確保など、校内支援体制の充実のために検討してきます。	3	教育委員会事務局	教育相談センター
	(12) 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等 いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。	23 子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。	24条	☆	226	4	権利学習派遣事業(再掲)	<p>■目的・目標: 「川崎市子どもの権利に関する条例」第7条に基づき、学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されることを目的・目標とした取組を行います。</p> <p>■事業概要: 小学校2~4、6年生及び中学生を対象に、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を知る「子どもワークショップ」を行う講師を学校に派遣します。また、性的マイノリティの児童生徒への適切な対応及び正しい知識普及を図るため、当事者団体の外部講師を学校に派遣します。</p>	CAPプログラム「子どもワークショップ」を小学校16校、中学校4校の合計20校79学級で実施しました。実施校においては、ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深め、いじめの防止につながりました。オンラインや教職員研修で実施した「大人ワークショップ」と関連付けることで、学校でCAPに取り組みやすくなる体制を整備しました。さらに、「性の多様性プログラム」として、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分である権利等を考える学習を25校193学級で実施しました。教職員への周知を目的に、ライフステージに応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨等を理解するための講話を引き続き実施しました。	「大人ワークショップ」の開催方法を工夫するなどして、継続して子どもの権利学習派遣事業を開催することで、「安心・自信・自由」をもとに具体事例を通して、大人も子どもも子どもの権利を学ぶことができ、保護者や地域に広報することができました。また、このワークショップを通して悩んでいることを誰かに相談することの大切さを学ぶこともでき、いじめや虐待の早期発見につながっています。また、「性の多様性プログラム」を実施することで、性的マイノリティの児童生徒に関する相談の増加等の課題に対応しました。	各学校において、取組状況に違いがあるため、今後も情報共有を行うなど、研修等において継続して周知をしていく必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室
☆	227	6105	かわさき共生*共育プログラム(再掲)				<p>■目的・目標: 子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登校の未然防止等を図るための事業を実施します。</p> <p>■事業概要: 市内公立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、社会性を育成する「かわさき共生*共育プログラム」を実施し、自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルール、SOSの出し方・受け止め方などのスキルを学び、集団づくりを促進します。</p>	「かわさき共生*共育プログラム」の担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。各学校で、昨年度から実施している「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を含む年間7時間を標準時数としてエクササイズを実施しました。安心して生きる権利の周知とあわせて取り組みました。	担当者会や要請研修等の中で「かわさき共生*共育プログラム」の理念や子どもの権利に関する条例についての理解を深める取組や学校における相談体制づくりの支援を行うことで、児童生徒の豊かな人間関係づくりをはかり、子どもの権利についての学習機会を設けることができました。	教職員・児童生徒とともに自分や他人の人権尊重の理解につながる取組の充実にも努めていますが、子どもたち一人一人の把握に努め、子どもの心に寄り添う相談体制づくりや、意識の醸成には、また課題があると捉えています。学校支援を継続し、子どもの権利の保障につなぎたいと考えています。	3	教育委員会事務局	教育政策室	
			☆				228	10114	権利学習派遣事業(再掲)	<p>■目的・目標: 「川崎市子どもの権利に関する条例」第7条に基づき、学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されることを目的・目標とした取組を行います。</p> <p>■事業概要: 小学校2~4、6年生及び中学生を対象に、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける「子どもワークショップ」を行う講師を学校に派遣します。また、性的マイノリティの児童生徒への適切な対応及び正しい知識普及を図るため、当事者団体の外部講師を学校に派遣します。</p>	CAPプログラム「子どもワークショップ」を小学校16校、中学校4校の合計20校79学級で実施しました。ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深め、いじめの防止につながりました。オンラインや教職員研修で実施した「大人ワークショップ」と関連付けることで、学校でCAPに取り組みやすくなる体制を整備しました。さらに、「性の多様性プログラム」として、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分である権利等を考える学習を25校193学級で実施しました。人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は多様性をテーマとして外部講師による講演を行い、子どもがおりのままの自分である権利などを考える契機としました。「子どもの権利学習の実践報告」や「子どもの権利の日のつどい」に関する記事の人権尊重教育実践集録に掲載し各学校に配付し保護者や地域の方にも広く周知しました。	「大人ワークショップ」の開催方法を工夫するなどして、継続して子どもの権利学習派遣事業を開催することで、「安心・自信・自由」をもとに具体事例を通して、大人も子どもも子どもの権利を学ぶことができ保護者や地域に広報することができました。また、このワークショップを通して悩んでいることを誰かに相談することの大切さを学ぶこともでき、いじめや虐待の早期発見につながっています。また、「性の多様性プログラム」を実施することで、性的マイノリティの児童生徒に関する相談の増加等の課題に対応しました。各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生*共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、子どもだけでなく、保護者、地域住民も子どもの権利についての理解を深めることができました。「子どもの権利学習の実践報告」等を紹介することで、権利学習の取組例や活動の周知を図ることができ教職員の人権意識の向上につながりました。	各学校において、取組状況に違いがあるため、今後も情報共有を行うなど、研修等において継続して周知をしていく必要があります。	3
☆	229	30217	人権尊重教育推進担当者研修(再掲)	<p>■目的・目標: 子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。</p> <p>■事業概要: 教職員に対して実践報告会や交流会などの研修を行い、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法について学びます。</p>	人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は多様性をテーマとして外部講師による講演を行い、子どもがおりのままの自分である権利などを考える契機としました。また、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法等、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。	各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生*共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、子どもだけでなく、保護者、地域住民も子どもの権利についての理解を深めることができました。	各学校において、取組状況に違いがあるため、今後も情報共有を行い、さらに取組やすくするための検討が必要です。	3	教育委員会事務局	教育政策室				

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書
 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(第3章)

令和5年度の達成度(1~5の5段階評価で入力)
 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年の達成度	所管局	所管課				
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。	(12) 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等 いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。	24	24条	☆	230	219	校長を対象とした研修会の開催(再掲)	<p>■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。</p> <p>■事業概要：学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。</p>	<p>第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」「性的マイノリティの児童生徒への対応」等に関する内容など、学校全体で共通理解するべき事項の確認や性の多様性が尊重される「環境づくり」に必要な共通認識、関連諸機関との連携について研修を行いました。また、外国につながる児童生徒への対応について、日本語指導の充実や保護者との連携に向けた研修を行いました。「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。</p>	<p>市内すべての学校長に対して、学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての研修をすることで、各校における人権尊重教育に対する意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ることができました。</p>	<p>更なる推進を図るため、内容を更新し、継続的に取り組む必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	カリキュラムセンター				
					☆	231	219	教職員研修(再掲)	<p>■目的・目標：体罰やいじめ防止などの指導能力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：「子どもの心をひらく児童生徒指導研修」として、各学校での人権尊重教育の在り方や進め方について学びます。</p>	<p>夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研修においては、玉川大学TAPセンターを講師として招き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童生徒同士が信頼関係を築くことができる体験型で実施しました。</p>	<p>令和4年度は参加者が7名でしたが、研修の広報活動に力を入れ、令和5年度は28名が参加し、より多くの受講者に理論と体験を通して人間関係を構築するための方法を学ぶ機会を提供することができました。受講者に対し、人権尊重を意識した児童生徒同士の信頼関係づくりについて、指導能力の向上を図ることができました。</p>	<p>更なる推進を図るため、内容を更新し、継続的に取り組む必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	カリキュラムセンター			
					☆	232	34	スクールカウンセラー研修(再掲)	<p>■目的・目標：いじめ、不登校等の未然防止、早期解決等のために、必要な知識や方策について理解を図ります。</p> <p>■事業概要：市立中学校に配置しているスクールカウンセラー及び市立各学校に派遣している学校巡回カウンセラーを対象に、教育相談についての研修を実施し、子どもの権利についての理解促進と児童生徒への教育相談活動の充実を図ります。</p>	<p>スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラー研修会をスクールソーシャルワーカーと合同で年3回開催し、子どもの権利や子ども理解に関する研修を行いました。</p>	<p>スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラー・スクールソーシャルワーカー自身が、いじめの問題や不登校への対応等、子どもを取り巻く今日的な課題や対応について、改めて理解を深めることができました。</p>	<p>子どもを取り巻く環境は日々変化しており、子どもの権利に関する課題も多様化、複雑化していくことが考えられるため、学校で行う教育相談活動の充実のためにも、今後も継続して、教育相談や今日的な課題に関する研修を行っていく必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	教育相談センター			
					24	24条	☆	233		人権オンブズパーソン広報・啓発事業	<p>■目的・目標：子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について広報します。</p> <p>■事業概要：人権オンブズパーソン子ども相談カードやポスター、パンフレットの配布や動画の放映等を行い、制度の周知と利用の促進を図ります。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども相談カードを10,000部印刷し、市内の小・中学校(特別支援学校及び私立含む)等の児童・生徒に配布したほか、啓発チラシを92,000部印刷し、市内の保育園・幼稚園を通してその保護者や市内の高等学校(県立含む)の生徒、こども文化センター及び児童養護施設に配布しました。また、啓発チラシの表面をポスターとして学校などの関係施設にて掲出に活用してもらったほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示し、PR動画をアゼリアビジョンや各区モニター等で放映しました。</p>	<p>子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、連絡先を記した子ども相談カード等の啓発物を作成、配布しました。また、保護者等にも周知するために区役所等に広報パネルを展示し広く広報しました。</p>	<p>子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、より一層の周知を図り、利用を促進することが必要です。</p>	3	市民オンブズマン事務局	人権オンブズマン担当	
								☆	234		人権オンブズパーソン子ども教室推進事業	<p>■目的・目標：人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図るために実施します。</p> <p>■事業概要：人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ります。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校8校(32クラス、1、023人)、中学校4校(21クラス、658人)及び、児童養護施設3施設(54人)で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。</p>	<p>子ども教室でアンケートを取っているが、平成25年度の報告書によると「人権オンブズパーソンを知っていたか」の問いに、「今回初めて聞いた」と回答したものが、小学生で84.6%、中学生で81.8%だったものが、10年度の令和5年度の報告書では、小学生で49.1%、中学生で33.4%と大幅に減少しています。このように、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするにより、人権オンブズパーソンへの認知度は着実に高まっており、人権オンブズパーソン子ども教室の開催による成果が出てきているものと考えます。</p>	<p>引き続き人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、直接、児童・生徒、教員等に人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ることが必要です。</p>	3	市民オンブズマン事務局	人権オンブズマン担当
								☆	235	221	相談カード「ひとりで悩まないで」の作成、配布(再掲)	<p>■目的・目標：様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できる場所を紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行います。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	<p>相談カードを118,500枚作成し、市立の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。児童生徒が容易に相談しやすくなるため、メールで相談できるサイトにアクセスできる二次元コードを引き続き掲載しました。</p>	<p>子どもたちにとってより使いやすいカードにしたり、学校、関係諸機関で配布できたことで、一人ひとりに相談できる機関があることを伝えることができました。また、児童生徒が容易に相談しやすくなるため、二次元コードを付けることで、環境の整備を進めることができました。</p>	<p>カードを配布することで、児童生徒一人ひとりに相談機関を伝えることはできましたが、「困ったときに相談していい」という意識の醸成は、他の事業と合わせて引き続き行う必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	教育政策室
	☆	236	222	スクールソーシャルワーカーの配置事業(再掲)				<p>■目的・目標：不登校やいじめの問題等、子どもが置かれた状況に応じた支援を行います。</p> <p>■事業概要：スクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関と連携しながら、子どもが置かれている環境の調整を行い、課題を抱えた子どもを支援します。</p>	<p>各区に1名以上(全12名)のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。</p>	<p>相談や支援を求める児童生徒及び保護者について、学校及び家庭への訪問により聞き取り等を行い、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携しながら、課題の解決を図りました。また、スクールカウンセラー等と定期的な情報提供を行い、学校支援の支援体制の充実を図りました。</p>	<p>ヤングケアラー等、潜在的で多様なニーズに応えられるように、関係機関との連携による更なる相談機能の強化を進めていきます。</p>	3	教育委員会事務局	教育政策室				
	☆	237		区を単位とした学校運営支援				<p>■目的・目標：各区内の校長が抱える学校運営上の相談や問題・課題等について、迅速かつ適切に対応するための措置を講じたり、指導・助言を行います。</p> <p>■事業概要：各区役所の地域みまもり支援センターと連携しながら、区・教育担当が、より学校に近いところで迅速かつ丁寧な学校運営を支援します。</p>	<p>地域包括ケアシステムのもと、各区役所の地域みまもり支援センターとともに、児童指導に関わる情報共有を図りました。また、関係部署、書記官と連携して、支援が必要な児童生徒及び家庭に迅速かつ丁寧に対応することができました。</p>	<p>各区・教育担当と関係部署、諸機関と連携を図りながら、真に必要な児童生徒・家庭に対し、組織的な対応することができました。</p>	<p>児童生徒・保護者の心のストレスに起因した対応事例が増加しており、個々の状況を的確に把握し、専門機関と一層の連携が必要となっています。</p>	3	教育委員会事務局	指導課				

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。	(12) 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等 いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。	24条	24条	☆	238		児童生徒指導点検強化月間の実施	<p>■目的・目標：児童生徒指導体制の一層の充実とともに、教育相談技能を含めた教職員の指導力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：校内研修の実施や児童生徒指導体制の点検及び児童生徒指導へのアンケート等を実施し、課題や対策について教職員が共有して取組ます。</p>	<p>全市立学校（179校）を対象に、令和4年6月1日から7月31日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。</p> <p>児童生徒指導連絡会にて、各学校の取組を共有しました。</p>	<p>この時期に点検強化月間を実施している経緯を担当者に理解してもらい、各学校において児童生徒指導体制の一層の充実に向けて取り組むことができました。</p> <p>区・教育担当が各学校の報告の記載内容を確認して、必要に応じて課題改善に向けた支援を行うことができました。</p> <p>いじめ問題への理解や未然防止の取組を効果的に行っている学校の事例を全国いじめ問題サミットのポスターセッションで発表を行いました。</p>	<p>児童生徒指導点検強化月間の実施を始めて、一定の期間が経ち、生きた工夫や効果的な取組を行っている学校がある一方で、形骸化している学校が散見されるため、あらためて、目的の周知や点検項目の内容を検討していく必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	指導課
							支援教育コーディネーターの配置・活用	<p>■目的・目標：児童生徒の多様な教育的ニーズへの早期発見・早期対応を図ります。</p> <p>■事業概要：特別支援教育の専門性に加え、児童生徒指導・教育相談のスキルを持った支援教育コーディネーターを専任化し、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた校内支援体制を構築し、早期に適切な支援を実施することで課題の改善を図ります。</p>	<p>全ての市立小中高等学校に支援教育コーディネーターを配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援を充実させることができました。</p>	<p>増加・多様化する教育的ニーズを踏まえ、児童生徒の状態に応じた適切な支援を提供するため、引き続き支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備を推進する必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	支援教育課	
							いじめ防止対策連絡協議会	<p>■目的・目標：いじめの未然防止について、関係機関と情報を共有し、協議します。</p> <p>■事業概要：いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。</p>	<p>川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づいて年2回開催し、各関係機関が実施しているいじめの未然防止等の活動報告やいじめ問題についての協議を行いました。</p>	<p>本市のいじめ防止等に関する機関や団体が把握しているいじめの発生状況や対応等の情報の共有といじめ問題の諸課題について研究協議し、連携の推進や対応等の充実を図ることができました。</p>	<p>いじめの防止等に関する機関とのさらなる連携及び協力体制の強化に向け、今後、協議内容等の検討が必要と思われる。</p>	3	教育委員会事務局	指導課
							24時間電話相談（再掲）	<p>■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等を24時間いつでも相談できる体制を整えます。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、電話相談によって対応します。</p>	<p>児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受付できる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。夜間は民間企業に業務委託し、連携して支援にあたっています。</p>	<p>令和5年度は304件の相談電話のうち147件は児童生徒からの相談で、一人ひとりに寄り添った支援をすることができました。緊急を要する案件については、関係部署で迅速な連携につとめ、相談者の気持ちを和らげると同時に、適切な相談機関に繋げることができました。</p>	<p>相談窓口の一層の周知と、子どもが困ったことや悩みをいつでも相談できるように、また様々な相談に迅速に対応することができるように、他機関との円滑な連携を継続する必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	教育相談センター
							教育相談事業（再掲）	<p>■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。</p>	<p>市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。令和5年度は心理臨床相談員を2名増員すると同時に、業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の縮減に努めました。電話相談では土日祝日を含め毎日対応できる体制を継続しました。また、ホームページの相談のご案内を改定し、相談窓口の周知を図りました。</p>	<p>令和5年度は、来所面接相談では、86件の新規相談があり、約7割が不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、487件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p>	<p>子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するためにも、相談員の相談技能の向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	教育相談センター
(13) 育ち・学ぶ施設等における個人情報管理 育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。	学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等を公正に作成し、個人情報保護条例等に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。	25条	25条	☆	244		保育園における守秘義務の厳守、情報管理の徹底強化	<p>■目的・目標：保育に当たり知り得た子どもや保護者に関する情報の扱い、個人情報の適切な管理について、周知徹底を図ります。</p> <p>■事業概要：守秘義務の厳守や情報管理の徹底について、職場内の会議や危機管理研修等を通して意識向上に努めます。</p>	<p>職員会議の中で、個人情報保護の取組や情報管理の徹底についての理解を深めました。</p>	<p>保育に当たって知り得た子どもや保護者に関する情報の扱い、個人情報の適切な管理について、周知徹底を図ることができました。</p>	<p>引き続き、園内外の研修や意見交換の機会を設けることで、オンラインを含めた個人情報の適切な取り扱いについて周知する必要があります。</p>	3	こども未来局	保育・子育て推進部
							児童相談所における情報の適正管理	<p>■目的・目標：個人情報の適正管理を確実に行います。</p> <p>■事業概要：子ども本人に関する個人情報の適正な管理を行うため、新任職員研修等で記録の取扱等に関する内容を含めた研修を行います。</p>	<p>相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。</p>	<p>相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。</p>	<p>引き続き個人情報等を適正に管理するとともに、職員一人ひとりの個人情報保護への意識向上に努めます。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
							学校における子どもの処遇に関する適正手続き	<p>■目的・目標：学校における子どもの処遇に関して適正な手続きを行います。</p> <p>■事業概要：学校において、退学や停学の処分、出席停止の措置などが決められるときには、子ども本人から、事情や意見を聴くなど弁明の機会を設け、本人や保護者はもちろん、誰からも納得されるよう配慮します。</p>	<p>学校における子どもの処遇に関して、児童生徒や保護者の事情や意見を鑑みたまで、適正に手続きを行うよう配慮しました。</p>	<p>児童生徒の状況等を理解し、処遇について適正な手続きを行いました。</p>	<p>児童生徒の状況等を的確に理解するために、関係機関との一層の連携が必要と思われます。</p>	3	教育委員会事務局	指導課

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書
 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(第3章)

令和5年度の達成度(1~5の5段階評価で入力)
 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点 的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年 の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。	(13) 育ち・学ぶ施設における個人譲歩の管理 育ち・学ぶ施設において、子ども本人の関する文書等を適切に管理します。	㉖ 学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等を公正に作成し、個人情報保護条例等に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。	25条		247		学校における情報の適正管理	■目的・目標：子どもの個人情報の不適切な管理や漏えいを防ぎます。 ■事業概要：子どもの個人情報保護の適正管理について初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、新任教頭及び新任校長研修等の悉皆研修で行います。子どもの個人情報は校務支援システムにおいて万全の対策が施されたデータセンターで管理を行います。	子どもに関するデータの取扱い及びUSB等可搬媒体の適正管理について初任者研修等年次研修、新任教頭及び新任校長研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等での研修において、事例をもとに研修を行いました。また、文書での注意喚起等を継続させることと共にリクエスト研修等で学校へ訪問し助言も行いました。校務用コンピュータで使用するUSB等可搬媒体については引き続き資産管理システムによる登録制としてシステム管理を実施しています。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われています。	事例をもとにした研修によって、子どもに関するデータの適正管理について教員の意識は高まっています。個人情報の適正管理について各研修や文書により継続的に伝達を行いました。また、情報資産の管理に関して、研修を希望する学校もあるなど、リクエスト研修等を通じてUSB等可搬媒体の取り扱い、情報区分に対する意識向上が見られています。	学校で取り扱う個人情報は、管理・運用に細心の注意をはらう必要があるため、次年度も引き続き子どもに関するデータの適正な取り扱いやUSB等可搬媒体の管理について周知徹底をしていきます。また、学校では、依然としてUSB等可搬媒体を使用する場面が多いため、整備されている情報資産の活用によって、USB等可搬媒体の使用を減らしていけるように今後も周知を継続してまいります。	3	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター
		㉗ (14) 地域における子育て及び教育環境の整備等 子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全のもとで行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。	26条		248		防犯対策事業	■目的・目標：子どもが犯罪等に巻き込まれることなく、地域の中で安全かつ安心して過ごせる環境づくりを推進することを目的として事業を実施します。 ■事業概要：川崎市及び各区の安全・安心まちづくり協議会の構成メンバーを中心とした地域防犯パトロールや、通学路での見守り活動、安全・安心に関する情報配信等を実施します。	安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバー等が実施する防犯パトロールについて、ベストや腕章等の補助や貸与等を実施した(令和5年度決算額562千円)ほか、青色回転灯装備の公用車によるパトロールを平日のほぼ毎日実施しました。防犯カメラ設置補助事業を継続して実施し、通学時等における子どもの安全確保に貢献しました。また、市内の事件・不審者情報等を配信するアプリケーションシステムの運用を行いました。	防犯用具の貸与等を行うことで、通学路での見守りボランティアの活動を支援するとともに、市内全域を青色回転灯装備の公用車でパトロールを実施しました。防犯カメラ設置補助を行い、通学路の安全確保の向上を図ることができました。防犯アプリにより、事件や不審者情報の配信を行いました。	防犯対策については、継続的な取り組みが必要であることから、安全・安心まちづくり推進協議会等における連携を進め、子どもの安全確保のために、より効果的なパトロール対策に取り組んでいく必要があります。防犯アプリの効果的な周知及び関係機関と連携し、迅速に事件等の情報を配信することに取組んでいきます。	3	市民文化局 区役所	地域安全推進課 危機管理担当
					249		交通安全推進事業	■目的・目標：交通安全教室の開催やランドセルカバーの配布を行うなど、自ら交通安全の意識を持つことや車両の運転手に子どもの存在を視認させることで、幼児・児童の交通事故を無くすことを目的として、事業を実施します。 ■事業概要：子どもが正しい交通ルールと交通マナーを身につけられるよう、発達段階に応じた交通安全教育を実施します。また、路面標示や啓発看板等の設置、新入学児童へのランドセルカバーの配布等により、通学路における安全対策を実施します。	幼稚園、保育園、小学校等において、交通安全教室を実施しました(553回)。そのうち、小学3年生に対しては自転車の交通ルールの学習を実施しています。また、通学路における交通安全対策として、路面標示を131箇所、通学路電柱巻付表示を597箇所設置するとともに、新入学児童全員にランドセルカバーを配布しました。	年齢段階に応じた交通安全教室(歩行教室・自転車教室)を実施することで、交通ルールや交通マナーを身につけるとともに交通安全の意識の高揚につなげることができました。また、毎年新入学児童にランドセルカバーを配布し、自ら交通安全の意識を持つことや車両の運転手に子どもの存在を視認させることにつなげることができました。	子どもが正しい交通ルールと交通マナーを身につけられるよう、年齢段階に応じた交通安全教室を実施し、交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、路面標示等の設置、ランドセルカバーの配布等の交通安全対策に取り組み、また、交通安全関係団体、警察等と連携して、子どもの交通安全確保のために引き続き取り組んでいく必要があります。	3	市民文化局 区役所	地域安全推進課 危機管理担当
					250	135	地域子育て支援センター事業(再掲)	■目的・目標：子育て親子の交流の場の提供や、相談支援などを実施し、保護者の子育ての不安感等の緩和を目指します。 ■事業概要：地域における子育て支援を行う拠点として地域子育て支援センターを運営し、子育て環境の向上を図ります。	市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。活用した広報を強化し、利用者増につなげました。	新型コロナウイルスの影響は回復傾向にあり、利用者数等はコロナ禍前の水準に戻りつつありますが、より一層の利用者増のため、引き続き、広報等の強化を図る必要があります。	3	こども未来局	保育・子育て推進部 運営管理・子育て支援担当
					251	42	青少年関係団体活動支援事業(再掲)	■目的・目標：青少年団体の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成を推進します。 ■事業概要：川崎市青少年育成連盟(一般社団法人川崎市子ども会連盟・日本ボーイスカウト川崎地区協議会・ガールスカウト川崎市連絡会・川崎海洋少年団の4団体で構成)の活動を支援します。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年団体の構成員等の減少に伴い、青少年の健全育成を推進する指導者等が不足している現状も踏まえ、団体活動の継続が行えるよう積極的に支援しました。	令和5年度以降も、広報見直しの効果を測定するとともに、引き続き市立小学校や青少年教育施設と連携し、団体への加入促進に向けて広報活動を工夫する必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
					252		青少年健全育成環境推進事業	■目的・目標：市民と行政の連携により、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、市民意識の醸成を図ります。 ■事業概要：行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTA等が主体となって地域で実施している「こども110番」事業を支援するとともに、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施します。	各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業の円滑な運営を支援しました。また、市内各小学校の1~3年生へ「こども110番」の事業広報チラシを配布しました。また街頭キャンペーンを実施したり、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、ポスターやデジタルサイネージの活用による啓発活動を行い、市民意識の醸成に取組みました。	「こども110番」の事業広報チラシの配布を通じて、子どもたちの「こども110番」事業やステッカーについての理解を促進しました。また「こども110番」事業の運営支援等の実施により、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向けて、市民意識の醸成を図ることができました。	今後も「こども110番」事業の広報や運営支援、街頭キャンペーンなどを通じて、継続して市民意識の醸成を図るため啓発活動等を実施していく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
					253		青少年指導員活動支援事業	■目的・目標：青少年指導員の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成、非行防止、社会環境健全化を推進します。 ■事業概要：地域社会全体で子ども・若者を見守り、育成するための推進役として、市長及び県知事から委嘱された青少年指導員活動を支援します。	地域イベントへの協力及び地域における巡回パトロールを月数回実施しました。各関係団体への委員派遣を行いました。全市の指導員を対象とする研修会「発達障害のある子どもの理解と対応~社会の中でより良く生きるために~」を開催し、資質向上を図りました。青少年の社会参加促進等を目的とした「川崎市青少年フェスティバル」の運営に協力し、青少年で構成される実行委員やボランティアの活動を支援しました。インターネットカフェ・まんが喫茶とドラッグストアを対象に条例に基づく措置の実施状況を調査する「社会環境実態調査」への協力として、神奈川県からの依頼に基づき調査を実施しました。	年間を通じて継続して活動を行い、青少年の健全育成に貢献しました。また、全市の指導員を対象とする研修会を開催し、地区を超えた交流を通してスキルやモチベーションの向上を図りました。	引き続き、コロナ禍の3年間で本来の活動ができていない任期の浅い指導員のスキルの向上やモチベーション維持を図っていく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。	(14) 地域における子育て及び教育環境の整備等 子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全のもとで行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。	㉗ 子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、川崎市青少年育成連盟及び構成団体や青少年指導員連絡協議会など各種活動団体や地域教育会議等による地域の子育て及び教育環境の整備等	26条		254	38	地域教育会議(行政区・中学校区子ども会議)(再掲)	■目的・目標：子どもたちを豊かな成長を育む活動を行っている地域教育会議の活動を支援することで、まちづくりや地域の活性化などに対する、子どもたちの意見の受け止めなど、社会全体で子どもの声をしっかりと受け止める環境の構築をめざします。 ■事業概要：各行政区・中学校区地域教育会議を支援し、行政区・中学校区子ども会議等の活動の中で、文化・スポーツを通じた子どもの交流を促進や、子どもの意見表明や権利学習を支援を行うほか、各団体の情報共有の機会を設けて、連携の促進をめざします。	各行政区、中学校区の地域教育会議を支援し、各団体において、子どもの意見表明の機会として、さまざまな形態の子ども会議が開催されました。川崎市子ども会議と異なり、市政に関わらない身近な地域課題や世界情勢に関することなど、独自にテーマを設定するなど、地域の教育力を発揮し、子どもたちにとって貴重な機会となりました。また、年3回、各団体の状況共有の機会を設け、それぞれの魅力を各地域で共有しました。	子どもたちにとって身近な地域で開催される事業を支援したことで、子どもたち市内で多くの意見表明の機会を提供でき、自身の関心や発達にあわせて、子どもたちが自分のニーズにあった機会の選択肢を用意できた点は大きな成果となりました。	全国的な傾向として、地域コミュニティの希薄化や地域の担い手の高齢化、多様な生活スタイルの影響により、地域活動自体が縮小傾向にあり、地域住民の関わり方やネットワークの活性化の仕組みなどを検討していく必要があると考えています。	3	教育委員会事務局	地域教育推進課

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書
 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(第3章)

令和5年度の達成度(1~5の5段階評価で入力)
 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課	
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(14) 地域における子どもを切れ目なく支援します。	子育てや教育環境の整備に向けた取組を支援します。	26条	一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、支援を円滑に引き継ぎます。	255		地域の寺子屋事業	<p>■目的・目標：地域ぐるみで子ども達の学習や体験をサポートする仕組みづくりと、シニア世代の知識と経験を活かして多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進め、子ども達の学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ります。</p> <p>■事業概要：地域の主体的な取組として、学校施設を活用しながら、放課後の学習支援と土曜日等の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。</p>	当該事業については、地域や学校の実情に応じて寺子屋を拡充することとしており、現状で担い手が見当たらないエリアがあるなどの課題により、開設数は95か所(目標117か所)と目標値を下回りましたが、各寺子屋において、放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士での世代間交流を進めました。	当該事業を通じ、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ることができました。また、養成講座などの実施による人材確保や町内会・自治会の掲示板や回覧などを通して事業の普及・啓発を図ることができました。	すべての小、中学校に寺子屋を開講できていないことから、引き続き更なる地域人材の掘起こしや寺子屋事業の周知、新規開講に向けた機運醸成等が必要となります。	4	教育委員会事務局	地域教育推進課	
		一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、支援を円滑に引き継ぎます。					256	川崎区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：幼稚園、保育所等施設及び小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援します。</p> <p>■事業概要：幼稚園、保育所等施設及び小学校を対象とした研修会や会議などの情報交換及び授業参観、保育参観等を実施し、支援体制作りを進めます。</p>	園長・校長連絡会及び実務担当者連絡会は「幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿」を共有しながら情報交換会を実施、あわせて保育園と小学校の連携の取組状況の報告をしていただき、更に幼児小間の相互理解を深めることができました。幼稚園、保育施設の小学校訪問は、園が参加できる機会を増やすため通年で実施、年長児の就学体験については、半数以上の小学校で対面により実施ができましたが、昨年度と同様に補助的なツールとして、小学校のイメージがつかめるような「小学校の一日」がわかるスライドを作成し、幼稚園、保育施設の希望施設に配布し視聴していただきました。また、就学児向けに配布している啓発チラシ「もうすぐいちねんせい」については全市版として日本語版のほか、英語、中国語、朝鮮・韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語版を作成しました。	園で策定した「幼保小架け橋プログラム」の取組を川崎市としてどのように進めていくかの保育検討部会で検討を行い、現在取り組んでいる各種連絡会、子どもたちの姿を参観しながらの職員交流、就学に向けたプレ体験などの子どもたち同士の交流を土台にして推進していくことを確認しました。区としても部会と連携する中で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を連携の手掛かりとして、子どもの育ちをつなぐために園と小学校がお互いに子どもの姿を参観し理解するため各種連絡会、職員交流を通して互いの保育・教育内容について様々な違いを知り相互理解につなげることができました。	幼稚園・保育園、小学校が互いに保育・教育内容の理解ができていないため接続期の学びや生活の基盤の育成に大きな影響がありカリキュラムの連携をしていく必要があります。まだまだ小学校がゼロからのスタートとなっており、幼稚園・保育園で培ってきたことを土台として小学校教育がつながることを理解し、幼稚園・保育園の学びを小学校にどのように広げていくのかを互いに知る必要があります。小学校は1年生、幼稚園・保育園は5歳児の担任だけが考えるのではなく幼稚園、保育園、小学校が組織として取り組んでいく必要があります。	3	こども未来局	川崎区保育・子育て総合支援センター
		一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、支援を円滑に引き継ぎます。					257	幸区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：幼稚園・保育園・小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援します。</p> <p>■事業概要：研修会や連絡会などの情報交換や保育体験等を実施し支援体制作りを進めます。</p>	当初の計画どおり、小学校訪問、幼稚園・保育所等施設の体験研修・参観、園長・校長連絡会及び実務担当者連絡会を実施しました。幼保小双方の現状理解を深めたことで、参加者からは、共有した情報について施設内へ引き継いでいきたい、近隣園と連携していきたい等の意見が多くあり、就学後の指導・支援に繋がりを持たせられました。また、就学児向けに配布している啓発チラシ「もうすぐいちねんせい」については全市版として日本語版のほか、英語、中国語、朝鮮・韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語版を作成しました。	連絡会や訪問では、「小学校までに行けるようになる」といことは？」などの幼保からの質問だけでなく、文科省が進めている、架け橋プログラム作成の一助となるよう「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした、園や小学校で実施している主体的・対話的で深い学びの事例報告を行っていただくことで、お互いの子どもの育つ姿の共通理解を深め、実践につながる工夫等の話し合いができました。	今後は、各種連絡会や訪問の他にも、地域単位で職員、子どもたち同士の体験研修・交流などが、継続的に担保されるよう、目的を明確にした事業の推進が必要です。多様な実践事例を通して「子どもの姿を語り合う場」とするために必要な、教育委員会部署との連携が課題となっています。	3	こども未来局	幸区保育総合支援担当
		一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、支援を円滑に引き継ぎます。					258	中原区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：子どもたちの育ちを幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が共に支え、小学校に入学する子どもたちが新しい環境に適応して生活を送れるようになります。</p> <p>■事業概要：幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の教職員が、研修会や会議・懇談などの情報交換や、小学校授業参観、園実習等を通じ、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援するために、連携体制作りを進めます。</p>	次のとおり連絡会や実習等を実施し、連携を深めました。 <ul style="list-style-type: none"> 園長、校長連絡会 2回 連携担当者連絡会 3回 小学校授業参観、懇談会 区内小学校全19校(参加者延べ280人) 幼稚園、保育園、認定こども園実習研修 区内施設27園(参加者51人) 各園、各校の連携、交流 適宜 園や市の動向、課題を踏まえ、幼保小の架け橋期プログラムに基づく取り組みを推進し、就学前のアプローチカリキュラム及び就学後のスタートカリキュラム作成を行いました。	1つのテーマを通して、連絡会等で討議を繰り返してきたことで、共有認識を持ち、より連携を深めていくことができました。改定教育指導要領及び改定保育所保育指針で示された「主体的対話的で深い学び」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をテーマに取り上げ、カリキュラム検討や事例検討を進めたことで、子どもの人権を尊重する子ども主体の保育教育についての理解につなげました。公民保育園のアプローチカリキュラムが完成しました。小学校のスタートカリキュラムについては9校が作成しました。	区内施設のすべてが参加できているわけではないので、参加の施設を増やしていきたい、連携の意識を高めていく必要があります。アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムをブラッシュアップしながら、保育園、幼稚園、小学校が子どもの人権を尊重する子ども主体の保育教育について共通理解する取り組みを推進する必要があります。	3	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター
		一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、支援を円滑に引き継ぎます。					259	高津区幼・保・小連携推進事業	<p>■目的・目標：幼稚園・保育園・小学校が連携を図り一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の連続性を重視し成長を一体的に支援します。</p> <p>■事業概要：園長校長連絡会、実務担当者連絡会等を通じて情報を共有し連携を深めるとともに、実習研修、授業参観などで子どもの姿を知ることで切れ目のない支援体制をめざします。</p>	【代表者連絡会】各施設の代表者による連絡会を対面にて2回(5月・2月)実施しました。【各種連絡会】令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について、対面による報告を行い、幼稚園、保育園、小学校の施設長(園長・校長連絡会)、担当者(実務担当者連絡会)による意見交換を行いました。幼保小職員向け研修、区内全小学校による授業参観・懇談会や幼稚園・保育所による保育実習などを行い、子どもの姿を共有しながら、幼保小の相互理解・交流を深めました。	アフターコロナの対応として、連絡会等は原則対面による実施をしました。また、保育実習や授業参観・懇談会なども対面で数年振り実施することができました。対面での協議、意見交換を通して、幼保小の相互理解・交流・連携により、幼保から小学校への円滑な接続に繋がっていくことができました。	更なる幼保小の相互理解・交流・連携に向けた取組が課題となっています。交流については、アフターコロナ初年度ということもあり、コロナ前に戻りつつありますが、小学校への期待感や進級の喜び等は園児・児童が実際に交流することで得られるため、交流の活性化が課題となっています。	3	こども未来局	高津区保育総合支援担当
		一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、支援を円滑に引き継ぎます。					260	宮前区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：幼稚園・保育園、小学校等が相互の役割を理解し、発達の連続性を踏まえ、子どもへの切れ目のない支援を行います。</p> <p>■事業概要：幼稚園・保育園・小学校・中学校が各々の立場での実務体験や子どもたちとのふれあいをし、子どもの発達の道筋を再確認するとともに、生活の実態を学び、今後の児童の教育や密接な連携を図るために実施します。</p>	関係機関の連携を目的として、園長・校長連絡会(1回開催、70人が参加)や実務担当者連絡会(2回開催、計148人が参加)を開催しました。また、関係機関の職員同士の交流等の実施について調整を行い、幼稚園、保育所等の先生を対象とした小学校訪問については、宮前区内の全小学校で実施し、延べ139園、171人が参加し、授業参観後に小学校の先生との意見交換会を行いました。	園長校長連絡会は、オンラインでの開催となりましたが実務担当者連絡会は対面で実施ができました。対面でのグループ別ワークについては、オンラインでの開催に比べて、より活発な意見交換が可能となり、充実した内容で実施できました。各連絡会については、文部科学省が進めている「架け橋プログラム」について情報共有を行うなど、連携するための取組みについて理解を深める場とすることができました。	令和2年度からコロナ禍のため実施できなかった対面形式での各種取組について、実施することができましたが、交流事業については、コロナ禍以前の水準で実施できていない状況となっています。今後は、関係機関同士で連携するための環境づくりにも留意しながら連携の取組を進めていく必要があります。また、オンライン形式での開催については、参加しやすいというメリットもあるため、対面、オンラインの特徴をいかした、実施方法についても検討を行い、幼保小の連携を推進していく必要があります。	3	こども未来局	宮前区保育・子育て総合支援センター
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(14) 地域における子どもを切れ目なく支援します。	一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、支援を円滑に引き継ぎます。	26条	一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、支援を円滑に引き継ぎます。	261		多摩区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：幼稚園、保育所等及び小学校の職員が、相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援します。また、幼児・児童に関する諸課題等について話し合い、連携や交流を図ります。</p> <p>■事業概要：区内の幼稚園・保育園及び小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期における接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援するために、研修会や会議などの情報交換や保育体験等を実施し支援体制づくりを進めます。</p>	4月に園長校長連絡会をオンラインで、6月と1月には実務担当者連絡会を対面で実施しました。上記会議のほか、夏休み期間には小学校教員を対象とした保育参観を、11月から1月にかけては、区内全公立14校で授業参観及び意見交換会を実施しました。また、「入学のしおり」「小学校紹介画像」を希望する小学校のものを、希望する幼稚園、保育園にデータで送付しました。	実務担当者連絡会は、私立を含む全小学校と多くの幼稚園、保育園が参加して、第1回目は1つのテーマについて幼保小それぞれから事例発表を行い、第2回目は相互理解を目的に、テーマを決め、有意義な意見交換ができました。前年度は一部に留まった授業参観や対面での意見交換会も今年度は全公立小14校で実施することができました。	保育参観における小学校教員の参加者が少なく、来年度に向けて、少しでも多くの教員が幼稚園、保育園の参観に参加できるよう関係者と調整していきます。また、園長校長連絡会および実務担当者連絡会において、幼稚園の参加率が全体的にも低いため、7区で情報を共有し参加を促していきます。	3	こども未来局	多摩区保育総合支援担当	

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
が子どもの権利を保障するよう、支援します。	共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。				262		麻生区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育の円滑な接続を支援します。</p> <p>■事業概要：幼稚園・保育園、小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援するために、研修会や会議などの情報交換や保育体験等を実施し支援体制作りを進めます。</p>	<p>小学校訪問(6月、11月)、幼稚園保育園訪問、小学校訪問(11月)を実施、人的交流を図りました。また、園長・校長連絡会(1回)、実務担当者連絡会(2回)、代表者連絡会(2回)については、対面にて実施して、情報交換・交流の機会を確保しました。また、一部の小学校では地域の幼稚園・保育所等との交流行事を実施して、生徒・園児同士の交流も図りました。</p>	<p>コロナの5類化を踏まえて、対面での会議や相互の訪問事業を増加させた結果、小学校、幼稚園、保育所等で連携することのメリットを浸透させることができました。また、連絡会で外国につながる子どもの就学に関する講演や架け橋プログラムに関する資料視聴を行うことで、関係者間で課題の共有を図ることができました。</p>	<p>小学校教員が幼稚園・保育所等への訪問事業に参加しやすいよう工夫する必要があります。小学校との交流機会が、まだ少ない地区もあるので、一層の連携を図っていく必要があります。架け橋プログラムについて、必要性を啓発していく必要があります。</p>	3	こども未来局	麻生区保育支援担当
					263		麻生区保育所等施設研修・交流・連携事業	<p>■目的：麻生区内の公・民保育所間で、園児や職員の交流・連携を行います。</p> <p>■事業概要：公開保育研修、行事見学、職員派遣研修、職員交流研修、保育交流等を行い、専門職としての業務の進め方や手段を学び、技術の向上を図ります。</p>	<p>次のとおり、公・民保育所間での交流・連携を図るための研修や交流会などを実施しました。 ・公開保育 21回実施(そのうち民間園2園) ・年長児交流会 近隣園9グループ毎に2~3回実施 ・保育を語る参加型研修(オンライン)9回実施 ・園内研修の見学(職員) ・防災教育集会へ参加・交流(園児と職員) ・公立保育士職員による民間園への人権研修の実施</p>	<p>主に対面で開催を実施しました。普段の保育だけでなく専門職の連携、子どもの人権、SDGS、異年齢保育等多様なテーマの保育を実際に見て、日頃の保育を振り返り、意見交換し学び合う機会となりました。また、公立保育園だけでなく、民間保育園も公開保育を実施し良いと感じた環境設定を取り入れるなど、民間園同士の行き来のきっかけとなりました。対面実施で参加しにくい園は夏のオンラインの研修で意見交換し、交流を持つ機会となりました。年長児交流会では、様々な規模の近園の子とも同士と一緒に運動遊びやレクリエーションを楽しみ、就学への期待に繋がっています。その他、日常保育や園内研修に誘い、気軽に参加できる機会を設けることで学びの場が増えていきました。</p>	<p>対面、オンラインの開催方法や午前、昼、午後と様々な時間帯の研修の場や交流の機会がありますが、園の規模や体制により参加のばらつきがあるため、参加しやすい開催方法の検討の必要があります。</p>	3	こども未来局	麻生区保育総合支援担当
					264		小中連携教育の推進	<p>■目的・目標：児童・生徒交流や教職員の交流・連携によって、小学校から中学校への接続の円滑化を図ります。</p> <p>■事業概要：中学校区ごとに連携校間において、児童生徒間での交流活動や教職員間の授業研究・研修会、情報交換による課題の共有等を行います。</p>	<p>一人ひとりの子どもが安心して新しい環境で生活できるように、小学校と中学校等との情報共有する機会を設け、必要な支援等について情報交換を行いました。</p>	<p>各中学校区が、支援教育コーディネーターや養護教諭等、それぞれの専門性をいかした教職員間での情報交換を行うことにより、一人ひとりのニーズに沿った教育環境の充実を図ることができました。</p>	<p>小学校から中学校への切れ目のない個に応じた学習支援ができるように、ICTの活用や学習環境の充実を進めていく必要あります。</p>	3	教育委員会事務局	教育政策室
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(14) 地域における子育て及び教育環境の整備等	⑨ 地域の関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない子ども・子育て支援を行います。	26条		265		母子保健指導者研修	<p>■目的・目標：研修等を実施し、母子保健に携わる職員等の資質向上を図ります。</p> <p>■事業概要：思春期から、妊娠・出産・育児にわたって一貫して支援するため、子育てをめぐる環境の変化に対応し適切かつ効果的な相談指導に当たることができるよう研修を行います。</p>	<p>中堅期保健師を中心に「母子保健事業における虐待予防」をテーマに研修を実施しました。母子保健初任者に対して、基礎研修を実施し、事業の全体の理解を深めました。産婦健診開始に伴い、エジンバラ産後うつ票を活用した関係機関との連携について研修会を実施しました。</p>	<p>予定通り研修を実施し、アンケートの結果から受講者の90%以上が「事業への理解が深まった」と回答が得られ資質向上につながりました。</p>	<p>思春期から、妊娠出産、子育てのそれぞれの時期のニーズに応じて、適切な助言指導を行い、保護者のニーズに応じた支援を行い、異常の早期発見や早期支援、疾病の予防等に努めることができるよう、研修内容の運営企画を行っていきます。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
					266		妊娠・出産包括支援事業	<p>■目的・目標：川崎市妊娠・出産包括支援事業を実施し、子どもを産み育てやすい環境を整備します。</p> <p>■事業概要：家族等から十分な家事・育児の援助が受けられず、育児支援等を必要とする妊産婦や家族に対して、妊娠から出産期にわたる切れ目のない支援を行うため、産後ケア事業、各種相談事業等を実施します。</p>	<p>妊娠、出産、育児に関する電話相談を実施し、2,065件の相談を受けました。各区域域みまもり支援センターで開催している平日の両親学級に参加できない、就労している妊婦やパートナー等を対象に、年8回、日曜日に両親学級を開催しました。オンラインでも4回実施し、延べ667組の参加があり、育児知識の啓発や個別相談を実施しました。助産所に宿泊、または助産師が利用者の居宅を訪問して、母体ケアや乳児ケアを実施する産後ケア(宿泊型、訪問型、来所型)を実施しました。宿泊型は延べ338人(延べ日数1,224日)、訪問型は延べ840人、日帰り型は延べ442人の方が利用しました。</p>	<p>妊娠から出産・育児にわたる切れ目のない支援のために、電話相談、休日の両親学級及び産後ケア事業を実施しました。</p>	<p>妊娠、出産、育児に関する知識の不足や周囲の支援が届かないことが児童虐待につながるケースもあることから、引き続き産後間もない時期の母子の支援を行う必要があります。産後ケア事業はより使いやすいサービスとなるよう、令和6年度から事業内容を拡充する予定です。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
					267	187	要保護児童対策地域協議会(再掲)	<p>■目的・目標：児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の運営を適切に行います。</p> <p>■事業概要：要保護児童等の適切な保護を図るため、各種関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において情報交換や役割分担及び支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会(代表者部会)において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。</p>	<p>要保護児童等については、今後も地域ネットワークを活用しての支援が見込まれるため、ネットワークの更なる強化を行い効果的・具体的な連携を進められるような取り組みを進めていく必要があります。また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)については、より効果的な運営方法等について引き続き検討していく必要があります。</p>	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
268	43	川崎区こども総合支援ネットワーク会議(再掲)	<p>■目的・目標：家庭と地域社会、関連施設及び団体相互の関係を深め、子どもの豊かな育ちや学びを支えるネットワークの構築を目的として事業を実施します。地域における効果的な子育て支援の実施に向けた子育て支援関係団体間の連携を促進します。</p> <p>■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を2回、課題別部会の「思春期問題対策部会」と「日本語を母国語としない子どもの支援部会」を各2回(計4回)を開催しました。地域の子どもが抱える課題について情報共有と相互連携を行うことで、切れ目のない子ども・子育て支援を推進しました。</p>	<p>オンラインツールを活用して、全体会議を計2回、課題別部会をそれぞれ2回開催し、地域の子どもに関わる団体・関係機関の連携と情報共有を図ることができました。また、通訳ボランティア交流会を1回開催しました。支援者から出た課題を会議等で情報共有しました。</p>	<p>子どもが抱える問題は多様化・複雑化しており、課題の解決に向けて、これまで以上に子育て支援関係機関との連携が不可欠です。会議・課題別部会等の運営方法や取組内容を継続的に見直しながら、子どもの支援をより効果的に行える体制を構築する必要があります。</p>	3	川崎区役所	地域ケア推進課					

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
					269	44	幸区子ども総合支援ネットワーク会議(再掲)	<p>■目的・目標: 幸区における子ども支援及び関係機関等による情報交換、相互協力等を推進します。</p> <p>■事業概要: 区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援を推進します。</p>	<p>区内の子ども支援関係機関による全体会及び子どもの地域包括ケアシステム部会を、区内子育て団体の参加も呼びかけ、ハイブリッド方式で1回、書面形式で1回開催しました。また、子ども・子育てに関する講演会をハイブリッド方式で2回開催しました(1回目参加者37名、2回目参加者32名。)</p>	<p>令和5年度については、会場開催及びオンラインの併用によるハイブリッド方式での情報交換や講演会の運用を展開することができ、会議や講演会に参加しやすくなるなどの効果があったと考えています。</p> <p>なお、講演会については、ヤングケアラーや子どもの貧困といった、社会的に関心の高いテーマを設定することで、参加者にとってより有益な講演内容とすることができました。</p>	<p>どういった工夫を行うことが各団体の活動の再活性化につながっていくのか等について、次年度も引き続き様々な検討を深めながらネットワーク及び取組を強化していく必要があります。</p>	3	幸区役所	地域ケア推進課
					270	45	中原区総合子どもネットワーク会議(再掲)	<p>■目的・目標: 子どもの健やかな成長を促すための環境の整備や仕組みづくりを行うために開催します。</p> <p>■事業概要: 区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。</p>	<p>区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を2回開催し、各部会での活動状況や構成団体・機関の活動状況について情報を共有しました。</p> <p>また、ネットワークの委員向け等に男性の育児状況に関する内容で講師を招いて研修会を開催しました。</p>	<p>3年ぶりの対面による会議開催となり、オンラインとの併用でありながらもつながりを実感でき、委員同士の関係性構築につながる機会となりました。</p> <p>研修もオンラインと対面を併用して開催し、課題意識を高めながら、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。</p>	<p>会議では、3年ぶりの開催となったことから、交流に重点を置いた内容での開催となりましたが、今後は、それぞれの団体や関係機関における課題意識に関わる内容が求められています。一層の連携強化を図り、子ども・子育て支援を推進していくことが必要です。</p>	3	中原区役所	地域ケア推進課
					271	46	子育てネットワーク推進事業(再掲)	<p>■目的・目標: 地域で支え合いながら子育てできる環境の向上を図ります。</p> <p>■事業概要: 地域で支え合いながら子育てできる環境向上のため、地域の関係機関や団体等が連携し、区内の子ども・子育て支援のネットワーク強化を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。子ども・子育てネットワーク会議や講演会等を実施します。</p>	<p>子ども・子育てネットワーク会議は、「本会議」3回、「子育て支援部会(子育て交流会の企画検討、子育てグループ学習会・交流会の企画実施、子育て情報ガイドブックの編集企画等)」2回、「研修・企画部会(研修会の企画実施)」2回、子どもへの虐待防止をテーマとした「委員向け研修」1回、「区民向け講演会(『子どものみかた』講師: 柴田愛子さん)」1回を開催しました。</p>	<p>本会議で子育てに関する取組、統計の報告や意見交換を行うとともに、委員向け研修、区民向けの講演会を開催することで、地域の関係機関や団体等が連携し、区内の子ども・子育て支援のネットワーク強化を図り、地域で支え合いながら子育てできる環境を推進することができました。</p>	<p>本会議や各部会、研修会等の開催を通じ、関係機関の連携や子育てへの理解を促進することができましたが、コロナ禍を経て、地域の子育てグループの活動実態や課題の確認が難しくなっています。子育てグループが必要としている支援内容を把握するとともに、子育て情報の発信方法についても従来の方法に加え、より子育て世代が受け入れやすい手法の導入が求められています。</p>	3	高津区役所	地域ケア推進課
					272	47	子ども支援ネットワーク事業(宮前区)(再掲)	<p>■目的・目標: 子育てを地域社会全体で支えるために、地域の関係者が連携し、支援体制を強化するとともに、子ども・子育てに係る多様な問題を解決・改善するために、団体間の連携やネットワークの強化を図ります。</p> <p>■事業概要: 子ども・子育てに関わる団体・機関の代表者で構成する子ども・子育てネットワーク会議及び、未就学児に関する事項を扱う「子育て支援関係者連絡会(こしれん)」を開催し、情報共有や相互協力を図り、子ども・子育て支援の推進につなげます。</p>	<p>「子ども・子育てネットワーク会議(年2回)およびその部会である「宮前区子育て支援関係者連絡会(こしれん)」(年6回)を開催し、行政と区内子育て支援関係団体との顔が見える関係づくりを行い、各団体での取組や課題と感じている点について情報共有を図りました。</p> <p>転入者および地域で知り合いを作りたい保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるかむクラス」(年3回)を開催し、延べ44組・90名が参加しました。当該イベントを通じ、民生委員児童委員・主任児童委員や区内子育てグループ等、地域の子育て支援に関わる住民とつながるきっかけを提供しました。</p>	<p>「子ども・子育てネットワーク会議」では川崎市子どもの権利条例に関する講演を実施することで、委員として参加している地域の子育て支援関係団体関係者の周知につながりました。</p> <p>交流イベント「うえるかむクラス」では参加者・子育て支援関係団体を交えたグループでの交流の時間を設けることで、地域情報および子育ての上での悩みなどについて意見交換し、地域で活動する子育てグループ・サロン等について情報提供することで、地域における保護者・子どもの居場所の周知につながりました。</p>	<p>「子ども・子育てネットワーク会議」および「宮前区子育て支援関係者連絡会」の開催を通じ、行政と子育て支援関係団体との顔が見える関係づくり、地域課題の把握、子育て支援の取組の情報共有を引き続き行う必要があります。</p> <p>また、「うえるかむクラス」をはじめとする子育て支援のイベントを通じた子育て世代の情報共有の場(居場所)づくりも、引き続き行う必要があります。</p>	3	宮前区役所	地域ケア推進課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(14) 地域における子育て及び教育環境の整備等	⑨ 地域の関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない子ども・子育て支援を行います。	26条		273	48	こども・子育て支援地域連携事業(再掲)	<p>■目的・目標: 多摩区で子ども・子育て支援に関わる様々な団体や関係機関が子育て支援の現状や課題を共有、検討するネットワークづくりを強化し、地域全体での子育て支援を推進します。</p> <p>■事業概要: 「多摩区こども総合支援連携会議」や「講演会」を開催し、子育て支援を現状や課題の共有や検討を進めていきます。</p>	<p>区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関による会議「多摩区こども総合支援連携会議」を開催しました。会議では、各団体から取組状況の報告や行政からこども関連施策について説明した上で、意見交換を行いました。</p> <p>また、保護者対応のヒントとしていただくため、地域の子育て支援に関わっている方々向けに、デジタルネイティブ世代の保護者との関わりについて、講演会を開催しました。19人の参加者が受講しました。</p>	<p>「多摩区こども総合支援連携会議」では、区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関のネットワークの強化を図ることができました。</p> <p>また、講演会では、親子メディアの実態やそれを受けた保護者との関わり方のアドバイスについて触れることで、子育て支援者が保護者と円滑に関わるヒントを得ていただくことができました。</p>	<p>今後も、区内の子ども・子育て支援を実行力のあるものにするため、子ども・子育て支援に関わる団体や機関同士の関係づくりをさらに進めていく必要があります。</p>	3	多摩区役所	地域ケア推進課
					274	49	麻生区子ども関連ネットワーク会議(再掲)	<p>■目的・目標: 区における子ども関連団体、グループや関係機関の連携を図り、子育てや子どもの育成を地域全体で支援することを目的・目標としています。</p> <p>■事業概要: 区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を年2回開催、また、子育て支援に関連する講演会(研修会)を麻生区要保護児童対策地域協議会実務者会議と合同で年2回、子育て関連グループ交流会を麻生区社会福祉協議会子育て支援委員会と年1回開催しました。</p>	<p>会議や講演会・研修会を通して、区内の子どもに関わる団体・関係機関の相互の情報共有、及び、子ども・子育て支援について考える機会を提供しました。</p>	<p>各支援団体が対象としている子どもの幅が乳幼児期から青年期と幅広く、共通の目的意識を持ちにくい。</p>	3	麻生区役所	地域ケア推進課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(15) 子どもの居場所の確保	⑩ 地域において、子どもがのびのびと過ごせるよう、地域全体で見守ります。	27条	☆	275	177	こどもの外遊び交流事業(多摩区)(再掲)	<p>■目的・目標: 子どもの心身豊かな成長を促す外遊びを推進するため、子ども・子育て世帯を対象とした催しを実施します。</p> <p>■事業概要: 家族や生活様式の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も変化していることから、運動場や公園等の広場、周辺にある自然環境の中で子どもの創造力を培い、地域でのつながりづくりを促す「こどもの外遊び交流」を推進します。</p>	<p>外遊びイベント(主催・共催)を4回実施するとともに、たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。</p> <p>リーフレットを新たに4,000部作成し、健診等で配布しました。</p>	<p>秋の「思いっきり外遊び」イベントについて、例年は生田小学校下校庭で実施していましたが、工事で会場が使用できないため、令和5年度は稲田公園に会場を移して実施し、活動エリアを広げて普及啓発を行うことができました。</p>	<p>外遊びを推進する担い手不足が課題となっているため、たまたま子育てまつり等のイベントでの出展を通して、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体へのアプローチを行っています。</p>	3	多摩区役所	地域ケア推進課

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
		支援や相談を受ける仕組みづくりを行います。		☆	276		学習支援・居場所づくり事業	<p>■目的・目標:「貧困の連鎖の防止」に向けて、生活保護受給世帯等のこどもの高校等進学を支援します。</p> <p>■事業概要:小学3~中学3年生を対象に、市内17か所で週2回、1回2時間(小学3~中学2年生は原則週1回)の学習支援を実施します。</p>	全区2か所以上、全17か所で実施しました。令和6年3月末時点の登録者数は小中学生合わせて483名となっており、前年度末から38名の増加となりました。	貧困の連鎖防止を目的として、居場所の提供やキャリア教育、高校進学に向けた学習支援等を実施し、事業を利用した中学3年生のほぼ全員が高校等への進学を達成しました。また、コロナ禍の感染症対策として中止していた教室内でのイベントや軽食提供を順次再開するなど、居場所づくりとしての支援にも取り組みました。	教室数や対象学年を拡充し、安定的に運営できていくところですが、登録率・利用率の向上や休退会防止が課題となっています。生活保護ケースワーカー等からの家庭への利用勧奨のほか、関連部署と連携した対象世帯への事業周知、ソフト面も含めた利用しやすい環境整備が必要です。	3	健康福祉局	生活保護・自立支援室
				☆	277		子ども夢パーク事業(プレーパーク事業)	<p>■目的・目標:プレーパークでの遊びを通して、自分で考え、決めて、自由に遊び、その中から子ども自身が判断できる力を育みます。</p> <p>■事業概要:子ども夢パークにおいて、子どもたちの「やってみたい」という気持ちを大切に、禁止事項を極力作らない、プレーパークでの遊びを支援します。</p>	子どもの「やってみたい」という気持ちを大切に遊びを制限するような禁止事項をできるかぎりつからず、子どもが自分で決めて実行するプロセスを大事に、「冒険遊び場(プレーパーク)事業」を実施しました。	プレーパークでの自由な遊びをととして、子どもたちの自分で考え、決めて、判断できる力を育むことができました。	今後も、プレーパークでの遊びを通して、自分で考え、決めて、自由に遊び、その中から子ども自身が判断できる力を育む必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
				☆	278	201	こども文化センター(再掲)	<p>■目的・目標:自由に遊び、学びあひながら、児童の自主性・創造性・協調性を養います。</p> <p>■事業概要:児童厚生施設として地域住民等と連携しながら、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図ります。</p>	各こども文化センターにおいて、地域住民や関係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。具体的には、普段のコミュニケーション、意見箱、こども運営会議を通じてスタッフが子どものやりたいことに耳を傾け、こども文化センターの行事において企画を煮詰めて子どもが担う機会を提供して、活動を支援しています。また、オンラインの活用など事業の実施方法を工夫しながら地域交流・多世代交流などで多くの高齢者を含めた大人と子どもが触れ合い、自らを表現できる機会を提供して、活動を支援しています。	指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を行いました。	引き続き、子どもの居場所を提供するだけでなく、子どもの権利に配慮して子どもが育ち、学べるよう、健全育成を図っていく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(15)子どもの居場所の確保 地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。	30 地域において、子どもがあらまの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合えることができる。こども文化センターや子ども夢パーク等の居場所づくりとともに、地域ぐるみで学習寺壇や体験寺壇	27条		279		子ども地域交流・居場所促進事業	<p>■目的・目標:川崎区内小学生等の休日の居場所づくりのために、教育文化会館において講座を開催します。</p> <p>■事業概要:地域人材を活用した工作等の体験講座を開催し、地域のつながり作り、世代間交流を図ります。</p>	①9/30と10/1に開催されたイトーヨーカドー川崎港町店「ハッピーファミリーフェア」体験ブースを出展し、1日目は発電機を使って身近な節電を学ぶ「省エネを体験してみよう」を2日目はストロー・紙コップ等を使った「かんたん工作」を実施しました。②地域で活動する漫才コンビを講師に呼び、「漫才を体験してみよう〜めざせグランプリ!〜」という、漫才のおもしろさを知り、自分でネタを作るワークショップを、12/16・1/6・1/13の全3回実施しました。	①参加者 2日間合計200人 ②参加者4人(延べ10人) いずれも、高校~大学生の青少年ボランティアがアシスタントとなり実施しました。 ①は、教育文化会館にない大師域の子ども・子育て世代に、地域でのつながり、遊びを体験してもらおうきっかけとなりました。 ②は、漫才というコンテンツを通して学外での子ども同士の交流・地域のお兄さん・お姉さん(青少年ボランティア)との世代間交流ができました。子どもが自らの意思で参加し、多くの親子が楽しかったと好評でした。	小学生高学年の参加が少ないので、引き続き内容や開催方法などを工夫してより多くの方が興味を持ち、参加しやすい企画を検討します。	3	川崎区役所	生涯学習支援課
				☆	280	173	冒険遊び場活動支援事業(再掲)	<p>■目的・目標:身近な公園等を活用し、地域住民が主体となって「冒険遊び場」を実施することにより、子どもの自由な発想で遊びを創出し、失敗などもしながら自由に遊ぶことのできる次世代育成の場づくりを目指します。</p> <p>■事業概要:公園を活用し、与えられた遊具だけではなく、思いきり遊ぶことのできる外遊びの環境を確保し、地域において定期的に遊ぶことのできる場を提供します。</p>	区内6か所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことのできる環境・機会(プレーパーク)を確保するとともに、こ近助ピクニックなどの行事や緑地保全団体との連携イベントなど「出張冒険遊び場」を計3回実施しました。また、発達支援の専門家による連続講座を開催し、延べ36組59名が参加しました。当該イベントを通じ、子育てに不安や悩みを抱える保護者への情報提供および冒険遊び場各団体の紹介を行い、区内子育て支援関係団体とつながるきっかけを提供しました。	各プレーパークでの月1回の「冒険遊び場」活動に加え、「出張冒険遊び場」において、こ近助ピクニックでプレーパークを実施しました。また、緑地保全団体との連携イベントでは8組23名が参加しました。連続講座においては、参加者がプレーパークの活動に参加するケースもあり、保護者・子ども双方にとっての地域の居場所づくりにつながりました。	引き続き、6か所のプレーパークと連携し、子どもの自由な遊びの場づくりに関する支援を行う必要があります。また、開催および継続に苦慮しているプレーパークの支援を行っていく必要があります。	3	宮前区役所	地域ケア推進課
				☆	281	255	地域の寺子屋事業(再掲)	<p>■目的・目標:地域ぐるみで子ども達の学習や体験をサポートする仕組みづくりと、シニア世代の知識と経験を活かして多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進め、子ども達の学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ります。</p> <p>■事業概要:地域の主体的な取組として、学校施設を活用しながら、放課後の学習支援と土曜日等の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。</p>	当該事業については、地域や学校の実情に応じて寺子屋を拡充することとしており、現状で担い手が見当たらないエリアがあるなどの課題により、開設数は95か所(目標117か所)と目標値を下回りましたが、各寺子屋において、放課後週1回の学習支援と土曜日等月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士での世代間交流を進めました。また、寺子屋先生養成講座を開催し地域の人材発掘を行うとともに、地域の寺子屋推進フォーラムを開催し、新規開講の機運醸成や広く市民への周知を図りました。	当該事業を通じ、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ることができました。また、養成講座などの実施による人材確保や町内会・自治会の掲示板や回覧などを通じて事業の普及・啓発を図ることができました。	すべての小、中学校に寺子屋を開講できていないことから、引き続き更なる地域人材の掘起こしや寺子屋事業の周知、新規開講に向けた機運醸成等が必要となります。	4	教育委員会事務局	地域教育推進課
				☆	282	202	わくわくプラザ事業	<p>■目的・目標:学校や地域との連携を図り、全ての児童が生活の場として安らげる時間と空間を確保するとともに、地域の人々と共に育ち合う場を創ることで、子どものすこやかな成長を図ります。</p> <p>■事業概要:全ての小学生を対象に、学校や地域等との連携を図りながら放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。</p>	市内114か所の市立小学校において、全ての小学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めています。また、学校や家庭、地域と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえた事業の充実を図るとともに、職員の質の向上や児童が学び・育つよりよい環境づくりを進めています。	指定管理者等と連携し、全ての小学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めました。また、学校や家庭、地域と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえて本事業を実施しました。	引き続き、指定管理者等と連携し、全ての小学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めていく必要があります。また、学校や家庭、地域と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえて本事業を実施する必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
		① 不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行うとともに、不登校対策に関わる機関の連携による情報交換会や不登校相談会、進路情報説明会等を実施します。	27条		283	92	子ども夢パーク事業(不登校児童生徒居場所事業)(再掲)	<p>■目的・目標:不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを目指します。</p> <p>■事業概要:学校や家庭・地域の中に居場所を見い出せない子ども一人ひとりが、安心して過ごせる居場所をつくり、多様に育ち学ぶことを支援します。</p>	<p>フリースペースえんにおいて、居場所を見いだせない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等とおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを実施しました。</p>	<p>フリースペースえんにおいて、子どもの参画の下、様々な企画や講座を開催したほか、個別学習支援等とおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりが実現できました。</p>	<p>引き続き、子どもが安心して過ごせるよう、多様に育ち学ぶことのできる環境作りに努めます。</p>	3	こども未来局	青少年支援室
					284	96	子ども・若者等支援事業(こどもサポート旭町)(再掲)	<p>■目的・目標:不登校等の子ども及びその保護者の孤立を防ぎ、社会参加を支援することで、学校への復帰や進学等将来への展望につなげます。</p> <p>■事業概要:不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を運営し、学校や社会生活への参加を支援します。</p>	<p>不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。(R5登録者数:45人)</p>	<p>利用児童に対する居場所づくり・相談支援を行った他、保護者会等を実施し、保護者に対する支援にも対応してきました。</p>	<p>不登校等に悩む児童数は増加傾向にあり、利用登録者数もさらに増え続ける見込みであることから、利用状況を踏まえ適切な人員配置、活動スペースの確保等に向けた調整を進めていきます。</p>	3	こども未来局	青少年支援室
					285	97	思春期問題対策事業(こどもサポート南野川)(再掲)	<p>■目的・目標:子どもの成長に合わせたトータルサポートの実現や、課題を持つ子どもへのきめ細やかな対応による不登校・引きこもり状態の長期化の予防などを地域社会の課題として捉え、行政、地域、関係機関が連携して問題解決を目指します。</p> <p>■事業概要:「こどもサポート南野川」では、不登校・引きこもりなどの課題を持った子どもと保護者の居場所づくりや生活・進路指導など、子育て支援の拠点として、小学校中学年程度から18歳までの子どもとその保護者を対象とした子育て支援を行います。</p>	<p>年間187日開所し、延べ1200名以上の子どもや保護者が来所しました。子どもたちは安心して活動ができるスペースで、学習だけではなく、畑作業やものづくり、読書、カードゲーム、卓球などを楽しく過ごしました。また、学校等関係機関との情報交換会49回、「進路学習会」等の保護者の会を3回実施しました。</p> <p>居場所を必要としている子どもや保護者への周知のため、学校へリーフレットを配付しました。</p>	<p>利用者・来所者の数は昨年度より増加しました。学校との情報共有と連携の一層の強化を図ることで、不登校になった児童生徒へのよりきめ細やかな対応や支援を行えるようになりました。</p>	<p>不登校等の子どもが抱えている問題は、多様化・深刻化する傾向にあり、様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、きめ細かく対応する必要があることから事業の目的や方向性を維持したまま、学校や関係機関と連携を強化しながら継続することが適切であると考えられます。</p>	3	宮前区役所	学校・地域連携担当
					286	98	子ども・若者等支援事業(こどもサポート小田)	<p>■目的・目標:不登校等の子ども及びその保護者の孤立を防ぎ、社会参加を支援することで、学校への復帰や進学等将来への展望につなげます。</p> <p>■事業概要:不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート小田」を運営し、学校や社会生活への参加を支援します。</p>	<p>不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。(R5登録者数:37人)</p>	<p>利用児童に対する居場所づくり・相談支援を行った他、保護者会等を実施し、保護者に対する支援にも対応してきました。</p>	<p>不登校等に悩む児童数は増加傾向にあり、利用登録者数もさらに増え続ける見込みであることから、利用状況を踏まえ適切な人員配置、活動スペースの確保等に向けた調整を進めていきます。</p>	3	こども未来局	青少年支援室

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(15) 子どもの居場所の確保 地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。	㉑ 不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行うとともに、不登校対策に関わる機関の連携による情報交換会や不登校相談会、進路情報説明会等を実施します。	27条		287		定時制生徒自立支援事業	<p>■目的・目標：様々な課題をもつ定時制生徒の中途退学の防止や進路実現において自立した人材として成長していけるようする支援を目的としています。</p> <p>■事業概要 各定時制高校内でカフェ形式の生徒の居場所を作り、食糧、学習、生活・自立支援、就労支援等を行うことにより、生徒が安心して学校に通い続けられ、中途退学者を減らすとともに、卒業後の自立を支えます。</p>	<p>各定時制高校(4校)で年に20回程度、カフェ形式の居場所を開設し、利用した生徒の食糧、学習、生活・自立支援、就労支援等を行いました。</p>	<p>各定時制高校内にあるカフェを生徒が利用し、食事や交流をしたり、相談・個別サポート、キャリアサポート、学習サポート受け、自立支援の一助となりました。</p>	<p>引続き、定時制課程のある全校で実施します。</p>	3	教育委員会事務局	指導課
								<p>■目的・目標：不登校対策に関わる施設や関係機関が連携することで、不登校の子どもへの支援の充実を図ります。</p> <p>■事業概要：不登校対策に関わる施設や関係機関との連絡会議を開催し、情報交換等を行い連携を深め、不登校の未然防止、早期解決に向け取組めます。また不登校相談会の実施や、進路情報説明会を実施し、不登校の子どもにも進路などの必要な情報が得られるよう支援を行います。</p>	<p>年2回の不登校対策連絡会議を予定通り実施しました。コロナ禍への対応も含め、各関係機関・施設の支援の現状を共有し、各機関・施設で行えることや連携して取り組めることなどについて意見交換を行いました。また、不登校相談会・進路情報説明会は、9月に予定通り対面で実施しました。</p>	<p>不登校対策連絡会議では、本年度より各区役所の地域支援課の職員にも参加してもらい、第1回は34名の参加、第2回は54名の参加があった。各関係機関・施設との情報交換や具体的な事例を通しての意見交換をすることで、不登校の子どもへの支援の充実を図ることができました。不登校相談会・進路情報説明会には203人の参加があり、NPOとも協力して、不登校児童生徒の居場所や支援機関、進路についての情報提供を行うことができていました。</p>	<p>不登校の背景や要因は多様であり、児童生徒や保護者の支援ニーズを把握することが難しい。今後も各関係機関・施設の特徴を生かし、様々な視点から子どもたちを捉え、情報交換をしながら、支援にあたる必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	教育相談センター
								<p>■目的・目標：不登校の状態にある子どもの居場所として適応指導教室(ゆうゆう広場)を設置運営し、小集団による体験活動等を通して、学校復帰や社会的な自立を支援します。</p> <p>■事業概要：適応指導教室(ゆうゆう広場)において、通級する子どもたちの状態に応じた活動を展開するために、担当者による情報交換と研修を行うなど、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努めます。</p>	<p>市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。</p>	<p>コロナ禍による生活の変化等と同時期に、一時的にゆうゆう広場の登録者数が減少しましたが、令和5年度は回復し、252名の利用登録があり、自分たちのペースに合わせた様々な活動に参加することができました。</p>	<p>多様化・複雑化する不登校の背景に合わせて、通級する子どもたちが安心・安全に過ごし、自己肯定感を高め、社会的自立に向けた一歩をみ出せるような支援を提供していくと同時に、周知活動を強化し必要などころに必要なタイミングで支援の情報が届くようにしていく必要があります。</p>	3	教育委員会事務局	教育相談センター
		㉒ 子どもの居場所についての考え方やその役割等について理解を進めるため、地域や関係機関に対して、パンフレットや広報誌など、さまざまな媒体を用いた広報や啓発事業を効果的に実施します。	27条	290		子どもの権利に関する条例のパンフレットやちらし等による広報(居場所)	<p>■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、市内小学校の児童生徒や子育て施設の児童及び職員が川崎市子どもの権利条例を知り、理解を深めるために事業を実施します。</p> <p>■事業概要：子どもの居場所についての考え方を記載した条例理解のためのパンフレット等を学校、施設や関係機関等で配布することにより、広く市民に子どもの居場所の大切さについて広報します。</p>	<p>11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校の全児童に147,900部一斉配布しました。市内全小学校117校の新1年生向け学校説明会の際に15,691部配布しました。また、条例パンフレットを、学校及び保育園、子育て関連施設や市設に3,289部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。なお、パンフレット等の一斉配布にあたっては校長会にて資料配布し、依頼しました。</p>	<p>子どもの権利条例のパンフレット・リーフレットの毎年配布をとおして、条例に記載されている「子どもの居場所」についての考え方について周知することができました。</p>	<p>子どもの居場所を利用する子どもや、施設等の職員に、さらに周知・活用してもらうために、引き続き条例パンフレット等を配布するとともに、講師派遣等も含め、配布方法や周知方法等を検討する必要があります。</p>	3	こども未来局	青少年支援室	
							291	子ども夢パーク事業(周知・広報)	<p>■目的・目標：子どもの居場所の考え方や役割等についての理解の促進を図ります。</p> <p>■事業概要：広報誌「夢パークつうしん」を企画、発行し、地域や公共施設に配布することなどにより、夢パークの理念や役割を周知して利用を促進します。</p>	<p>スタッフ、支援委員会を中心に編集委員会を組織し、「夢パークつうしん」を発行しました。地域住民、町内会、川崎市内全小学校(近隣小学校は全家庭数を配布)、公共施設(市役所、区役所、市民館、図書館、こども文化センター等の青少年施設など)に隔月で8,500部を配布しました。また、子育てイベントや講演会、視察・見学の際も積極的に配布し、広報の周知徹底を図りました。また、SNSを活用し、夢パークの様子を発信しました。新聞・雑誌などの情報紙やテレビに夢パークの理念やイベントなどを紹介。川崎市や生涯学習財団ホームページへの情報掲載。また市民活動団体ホームページや地域の子育て情報誌に情報提供を行いました。</p>	<p>指定管理者による「夢パークつうしん」の配布やメディア・SNS等をおして、子どもの居場所についての考え方の普及を図ることができました。</p>	<p>今後も、子どもの居場所の考え方や役割等についての理解の促進を図る必要があります。TV放送や映画上映の影響により視察者が増加し夢パーク運営に職員が対応に追われる状況になっています。</p>	3	こども未来局
		㉓ 地域で居場所の提供等に関する活動を行う市民・団体と連携するとともに、その活動を支援することで、学校や家庭だけではなく、地域の中で子どもが安全・安心して過ごせる居場所づくりを促進します。	27条	292		貸出事業			<p>■目的・目標：地域で子育てを見守る仕組みづくりや市民主体の事業を目指し、地域人材の発掘や自発的な活動の後方支援のため、川崎区保育・子育て総合支援センターにおいて管理する遊具の貸出しを実施します。</p> <p>■事業概要：以下の対象者(団体)に向け保育教材・遊具を貸出し、子どもの遊びや保育活動への利用を通じて子どもたちの健やかな成長につなげます。 (1)川崎市内の乳幼児の子育てグループ・サークル (2)川崎市内の小学校入学前の子どもとその保護者を支援する団体・関係機関 (3)その他、川崎区保育・子育て総合支援センター長(以下「所長」という)が、特に必要と認める団体、関係機関等</p>	<p>市民主体とした「子どもと保護者が安心して過ごせる居場所づくり」の活動を後方支援する一つとして、スキルアップ講座と並行し「貸出事業」を実施しました。子育て支援団体がスキルアップ講座で学んだ技術や、活動で活かすため遊具を使用するなど、前年比20%増となり活動する上で後方支援となりました。</p>	<p>コロナが5類になり、自粛していた活動も再始動したためニーズが高まり活用し、市民主体の活動の後方支援の一端を担うことができました。(貸出実績数5件)</p>	<p>貸出遊具の周知、借りやすい仕組みを含め、貸し出す側の整備も必要です。今後更に地域の地域人材や団体が活用できるよう、地域人材の発掘やスキルの伝授とあわせて、貸出遊具の活用を促進し「安心して過ごせる場」を拡充していく必要があります。</p>	3	こども未来局
							293	貸出遊具 YOO GOO!!	<p>■目的・目標：地域の親子の健やかな成長を支えることを目的・目標に遊具の貸し出しを行います。</p> <p>■事業概要：地域の赤ちゃん相談やフリースペース、自主グループが活発に活動し、また発達障害支援の講座を実施する中で、一般の親子はもとより療育的に使用できる遊具の貸出しのニーズが高まっています。区内で活動している子育てグループなど個人・団体を対象に、乳幼児向けの大型遊具等を貸出し、子どもの遊びや保育活動の利用に供します。</p>	<p>コロナ禍では消毒等の問題もあり、不特定多数が使用する遊具貸出しを控えていましたが、今年度はコロナの5類への移行後、貸し出しを再開しました。通常の貸し出しの他、幸区役所のキッズルームにおいての貸し出しを行い、小規模保育園の園児や地域親子が気軽に楽しむことができるようにしました。</p>	<p>HPでの遊具貸出しの広報の他、約1200名が参加した「みんなで子育てフェア」において実際の遊具を活用し、貸出事業を知らせることができました。市民、子育て支援団体、地域子育て支援センター、主任児童委員へ41件の貸出がありました。</p>	<p>貸し出しの方法や手続きの簡素化を検討し、令和6年4月から申請フォームでの貸し出しを可能とすることで利用率の増加を目指します。</p>	3	幸区役所
		㉔ 地域で居場所の提供等に関する活動を行う市民・団体と連携するとともに、その活動を支援することで、学校や家庭だけではなく、地域の中で子どもが安全・安心して過ごせる居場所の確保	27条	294		貸出用 中原区保育教材			<p>■目的・目標：地域の親子のすこやかな成長を支えるとともに地域子育て支援の充実を目的・目標に貸し出しを行います。</p> <p>■事業概要：市内で活動している子育てグループ・サークルなど個人・団体を対象に、乳幼児向けの大型絵本、エプロンシアター、パネルシアターを貸出し、子育て支援事業にて利用を通じて子育て支援事業内容の充実につなげます。</p>	<p>貸出遊具について、子育て支援を行っている施設に案内をしました。地域子育て支援センターへのメールやボランティア講座で教材貸出があることを知らせ、民間保育所への貸出しは増加しましたが、子育てグループ・サークル等の貸出しはなく近隣の地域子育て支援センターに利用いただきました。</p>	<p>地域子育て支援センターから貸出希望3件ありました。大型絵本やパネルシアターなどを使用して子育て支援事業を充実させました。</p>	<p>子育てグループやサークル等地域子育て支援目的の貸出しが少ないため、地域子育て支援センターやサロンを訪問し、貸出教材が利用できることを周知を強化して利用につなげていきます。</p>	3	こども未来局

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
及〇地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。		安心して過ごせる居場所づくりを促進します。			295		遊具貸出事業	<p>■目的・目標：川崎市内の就学前の乳幼児の子育てグループ・サークル、就学前の子どもとその保護者を支援する団体・機関、保育施設等に、遊具を貸し出し、子ども・子育て支援の推進と子どもたちの健やかな成長を目指します。</p> <p>■事業概要：市内で活動している子育てグループ・サークルなど個人・団体を対象に、乳幼児向けの大型遊具・木育玩具等を貸出し、子どもの遊びや保育活動への利用を通じて子どもたちの健やかな成長につなげます。</p>	市内で活動している子育てグループ・サークルなど個人・団体の人材育成を目的とし乳幼児向けの大型遊具・木育玩具等を39件貸出し、子どもの遊びや保育活動への利用を通じて子どもたちの健やかな成長につながりました。	市内で活動している子育てグループ・サークルなど個人・団体を対象に、乳幼児向けの大型遊具・木育玩具等を貸出し、子どもの遊びや保育活動への利用を通じて子どもたちの健やかな成長につなげました。	子育てに関わる子育てグループやサークル等への支援情報を周知する取組について検討が必要です。	3	子ども未来局	高津区保育総合支援担当
					296		子育て応援グッズ貸出事業	<p>■目的・目標：子育てがしやすく、子どもたちが健やかに育つ地域づくりの実現を図るため、自主的かつ自発的に子育てに関する事業を実施する区民等に対し、業務に支障のない範囲において貸出しを行うことについて、必要な事項を定めます。</p> <p>■事業概要：区内で活動している子育てグループや子育てサロン等を対象に、乳幼児向けの大型玩具、保育教材等を貸出し、子どもの遊びや保育活動の利用に供します。</p>	令和4年度までコロナ禍のため中止していた貸出しを再開し、17件の貸出しを実施しました。主に心臓蘇生トレーニング用の人形や練習用AEDの貸出しを行いました。	民間保育園からプール前時期にAEDの貸し出し希望が多くあり、万一の際の対応について職員のスキルを向上させておきたいという保育園の要望に応えることができました。	民間保育園に対する支援としては、対応することができず、子育てグループからの希望がなかったため、子育てグループ等に対する広報やニーズの汲み取り方法などについて検討していく必要があります。	3	子ども未来局	宮前区保育・子育て総合支援センター
					297		貸出事業	<p>■目的・目標：地域の子ども・子育て支援の充実を図るために、区内の保育所等や子育て支援活動を行う団体・機関等、その他保育所等・地域連携担当課長が特に認める団体・機関等に対し、遊具等の貸出を行います。</p> <p>■事業概要：対象団体や機関、施設に保育教材や玩具等を貸出し、子どもの遊びに利用してもらうと共に、使いかた等を伝える機会をもちながら保育活動に利用してもらいます。</p>	対象団体や機関、施設に保育教材や玩具等の貸出についての広報をし、ロゴフォームや電話で申込みを受け付けました。問合せや貸出の際に使いかた等を丁寧に伝えました。	区内の保育園・子育て自主グループ・子ども文化センターの5施設に対して、保育教材や心臓蘇生トレーニングキットなどを、延べ31回貸し出しました。	希望施設がまだ少ないので、貸出に関する広報の一層の工夫が必要です。	3	子ども未来局	麻生区保育総合支援担当
					298		玩具貸し出し事業	<p>■目的・目標：地域で子ども・子育ての支援の充実を図るために、区内に在住する乳幼児をもつ家庭、区内で子育て支援活動を行う団体・機関等、その他保育所等・地域連携担当課長が特に認める団体・機関等に対し、遊具等の貸出を行います。</p> <p>■事業概要：対象団体や機関、施設に安全マットや玩具等を貸出し、子どもの遊びや保育活動に利用してもらいます。</p>	地域の子育てサロン、育児サークル、絵本読み聞かせグループ、地域子育て支援センタースタッフ、民間保育園等の子育て支援者・団体へ、年間85回玩具の貸出しを行いました。	利用時には、貸出先の利用の目的に応じた玩具等の使用方法について助言を行い、子育て支援の場で十分に活用できるようバックアップをしました。経験に基づいた知識によるアドバイスは、支援者から好評を得ています。	令和6年12月に、担当課が現在席を置く多摩区役所から、多摩区保育・子育て総合支援センターに移設することによる貸出場所の変更を行う必要があります。	3	子ども未来局	多摩区保育総合支援担当
					299	177 275	子どもの外遊び交流事業(多摩区)(再掲)	<p>■目的・目標：子どもの心身豊かな成長を促す外遊びを推進するため、子ども・子育て世帯を対象とした催しを実施します。</p> <p>■事業概要：家族や生活様式の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も変化していることから、運動場や公園等の広場、周辺にある自然環境の中で子どもの創造力を培い、地域での人のつながりづくりを促す「子どもの外遊び交流」を推進します。</p>	外遊びイベント(主催・共催)を4回実施するとともに、たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。リーフレットを新たに4,000部作成し、健診等で配布をしました。	秋の「思いっきり外遊び」イベントについて、例年は生田小学校下校庭で実施していましたが、工事で会場が使用できないため、令和5年度は稲田公園に会場を移して実施し、活動エリアを広げて普及啓発を行うことができました。	外遊びを推進する担い手不足が課題となっているため、たまたま子育てまつり等のイベントでの出展を通して、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体へのアプローチ行っていきます。	3	多摩区役所	地域ケア推進課
					300	174 280	冒険遊び場活動支援事業(再掲)	<p>■目的・目標：身近な公園等を活用し、地域住民が主体となって「冒険遊び場」を実施することにより、子どもの自由な発想で遊びを創り出し、失敗などしながら自由に遊ぶことのできる次世代育成の場づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：公園を活用し、与えられた遊具だけではなく、思いっきり遊ぶことのできる外遊びの環境を確保し、地域において定期的に遊ぶことのできる場を提供します。</p>	区内6か所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことのできる環境・機会(プレーパーク)を確保するとともに、ご近所ピクニックなどの行事や緑地保全団体との連携イベントなど「出張冒険遊び場」を計3回実施しました。また、発達支援の専門家による連続講座を開催し、延べ36組59名が参加しました。当該イベントを通じ、子育てに不安や悩みを抱える保護者への情報提供および冒険遊び場各団体の紹介を行い、区内子育て支援関係団体とつながるきっかけを提供しました。	各プレーパークでの月1回の「冒険遊び場」活動に加え、「出張冒険遊び場」において、ご近所ピクニックでプレーパークを実施しました。また、緑地保全団体との連携イベントでは8組23名が参加しました。連続講座においては、参加者がプレーパークの活動に参加するケースもあり、保護者・子ども双方にとっての地域の居場所づくりにつながりました。	引き続き、6か所のプレーパークと連携し、子どもの自由な遊びの場づくりに関する支援を行う必要があります。また、開催および継続に苦慮しているプレーパークの支援を行っていく必要があります。	3	宮前区役所	地域ケア推進課
					301	185	子育て人材バンク事業(再掲)	<p>■目的・目標：区内で活動する子育てサークル等の活動を支援するとともに、子育てに関する知識や技術を有するボランティアの活躍の場を提供します。</p> <p>■事業概要：区内で活動する子育てサークル等に保育や遊びのボランティアを派遣し、グループ活動の支援を行います。</p>	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ86名を派遣し、グループ活動の支援を行いました。利用会員登録は17団体(新規登録1団体)、ボランティア会員登録15人(新規登録1人)で、新たな団体への支援も行いました。	子育て支援を必要としているグループに声をかけ、新規利用会員を増やす等、ボランティアの活動の場を提供するとともに、子育てサークル等の支援を行いました。	子育てグループの活動が減少しているため、派遣件数が伸び悩んでいます。令和5年度までは、子育てグループの活動に対してのみ、ボランティアを派遣していましたが、令和6年度からは、子育てグループ結成前の団体や、子育てサロン等の子育て支援を目的とした地域活動の主催者へも派遣できるよう、利用規程を改訂しました。	3	麻生区役所	地域ケア推進課
					302		地域子ども・子育て活動支援助成事業	<p>■目的・目標：地域で子どもや子育て家庭を見守り、支える役割を担っている団体を育成・支援することで、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりの促進につなげます。</p> <p>■事業概要：子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所づくり等を行う団体に対し、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金を交付し、団体を育成、支援します。</p>	令和5年度は、募集にあたり、チラシやホームページ、市政だより等による周知に加え、本事業の目的や補助対象、申請書類の記載方法等に関する説明会を開催するなど、新規に申請する団体等への支援を行いました。子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所づくり等を行う20の取組に対し、予算の範囲内において助成を行いました。	団体への助成や活動状況の実地モニタリング等を実施し、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりの促進のための、活動の支援を行いました。	申請件数は増加傾向にあり、一方で予算の範囲で助成を行っている状況であることから、国の動向も踏まえつつ、予算額の拡充も含めた検討、調整を進めていきます。	3	子ども未来局	青少年支援室
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(16) 地域における子どもの活動の支援	34 行政区、中学校区における子ども会議の取組や、子ども会等青少年関係団体等を支援し、地域における子どもの自治的な活動を奨励します。	28条		303	42 252	青少年関係団体活動支援事業(再掲)	<p>■目的・目標：青少年団体の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成を推進します。</p> <p>■事業概要：川崎市青少年育成連盟(一般社団法人川崎市子ども会連盟・日本ボーイスカウト川崎地区協議会・ガールスカウト川崎市連絡会・川崎海洋少年団の4団体で構成)の活動を支援します。</p>	青少年育成連盟による中高校生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年団体の構成員等の減少に伴い、青少年の健全育成を推進する指導者等が不足している現状も踏まえ、団体活動の継続が行えるよう積極的に支援しました。	令和5年度以降も、広報見直しの効果を測定するとともに、引き続き市立小学校や青少年教育施設と連携し、団体への加入促進に向けて広報活動を工夫する必要があります。	3	子ども未来局	青少年支援室

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年の達成度	所管局	所管課
及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。					304	38 255	地域教育会議(行政区・中学校区子ども会議)(再掲)	<p>■目的・目標：子どもたちを豊かな成長を育む活動を行っている地域教育会議の活動を支援することで、まちづくりや地域の活性化などに対する、子どもたちの意見の受け止めなど、社会全体で子どもの声をしっかりと受け止める環境の構築をめざします。</p> <p>■事業概要：各行政区・中学校区地域教育会議を支援し、行政区・中学校区子ども会議等の活動の中で、文化・スポーツを通じた子どもの交流を促進や、子どもの意見表明や権利学習を支援を行うほか、各団体の情報共有の機会を設けて、連携の促進をめざします。</p>	各行政区、中学校区の地域教育会議を支援し、各団体において、子どもの意見表明の機会として、さまざまな形態の子ども会議が開催されました。川崎市子ども会議と異なり、市政に関わらない身近な地域課題や世界情勢に関わることなど、独自にテーマを設定するなど、地域の教育力を発揮し、子どもたちにとって貴重な機会となりました。また、年3回、各団体の状況共有の機会を設け、それぞれの魅力を各地域で共有しました。	子どもたちにとって身近な地域で開催される事業を支援したことで、子どもたちに市内で多くの意見表明の機会を提供でき、自身の関心や発達にあわせて、子どもたちが自分のニーズにあった機会の選択肢を用意できた点は大きな成果となりました。	全国的な傾向として、地域コミュニティの希薄化や地域の担い手の高齢化、多様な生活スタイルの影響により、地域活動自体が縮小傾向にあり、地域住民の関わり方やネットワークの活性化の仕組みなどを検討していく必要があると考えています。	3	教育委員 会事務局	地域教育 推進課